

平成 29 年度事業報告書

〔 自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日 〕

平成 30 年 6 月



日本商品先物振興協会

目 次

平成29年度事業報告書

概 況	3
I 総務関係事項	7
1. 平成29年度の事業計画・収支予算及び会費の額について	7
2. 白金限日取引に係る会費減免措置	8
3. 平成30年度の事業計画・収支予算について	8
4. 個人情報保護規程の策定	9
5. 特別委員会の設置	9
6. 役員及び常設委員会委員の異動	9
7. 会員の異動	10
8. 事務局職員の異動	10
II 事業に関する事項	11
II-1 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業	11
1. 業界団体の今後のあり方についての検討	11
2. 会員の営業活性化・営業支援のための取組	11
3. 商品先物市場の活性化・裾野の拡大に係る取組	12
4. オプション取引の市場リスク相当額の算出方法に関する主務省への照会	13
5. 商品先物取引の税制に係る要望	13
6. 各種意見募集への対応	14
7. 純資産額規制比率の市場リスク相当額を自動計算するための電子ファイルの配付	14
8. 裁判事例集の一般への頒布	15
9. 産業構造審議会 商務流通情報分科会への出席	15
10. 消費税軽減税率説明会への出席	15
II-2 調査研究に関する事業	15
1. 税制改正に関する調査報告書の会員への送付等	15
2. 大学講座開設に係る支援	15

Ⅱ－3 広報に関する事業	16
1. WEBによる啓蒙活動	16
2. セミナー・イベント形式による啓蒙活動	16
3. 資料・パンフレットの改訂等	19
4. 商品先物市場に関する統計データの集計・公表等	19

平成29年度決算財務諸表

1. 収支計算書	23
2. 正味財産増減計算書	25
3. 貸借対照表	26
4. 財産目録	27
5. 計算書類に対する注記	28

監査報告書	31
--------------	----

資 料

資料1. 会員名簿	35
資料2. 組織図	36
資料3. 役員・委員会名簿	37
資料4. 主要会議	38
資料5. 総務関係資料	43
資料6. 制度改善関係資料	55
資料7. 調査研究関係資料	81
資料8. 広報事業関係資料	89

平成 29 年度事業報告書

概況

平成29（2017）年度のわが国経済は、輸出主導の景気拡大が続いたことなどから実質GDPは平成29年10～12月期までに8四半期連続で前月比プラス成長を達成した。内閣府は平成30年1月の景気動向指数の基調判断を、景気拡張の可能性が高いことを表す「改善を示している」に据え置いた。この判断は、平成28年10月から14ヶ月連続であり、景気拡大局面が長期間継続していることを示唆した。景気拡大は平成29年12月の時点で61ヶ月に達し、高度成長時代の「いざなぎ景気」が記録した57ヶ月を超えることとなった。このような状況の下、生産・出荷の好調を映して最高益を見込む企業が増え、政府が目標とするデフレ脱却に向けて「緩やかながらも着実な前進が見られる」との評価の一方で、実質賃金の上昇が伴っていないため、景気回復の実感企業と家計の間でずれがあるとの指摘もあった。国内金融市場を見ると、平成28年12月に誕生したトランプ米政権が掲げた大規模減税や財政出動などへの政策期待を受けて始まった“トランプ・ラリー”を引き継いで堅調に推移していたが、翌年4月中旬には北朝鮮を巡る軍事的な緊張から円相場が一時108円台まで上昇、その後は緊張の緩和とともに4月後半には1ドル111円まで戻した。その間、日経平均株価は月間安値の1万8,335円まで下落した。それ以降も、極右と評される対立候補を破って誕生した史上最年少マクロン仏大統領政権、英国とEU間のBrexit（欧州離脱）に関する協議開始、メルケル独首相の連立政権協議難航、中国共産党大会における習近平総書記の権限強化と社会主義近代化強国の鮮明化など潜在的に問題を内包する重大政治イベントが国内外の金融市場に影響を与えた。地政学的には、度重なる大陸間弾道ミサイル（ICBM）の発射と核による威嚇で挑発をエスカレートさせる北朝鮮、中東ではサウジアラビアを初めとするペルシャ湾岸諸国のカタールに対する国交断絶表明、イラクとシリア国内の主要活動拠点を失ったものの広域でテロ活動を活発化させる過激派組織ISなどの不安定要因なども金融市場の波乱要因となった。その一方で、世界経済は全般的に回復傾向を示し、IMFは世界全体の成長率を2016年の前年比+3.2%から2017年は前年比+3.7%と予想したが、日本経済もこの好調な世界経済にけん引される形で伸張した。10月には衆院総選挙で自由民主党が大勝したことから金融緩和や財政出動の継続が好感され日経平均株価は史上最長の16連騰を記録し、平成30年1月には約26年ぶりの高値24,000円を示現した。5年目を迎えたアベノミクスに関して、政府が重視する雇用環境では生産年齢人口が390万人減少する中で就業者数は185万人増加、有効求人倍率は1.59倍（30年3月）と44年ぶりの水準、完全失業率は2.4%（同）と24年9ヶ月ぶりの低水準となるほか、物価も29年12月の統計で前年比0.9%とプラス状態が概ね1年継続した。なお観光立国を目指す観点から平成29年の訪日外国人の動向を見ると、旅行者数は2,869万人、同消費額は4.4兆円といずれも過去最高記録となった。

世界経済を国・地域別にみると、先進国では、米国が前年度から続く個人消費や堅調な設備投資を受けて経済の回復基調を強めた。特に個人消費に関しては、雇用の改善ならびに8月末から9月にかけて相次いで来襲したハリケーンからの復興特需や政府の財政出動が寄与し、高めの成長が続いた。発足から1年強が経過したトランプ政権を振り返ると、TPP及びパリ協定からの離脱、NAFTA（北米自由貿易協定）の再交渉など“アメリカ・ファースト”に象徴される保護主義的政策の強行が目立った。さらに2018年3月には米国の知的財産権を中国が侵害したとして同国製品への制裁関税の賦課、さらに鉄鋼・アルミの輸入制限措置も実施し、自国第一主義を鮮明にした。

ユーロ圏の経済をみると、2017年10-12月期の域内総生産が前期比で2.3%増（年率換算）と4年

9ヶ月連続でプラスを維持した。背景には2013年以降、全般的に上向きに推移してきた輸出があるが、輸出数量を仕向け先に別に見ると2016年中盤以降は他地域に比べ、とりわけ中国向けの大幅な増加が目立ってきている。この輸出の増大に呼応する形でユーロ圏の製造業生産は増産ペースを加速させており、16年以降は域外向けにとどまらず、それまで横ばいに推移してきた域内向けも明確な上昇を示した。外需の拡大は域内雇用情勢の改善にもつながり、結果として個人消費と中心とした内需が拡大するという好循環に入っていること窺わせる展開となった。

中国は、2017年10-12月期のGDPが前年同期比6.8%増と前期から横ばいに推移したものの2017年通年では6.9%増と政府目標の6.5%前後を上回り、26年ぶりの低水準だった前年16年の6.7%成長から加速した。成長率が前年比を上回ったのは実に7年ぶり、好調な輸出が寄与した。背景には世界経済の回復があり、2017年の米ドル建て輸出額は前年比6.7%増と、前年のマイナス6.4%からプラスに転じた。地域別には米国向けが11.3%増となり、結果として対米黒字を増大させた。EU向けは同9.1%増、BRICS向けは17.5%増だった。個人消費は良好な雇用・所得環境を背景に全体として堅調を維持している。

こうした経済情勢の中にあって平成29年の世界デリバティブ市場の総出来高（FIA（全米先物業協会）による）は前年比0.1%減の252億枚と昨年に続いて2010年以降の最高水準を維持した。調査対象は世界34カ国の79取引所で、先物は148億枚（前年比6.6%減）となり、6年連続の前年更新はならなかった。一方、オプションは104億枚（同11%増）だった。地域別では中南米（20億枚、同22.1%増）と北米（89億枚、同3.5%増）が前年比で出来高を伸張させており、アジア（88億枚、同4.0%減）とヨーロッパ（49億枚、同4.7%減）は昨年の実績を下回った。アジアの減速は大連商品取引所（11億枚、同28.6%減）、上海先物取引所（14億枚、同18.8%減）、鄭州商品取引所（6億枚、同35.0%減）といった中国の大手取引所が揃って大きく出来高を減らしたことが影響した。商品別では金融先物・オプションが堅調な伸びを示したが、コモディティ分野の農産物先物は12億枚（同33.7%減）、貴金属先物は3億枚（同11.0%減）と前年実績に届かない結果となった。

一方、国内商品市場の出来高は2,566万枚（前年度比0.5%減）と前年を割り込む結果となった。市場の中核を担う金はボラティリティの低下が影響し、金標準の出来高が720万枚（同6%減）、原油は連動するETNの取引縮小などが響き495万枚（同8%減）となった。

こうした状況の中、商品先物業界を巡る主な動きを顧みれば、次の通りである。

第一に、業界関係3団体の運営の効率化と経費削減で提言がとりまとめられたことである。

国内商品先物市場の出来高は平成15年のピークから平成28年には6分の1まで減少し、商先業者数は30社を割り込んだ。商先業者各社の経営環境が厳しい状況の中、平成29年4月から東商取の定率参加料とJCHの清算手数料が引き上げられることとなったため、これを契機に関係3団体の運営の効率化と経費削減を図る観点から短中期的観点から望ましい方向を整理し、提言をとりまとめることを目的として、本会は団体組織問題検討委員会（委員長：岡地和道先物協会会長）を設置し、あるべき方向性について業界横断的な議論を積み重ねた。会合は平成29年4月から11月の間に計5回開催され、各団体のあり方に関しては「団体機能の充実を図るとともに商先業者における団体コストを軽減するためには、団体を集約し運営の効率性を高めていくことが望まれる」などとする提言がまとめられた。このとりまとめを受けて本会は、平成30年度以降は、その事業を業者団体としての意見表明・建議要望に関するものに限定し、商品取引所の取組と重複する局面の多い普及啓発及び市場振興に関する事業は原則として商品取引所に委ねることとした。さらに平成30年度の

取組課題として、本会は、団体運営のさらなる効率化を追求する観点から、日商協との組織統合に係る課題整理を行うこととした。

第二に、コメ先物の試験上場が再々延長されたことである。

平成23年に始まったコメ先物の試験上場は、同25年と27年に2度の試験上場期間延長が認められていたが、堂島取は通算6年間にわたり「トラブルもなく円滑な取引が行われ」かつ「取引量や生産者の取引参加数が増加する傾向」にあると判断し、農水大臣にコメ先物本上場を認可申請した。しかし自民党は農林・食料戦略調査会、農林部会、農業基本政策検討プロジェクトチームが連名で、「取引参加者が少なく本上場は認めがたい」とする申し入れを農水省に提出。これを受け堂島取はコメ市場の継続を優先するため試験上場の再々延長を申請し、結果、2年間の延長が認められた。またコメ先物に関連して堂島取は価格決定方式を従来の板寄せからザラバに変更するとともに、取引システムをSBIホールディングス傘下でPTS（私設取引）市場を運営するSBIジャパンネクスト証券などに取引システムの構築・保守・管理を発注することを決定した。同所からは、新システムを平成30年7月に導入する予定である旨発表されている。

第三に、東商取が現実の取引で成績を競うトレードコンテストを開催したことである。

『TOCOMリアルトレードコンテスト』は公設の取引所が開催する現実の取引成績を競うコンテストとしては日本で初めての試み。第1回は平成29年6月中旬から8月末までおよそ2か月半の期間をかけ192名の個人投資家がパフォーマンスを競った。優勝者の利益率は296.37%、3位まで入賞した者がいずれも200%を上回る結果となった。成績上位者は商品先物投資を学ぶイベント『コモディティフェスティバル2017』で表彰し、賞品として金貨とトロフィーを贈呈した。東商取は本コンテストを商品先物市場の活性化、参入促進、普及啓発などを目的に継続的な開催するとしており、第2回は平成30年1月から3月末にかけてコンテストを実施した。優勝者の利益率は215%、上位10名のうち対面取引の委託者は4人だった。

第四に、金・白金限日取引について対面個人投資家の選好度の高さが示されたことである。

平成29年の金限日取引と白金限日取引の売買高はそれぞれ708万枚と363万枚で、全上場商品の品目別順位は3位と6位だった。総出来高に占める割合はそれぞれ14.45%と7.41%だが、2つの限日取引の出来高を合計すると全体の5分の1にのぼった。この限日2商品は対面個人投資家の取引割合が高く、金限日は26%（186万枚）、白金限日は12%（45万枚）と、全商品に占める対面個人投資家の割合9%（447万枚）を上回った。またネット個人投資家の割合に着目すると、全商品ではネット個人投資家による取引が15%（711万枚）で対面を上回っているのに対して、金限日では8%（56万枚）、白金限日では4%（15万枚）とネット個人投資家による取引量が対面個人投資家によるそれを下回り、全体的な傾向とは逆であることがわかった。

以下、平成29年度における当協会の事業について報告する。

なお、文中において、関係団体・取引所・主務省の名称は以下のとおり略称した。

東商取	: 株式会社東京商品取引所
堂島取	: 大阪堂島商品取引所
J C C H	: 株式会社日本商品清算機構
日商協	: 日本商品先物取引協会

保護基金 : 日本商品委託者保護基金
農水省 : 農林水産省
経産省 : 経済産業省

I 総務関係事項

1. 平成29年度の事業計画・収支予算及び会費の額について

平成29年度の事業計画及び収支予算並びに会費の額は、以下のとおり、第19回臨時総会（平成29年3月15日開催）において承認された。

(1) 事業計画 (資料5-(1)、43ページ)

前年度に実施した個人投資家の裾野拡大を目的とした各種の普及啓蒙策をさらに拡充させ、商品投資に関心を持つ金融商品投資家層への訴求に重点を置き、より多角的に情報発信を行う取組を中心に策定した。

(2) 収支予算

平成29年度の収支予算は、事業費3,565万円、事務所費4,662万円を計上し、予算総額は9,223万円（対前年度比85%）とした。

(3) 会費の額

以下のとおり、それぞれ平成28年度と同額とした。

① 均等割会費（準会員を除く）	月額	7万円
② 規模別固定会費		
(1) 国内商品市場取引の受託業者		
資本金10億円未満	月額	4万円
資本金10億円以上20億円未満	月額	8万円
資本金20億円以上	月額	12万円
(2) 国内商品市場取引の取次業者	月額	4万円
外国商品先物取引の受託・取次業者	月額	4万円
店頭商品デリバティブ取引業者	月額	4万円
*上記の(1)(2)を兼業する会員		
・国内商品市場取引の受託業者である場合	上記(1)の額	
・国内商品市場取引の受託業者でない場合	月額	4万円
(3) 準会員	月額	2万円
③ 定率会費（国内商品市場取引の受託業者のみ）		

国内商品市場取引の平成29年3月から平成30年2月の売買1枚につき1.50円を予納額とし、各会員の年間の合計売買枚数について、以下の区分別にそれぞれの単価を乗じて得た額を年度末において返戻する。

150万枚超 300万枚以下の部分	返戻額	売買1枚につき0.50円
300万枚超 500万枚以下の部分	返戻額	売買1枚につき1.00円
500万枚超の部分	返戻額	売買1枚につき1.30円

なお、以下の商品については、会員の毎月の売買枚数にそれぞれに掲げる係数を乗じた枚数に換算（1枚未満は切り上げ）し、予納額及び返戻額を算出する。

東京商品取引所	金ミニ取引、白金ミニ取引、一般大豆、中京ガソリン 中京灯油、京浜ガソリン、京浜灯油、京浜軽油	0.5
	金限日取引、白金限日取引、金オプション取引 金現物取引（100gバー）	0.25
大阪堂島商品取引所	冷凍えび、粗糖、米国産大豆	0.5
	大阪コメ、新潟コシ	0.25

④ 定率会費に係る減免措置

白金限日取引については、第19回臨時総会（平成29年3月15日開催）決議により、その取引振興を図るため取引開始日（平成29年3月21日）から同年6月30日までの売買分については定率会費を徴収しないこととした。

2. 白金限日取引に係る会費減免措置

（資料5-②、44ページ）

白金限日取引については、上述の通り、平成29年6月30日までの売買分について定率会費を徴収しないこととしていたが、さらなる取引振興を図るため、第124回理事会（平成29年7月21日開催）、第125回理事会（平成29年9月19日開催）及び第127回理事会（平成30年1月23日開催）決議により、定率会費を徴収しない期間をそれぞれ3ヶ月間延長し、最終的には平成30年3月末までの売買分について定率会費を徴収しないこととした。

3. 平成30年度の事業計画・収支予算について

平成30年度の事業計画及び収支予算並びに会費の額は、以下のとおり、第20回臨時総会（平成30年3月14日開催）において承認された。

（1）事業計画

（資料5-③、46ページ）

本会の事業については、団体組織問題検討委員会において、商品取引所（特に、東京商品取引所）の取組みと重複する局面の多い普及啓発及び市場振興に関する事業は原則として中止し、事業者団体としての企画立案・建議要望に関するものに限定する方向性がとりまとめられた。これを踏まえて平成30年度においては以下の取組みを行うこととした。

- ① 望ましい金融所得税制の実現に向けた取組
- ② 商品先物関係団体の運営のさらなる効率化に向けた取組
- ③ 純資産額規制比率の算定方法の明確化
- ④ 協会ホームページを通じた各種情報の発信

（2）収支予算

平成30年度の収支予算は、事業費1,910万円、事務所費1,588万円、及び事務所を東商取ビル6階に移設するための費用を含むその他の費用775万円を計上し、会費の徴収は行わず、運営準備金の取崩しで必要経費を賄うこととした。予算総額は4,273万円（対前年度比53.7%減）である。

4. 個人情報保護規程の策定

(資料5-(4)、46ページ)

個人情報保護法の改正（施行日：平成29年5月30日）により、個人情報を取扱う全ての事業者が同法の適用対象となることに対応するため、第123回理事会（平成29年5月30日）において個人情報の適正な取り扱いについて定めた「個人情報保護規程」が承認され、同日から施行した。

5. 特別委員会の設置

商品先物市場の出来高低迷に伴う業界規模の縮小といった商品先物業界の構造変化と会員の経営環境を踏まえ、日本商品先物取引協会、日本商品委託者保護基金及び本会の今後のあり方について、短中期的視野に立って検討を行うため、第122回理事会（平成29年2月28日開催）において「団体組織問題検討委員会」を設置することが承認され、平成29年4月1日付けで以下のとおり委員長及び委員を委嘱した。任期は平成30年3月31日までである。

委員長	岡地和道	岡地(株)	代表取締役社長	(日本商品先物振興協会会長)
会員委員	多々良實夫	豊商事(株)	代表取締役会長	(日本商品委託者保護基金理事長)
会員委員	釧持宏昭	北辰物産(株)	代表取締役社長	
会員委員	二家勝明	日産証券(株)	代表取締役会長	(日本商品先物取引協会副会長)
会員委員	古田省三	岡藤商事(株)	代表取締役会長	
会員委員	依田年晃	サンワード貿易(株)	代表取締役社長	
団体委員	荒井史男	日本商品先物取引協会	会長	
団体委員	臼杵徳一	日本商品委託者保護基金	副理事長	
団体委員	小川 潔	日本商品先物取引協会	副会長	(日本商品委託者保護基金 専務理事)
団体委員	庄司國男	日本商品委託者保護基金	常務理事	
団体委員	杉原吉兼	日本商品先物振興協会	常務理事	
団体委員	濱田隆道	(株)東京商品取引所	代表執行役社長	

以上12名（役職は就任時のもの）

6. 役員及び常設委員会委員の異動

(1) 役員の変動

期中において以下の通り役員の変動があった。

役 職	氏 名	会 員 等 名	事 由	異動年月日
監 事	塩 飽 誠	カネツ商事(株)	辞 任	平成29年9月30日
常務理事	杉 原 吉 兼	日本商品先物振興協会	辞 任	平成30年3月31日

(2) 常設委員会委員の変動

期中において以下の通り市場振興委員会委員の変動があった。

役 職	氏 名	会 員 名	事 由	異動年月日
委 員	大 橋 正 直	EVOLUTION JAPAN(株)	辞 任	平成29年11月6日

7. 会員の異動

期首（平成29年4月1日）現在における本会の会員数は、会員24社、準会員2社の合計26社であったが、期中において次の異動があり、期末（平成30年3月31日）においては、会員22社、準会員3社の合計25社となった。

(1) 加 入 （会員1社、準会員1社）

会 員 名	会 員 代 表 者 名	加 入 年 月 日
カネツFX証券(株)	水 野 慎次郎	平成29年10月1日
カネツ商事(株)（準会員）	塩 飽 誠	平成29年10月1日

(2) 脱 退 （3社）

会 員 名	事 由	脱 退 年 月 日
プレミア証券(株)	任 意 脱 退	平成29年4月30日
カネツ商事(株)	商品先物取引業の廃止 (商品先物取引仲介業への転換)	平成29年9月30日
EVOLUTION JAPAN(株)	商品先物取引業の廃止	平成29年11月6日

(3) 会員代表者の変更 （1社）

会 員 名	新代表者名	旧代表者名	変 更 年 月 日
日本フィナンシャルセキュリティーズ(株)	小 崎 隆 司	古 田 省 三	平成29年6月29日

8. 事務局職員の異動

組織体制の見直し方針に沿って、2名が退職した。

事 由	発 令 年 月 日	役 職 名	氏 名
退 職	平成30年3月31日	企画調査部門 課 長 企画調査部門 課長代理	小 島 栄 一 菊 池 由 紀 夫

II 事業に関する事項

II-1 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

1. 業界団体の今後のあり方についての検討

(資料6-1)、55ページ

商品先物市場の出来高の減少、また市場における商先業者の出来高シェアの低下等商先業者にとって厳しい経営状況が続く中、平成29年4月から東京商品取引所の定率参加料及び日本商品清算機構の清算手数料が引き上げられることとなり、これを契機として、商品先物関係3団体（日本商品先物取引協会、日本商品委託者保護基金、本会）の運営の効率化と経費削減を図る観点から「団体組織問題検討委員会」を設置し、短中期的視野に立って望ましい方向性について、平成29年4月から11月の間、5回にわたり業界横断的な検討を重ねた。

その結果、本会については以下の方向性とすることでとりまとめられた。本とりまとめについては、第126回理事会（平成29年11月21日開催）にて報告後、会議資料として会員専用ページに掲載した。

[本会に関する結論]

その業務を、税制要望及びその関連調査など業者団体としての意見表明・建議要望に関するものに絞り込み、この事業縮小に併せて、事務局人員を削減して、協会の運営規模を現行の3分の1程度に圧縮し、運営準備金の取崩しにより対応できる間（3年ないし4年）は会費を徴収しないものとする。

2. 会員の営業活性化・営業支援のための取組

(1) 銘柄別パンフ・チャートの改訂

(資料6-2)、58ページ

会員各社における顧客への説明用資料、セミナー等を通じての営業用資料として活用できるよう、東商取と共同で平成25年度に作成した銘柄別パンフ及び長期波動チャートのうち2銘柄（トウモロコシ・大豆）の内容を更新し、平成29年5月1日から本会会員専用ホームページを通じて順次デジタルデータを会員に提供した。当該2銘柄を含めた全てのパンフ及びチャートのダウンロード数は平成29年度中で延べ70件であった。

(2) 会員が実施するセミナー・キャンペーン情報の投資家への案内

① 会員のセミナー情報の本会WEBサイトでの紹介

(資料6-3)、59ページ

会員の普及啓蒙活動を支援するため、各社が実施するセミナーを本会会員専用ページ内に設けたシステム上で登録してもらい、登録のあったセミナー情報については協会ホームページで即時紹介し、商品先物取引の裾野拡大に努めた。平成29年度に会員から登録を受けたセミナーは115件であった。

② 会員が主催するセミナー情報の個人投資家への提供

(資料6-4)、59ページ

商品先物取引に関する個人投資家の裾野拡大を図るため、本会が参加したイベント・セミナー等においてメールアドレスを登録した約1,200名の個人投資家に対し、会員が開催するセミナーやキャンペーンの情報を掲載したメールマガジンを月に2回の頻度で12ヶ月間配信した。

(3) CX市況講演会の開催

(資料6-5)、61ページ

外務員の知識向上及び投資家への啓蒙を目的として、商品市況等に関する講演会を東商取及び堂島取と共同で以下のとおり開催した。（第1回開催は平成25年3月25日）

第32回：平成29年7月19日（水） 開催地：東京

〔演題と講師〕 第1部「国際情勢と原油市場の見方」

館 美公子氏（住友商事グローバルリサーチ経済部

マーケットチーム シニアアナリスト）

第2部「金がわかれば世界が見える」

亀井 幸一郎 氏（マーケット・ストラテジィ・

インスティテュート代表 金融・貴金属アナリスト）

〔参加者〕 商先業者12社、全聴講者数42名（一般投資家、メディア含む。以下同）

第33回：平成29年10月20日（金） 開催地：東京

〔演題と講師〕 第1部「地政学リスク、世界の中央銀行金融政策

とゴールド、EVとPGM」

池水 雄一 氏（ICBCスタンダードバンク東京支店長）

第2部「経済・政治動向と為替相場」

石川 久美子 氏（ソニーフィナンシャルホールディングス

金融市場調査部 為替アナリスト）

〔参加者〕 商先業者10社、全聴講者数38名

第34回：平成29年12月18日（月） 開催地：東京

〔演題と講師〕 第1部「グローバル政治・経済から商品市況を読み解くヒント」

本間 隆行氏（住友商事グローバルリサーチ㈱

経済部長 チーフエコノミスト）

第2部「コモディティ、仮想通貨～代替投資のいまとこれから」

小菅 努氏（マーケットエッジ㈱代表）

〔参加者〕 商先業者11社、全聴講者数32名

第35回：平成30年2月14日（水） 開催地：東京

〔演題と講師〕 第1部「2018年金市場を見る3つの視点」

亀井 幸一郎氏（マーケット・ストラテジィ・

インスティテュート代表 金融・貴金属アナリスト）

第2部「60ドルを回復した原油市場の2018年」

江守 哲氏（エモリキャピタルマネジメント㈱代表）

〔参加者〕 商先業者9社、全聴講者数25名

3. 商品先物市場の活性化・裾野の拡大に係る取組

（1）商品先物取引の市況情報の一般への配信

（資料6-（6）、63ページ）

商品投資家に対する投資判断の材料として、主要な上場商品の市況予測を会員各社のアナリストが音声で提供するスマートフォン向けサイト「コモディティ・ボイスネット」を立ち上げ、平成29年11月1日から運用を開始、その後週3回の頻度で更新した。

（2）農産物アナリストの事前予想等のマスコミ等への配信

（資料6-（7）、63ページ）

農産物先物取引に対する社会の注目度・関心度を向上させる目的でTOCOM農産物アナリスト育成セミナーを修了した商先業者各社の役職員（農産物アナリスト）による米国産農産物（とうもろこし及び大豆）の需給動向に関する予想について、前年度から引き続きマス

コミ各社、会員の担当者へ配信した。

なお、平成29年度中のとうもろこし及び大豆に関する事前予想の配信状況は以下のとおり。

期末在庫予想	新穀12回（毎月）、旧穀2回（5、6月）
四半期在庫予想	4回（2017年6、9月、2018年1、3月）
作付意向面積	1回（2018年3月）
確定作付面積	1回（2017年6月）
単収	2回（2017年7、8月）
生産量	2回（2017年9、10月）

(3) 「みんなのコモディティ」を活用した認知度向上に係る取組 (資料6-8)、64ページ

商品先物情報の発信と投資家・情報提供者間の相互の情報受発信を通じた商品先物取引の普及を目的に商品取引所及び関係団体と共同で個人投資家向けSNSサイト「みんなのコモディティ」（以下、「みんコモ」という。）を運営した。年間閲覧ページ数は150万（13.6万/月）ページ、訪問者数は延べ36万（3.3万/月）人だった。

みんコモの人気コンテンツで、主として商品相場の分析・予想・解説を提供する「コモディティコラム」では、平成29年度は14人のコラムニストが722本のコラムを投稿し、96万ページの閲覧があった。また、同サイトへのより多くの投資家誘引を図るため、以下の取組みを実施した。

- ・各コラムニストのコラムページ、プロフィールページの整理
- ・コラムニストの追加（森田アソシエイツ：森田隆大氏）
- ・ナビゲーションメニューの改修

4. オプション取引の市場リスク相当額の算出方法に関する主務省への照会

(資料6-9)、65ページ

商先業者が先物とオプションの双方の建玉を自己勘定で保有している場合の一般的な計算方法について平成29年4月5日に両省に照会した。

このことに関連して、平成29年10月19日から同年11月19日の間、主務省から、商先業者がオプションを先物のヘッジ目的で自己勘定により保有している場合の市場リスク相当額の算出方法に係る大臣告示を含む省令改正案に関する意見募集（パブリックコメント）が実施された。意見募集の結果は平成30年3月16日に公表された。

5. 商品先物取引の税制に係る要望

(1) 自由民主党に対する要望書の提出 (資料6-10)、67ページ

商品先物取引に係る「平成30年度税制要望」について、第124回理事会（平成29年7月21日開催）の承認を経て、11月10日に自由民主党 商工中小企業関係団体委員会・経済産業部会、11月29日に自由民主党農林部会・農政推進協議会にそれぞれ提出するとともに、両会合に杉原常務理事が出席し、要望趣旨等についてプレゼンテーションを行った。

[要望内容]

① 損益通算範囲の拡大について

商品先物取引の差金等決済に係る取引損益について、金融所得課税一元化の対象とし、

対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失の繰越控除を可能とする措置を講じる
こと。

② 決済差損失の繰越控除期間の延長について

決済差損失の繰越控除期間について、現行の3年間を延長すること。

③ 外国商品市場取引による決済損益への課税について

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について申告分離課税とすること。

(2) 要望結果の会員への周知

(資料6-11)、70ページ)

本要望は、平成29年12月14日に公表された自由民主党と公明党の連名による「平成30年度
税制改正大綱」において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投
資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う
総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止
するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する」(前年と同文)として、引き続き検
討事項に掲げられた。

なお、要望結果の概要については12月15日に協会ホームページに掲載するとともに会員代
表者あてに通知した。

6. 各種意見募集(パブリックコメント)への対応

主務省から以下の通り、法令等の改正案に係る意見募集が行われたことに対して、会員に対
しその概要及び、意見を提出した際にはその写しを本会にも送ってもらうよう案内した。

(1) 商先業者等の監督の基本的な指針改正案に係る意見募集の会員への案内等

(資料6-12)、71ページ)

意見募集期間 平成29年5月17日～同年6月15日

募集結果公表日 平成29年7月14日

- 改正の概要
- ① 取引所現物取引における投資可能資金額の確認や適合性の原則に照
らした勧誘規制の一部見直し
 - ② 商先業者が自主的に法令違反を報告した場合における主務省の対応
等に係る事項

(2) 商品先物取引法省令及び告示の改正案に係る意見募集の会員への案内等

(資料6-9)、65ページ)

意見募集期間 平成29年10月19日～同年11月17日

募集結果公表日 平成30年3月16日

- 改正の概要
- ① 法定帳簿の様式の明確化等(省令)
 - ② オプションを先物のヘッジ目的で保有した時のリスク相当額に関す
る事項(告示)

7. 純資産額規制比率の市場リスク相当額を自動計算するための電子ファイルの配付

(資料6-13)、76ページ)

会員が商品市場で自己取引をした場合の市場リスク相当額については、互いに相関性のある
限月若しくは商品の間では相殺することが可能とされていることから、相殺可能な組合せについ
て自動的にリスク相当額を減殺するためのエクセルシートを以下のとおり会員専用ページに掲載

し、各社の利用に供した。

- (1) 平成29年5月1日から翌年4月30日まで適用される相関係数がJ C C Hから発表されたことへの対応（平成29年4月27日）
- (2) 東商取において石油現金決済先物取引が上場されたことへの対応（平成29年5月9日）

8. 裁判事例集の一般への頒布

(資料6-14、77ページ)

商品先物取引に対する法曹関係者の正しい理解を促すため、商先業者の勝訴判決等、商先業者の主張が評価された裁判例（一審ベースで119件）を収集し、弁護士による判示要旨等の解説を付した判例集を平成29年3月に刊行し、全国の裁判所等関係各所に送付したところ、一般からの問い合わせが複数あったことから、平成29年6月15日に本会サイトにてその一部を「立読み」できるコンテンツを掲載すると共に、有償で頒布することとした。この結果、平成29年度中に5件の申込みがあった。

9. 産業構造審議会 商務流通情報分科会への出席

経済産業省商務情報政策局の取組について同省から説明があった後、各委員の間で意見交換を行った。本会からは岡地会長が委員として出席した。

開催日時 平成29年12月13日（水） 午後5時～6時30分

開催場所 経済産業省 別館3階 312会議室

議 題 「Connected Industries」の概要その他

10. 消費税軽減税率説明会への出席

(資料6-15、78ページ)

平成29年4月に消費税率を8%から10%に上げる際に、一部の品目については軽減税率を課す内容を含んだ税制改正法案が成立したことを受けて、以下のとおり説明会が開催された。

この件に関して、本会からは事務局職員が出席し、東商取に上場されている農産物の受渡しに係る軽減税率の適用の可否、受渡しの際のインボイスの代理発行等について質問した。

開催日時 平成29年5月17日（水）午後1時30分～午後3時30分

開催場所 三田共用会議所（東京都港区三田）

説明者 財務省、国税庁、中小企業庁、農水省

II-2 調査研究に関する事業

1. 税制改正に関する調査報告書の会員への送付等

(資料7-1)、81ページ)

商品先物取引に係る損益と上場株式の譲渡損益などの金融所得課税の一元化を要望するにあたっての基礎資料とするための調査を、平成28年7月に、会員26社（当時）のうち23社の委託者に対し実施し、その報告書を平成29年6月に会員各社に送付するとともに、電子ファイルを本会WEBサイトに掲載した。

2. 大学講座開設に係る支援

青山学院大学法学部、明治学院大学経済学部において、次のとおり寄付講座を開講した。

(1) 青山学院大学法学部

講座名：ファイナンスとデリバティブ
担当教授：宇佐美 洋氏（青山学院大学客員教授）
履修者数：73名

(2) 明治学院大学経済学部

講座名：現代経済特講1及び2
担当教授：宇佐美 洋氏（多摩大学大学院教授）
履修者数：67名

II-3 広報に関する事業

1. WEBによる啓蒙活動

(1) 協会HPの充実

協会ホームページ及び会員専用ページにおいて、以下の情報を掲載・更新した。
なお、平成29年度中の月間平均ページ閲覧数は約12万8千ページであった。

① 業界統計データの更新

4. (1) に後述

② 商先業者名簿の記載内容の更新

本会会員である商先業者・商先仲介業者及び非会員のうち国内商品市場取引を取扱っている商先業者に係る情報を一般に提供するため本会WEBサイトに掲載している「商品先物取引業者WEB版」について、掲載商先業者から本・支店所在地、会社概要、営業形態等に係る情報の提供を得て、平成29年4月1日を基準日とした内容に更新した。

③ 農産物アナリストによる予想及びその結果のアーカイブ化 (資料8-(1)、89ページ)

農産物先物取引に対する社会の注目度・関心度を向上させるためマスコミ各社に配信している米国産とうもろこし及び大豆の需給動向に関する農産物アナリストによる予想値及び米国農務省発表数値を随時本会ホームページに掲載し、アーカイブ化した。

④ 会員に対する情報提供

本会の総会、理事会等における審議状況について会員の認識の共有を図るため、各会議の議事概要、資料及び議事録を協会ホームページ（会員専用ページ）に随時掲載した。

また、各会議の記者発表資料は協会ホームページに掲載し一般の閲覧に供した。

このほか、本会の活動内容を含む商品先物業界に関する情報や主務省等からの各種連絡事項等を協会ホームページ又は会員専用ページに掲載し、会員における情報の共有を図った。

(2) 商品さきもの知識普及委員会ホームページの運営

商品先物市場の利用に係る様々な知識・情報を広く提供するため、取引所と共同で「商品さきもの知識普及委員会」ホームページを運営した。

(3) 「みんなのコモディティ」の運営

II-1 3. (3) において既述

2. セミナー・イベント形式による啓蒙活動

(1) TOKYO GOLD FESTIVAL 2017の後援

(資料8-(2)、89ページ)

金の魅力を伝え、関心を深めるためのイベント「TOKYO GOLD FESTIVAL2017 ～ゴールドについて学び、ゴールドを体感する一日～」を東商取と共同後援し、本会は自ブースにおいて金先物取引関連パンフレット及びチャート、会員各社のパンフレットを来場者に配布すると同時に本会会員が実施するセミナー及びキャンペーン情報をメールで知らせる「CX早耳情報」の購読者を募集した。本イベントには先物を含む金投資関連事業者、金現物・金箔・金アート事業者などによるブース出展と並行して金にまつわる各種セミナーが提供され、個人投資家や金に関心のある来場者が訪れた。

日時 平成29年6月24日(土) 12時40分～18時00分

場所 よみうり大手町ホール

来場者 632人(メルマガ購読希望者209人)

〔講師と演題〕第1部「金の魅力」

トークセッション「パッケンマックンのなるほど!ザ・ゴールド」

パッケンマックン(お笑いコンビ)

池水雄一氏(IBCバンクスタンダードバンク東京支店長)

第2部「みんなのリサイクルで金メダル!都市鉱山“発掘”の意義」

原田幸明氏(国立開発研究法人 物質・材料研究機構 特命研究員)

第3部「ビールはなぜ“金色”になったのか」

端田晶氏(サッポロビール(株)文化広報顧問・エビスビール記念館館長)

第4部「ゴールドフォーキャスト2017～変貌する世界、どうなる金価格」

森田 隆大氏

(森田アソシエイツ代表、ワールド・ゴールド・カウンシル顧問)

(2) コモディティ・フェスティバルの共同開催

(資料8-(3)、90ページ)

商品投資の魅力からマーケットの現況、トレード手法にまで幅広く光をあて、多彩な講師を招いて開催するセミナーと、商品先物取引業者が自社サービスの独自性をアピールするブース展示で構成する「コモディティ・フェスティバル2017」を東商取及び堂島取と共催した。

本フェスティバルは東京と大阪の2都市で開催し、本会ブースにおいては銘柄別パンフ及び長期価格チャート、本会会員のパンフレットを配布すると同時に「CX早耳情報」の購読者を募集した。なお、セミナーの概要は以下のとおり。

① 大阪会場

日時 平成29年9月9日(土) 12時30分～16時30分

会場 ヴィアーレ大阪 ヴィアーレホール

参加者 266人(メルマガ購読希望者76人)

〔講師と演題〕第1部「世界経済と株・原油のゆくえ～ファンドマネージャーの眼～」

江守哲氏(エモリキャピタルマネジメント(株)代表)

第2部「リーマンショックからの脱却～新時代のドルとゴールド」

池水雄一氏(IBCバンクスタンダードバンク東京支店長)

和田仁志氏(グローバルインフォ(株)代表)

〔進行〕大橋ひろこ氏（フリーアナウンサー）

第3部「移動平均線大循環分析で読み解くコモディティ展望」

小次郎講師（株手塚宏二事務所代表）

第4部「トレーダーの頭の中～勝者の思考とテクニック」

バカラ村氏（個人トレーダー、ロビンスカップ2015年FX部門優勝者）

〔聞き手〕小次郎講師（株手塚宏二事務所代表）

大橋ひろこ氏（フリーアナウンサー）

② 東京会場

日時 平成29年9月23日（土）12時30分～16時30分

会場 御茶ノ水ソラシティホール

参加者 282人（メルマガ購読希望者139人）

〔講師と演題〕第1部 大阪会場に同じ

第2部「リーマンショックからの脱却～新時代のドルとゴールド」

池水雄一氏（ICBCスタンダードバンク東京支店長）

西原宏一氏（株CKキャピタル代表・CEO）

〔進行〕大橋ひろこ氏（フリーアナウンサー）

第3部 大阪に同じ

第4部「表彰式」&「トレーダーの頭の中～勝者の思考とテクニック」

花火氏（個人トレーダー、

第1回TOCOMリアルトレードコンテスト入賞者）

〔聞き手〕小次郎講師（株手塚宏二事務所代表）

大橋ひろこ氏（フリーアナウンサー）

（3）投資戦略フェアへの出展

（資料8-4）、90ページ）

毎年、株式・投資信託・FX・コモディティ等の多様な投資家が数千人規模で来場することから顧客層の裾野の拡大に有用であるため、各種投資ジャンルの出展者とともに本会も自ブースにて本会会員のパンフレットを配布すると同時に、メルマガジン「CX早耳情報」の購読者を募集した。

名称 投資戦略フェアEXPO 2017 秋 in 大阪

日時 平成29年10月7日（土）10時00分～18時20分

会場 マイドームおおさか

参加者 2,336人（メルマガ購読希望者355人）

（4）CX講師宅配便

（資料8-5）、91ページ）

投資に関心がある個人投資家グループや企業の勉強会やセミナーに商品先物関連の専門講師を無償で派遣するプログラム「CX講師宅配便」において、NPO法人日本個人投資家協会（J A I I、長谷川慶太郎理事長）が同会会員向けに開催するセミナー「J A I I 投資セミナー2017 激動の世界経済～投資チャンスを見逃すな！株×為替×コモディティ」に対し、平成29年度は年間を通じて6回の講師派遣を行った。東商取を会場として使用した第1、2、5、6回では市場見学、上場商品説明、TOCOMスクエアでのラジオNIKKEI「マーケットトレンド」公開生放送の観覧を併せて実施した。

回	開催日	派遣講師	タイトル	参加者数
1	4月19日(水)	田代 岳 氏	株、為替、ゴールドの相関を読む投資術	22人
2	5月17日(水)	小次郎講師	勝てる投資家になるためのテクニック	22人
3	6月24日(土)	小菅 努 氏	地球を読む！ 投資活用術	32人
4	9月30日(土)	亀井幸一郎氏	金がわかれば世界がわかる	25人
5	10月25日(水)	小菅 努 氏	コモディティ、仮想通貨～代替投資の世界	24人
6	11月29日(水)	池水雄一 氏	ゴールドトレーディングのすべて	30人

3. 資料・パンフレットの改訂等

銘柄別チャート・パンフのうち2銘柄について内容の改訂を行った。

II-1 2. (1) において既述

4. 商品先物市場に関する統計データの集計・公表等

(1) 業界統計データの集計・公表

(資料8-(6)、92ページ)

政府及び関係諸機関への政策提言の際の基礎データとするため、以下の項目に係る統計データを作成・更新し、平成29年5月19日及び平成30年3月15日に協会ホームページに掲載して一般の閲覧に供した。

- ・出来高（暦年、年度ベース）
- ・取組高
- ・預り証拠金額
- ・商品取引員数
- ・営業所数
- ・登録外務員数
- ・委託者数
- ・受取委託手数料額

(2) 旧中部大阪商品取引所の上場商品に係る各種データの提供

前年度から引き続き、旧中部大阪商品取引所に上場していた商品に係る出来高・取組高、約定値段、会員別の取引高・取組高等のデータを提供する旨を本会ホームページに掲載し、一般からのデータ提供の要請に対応した。

以 上

平成 29 年度決算財務諸表

1. 平成29年度収支計算書

〔 自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日 〕

(収入の部)

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	執行率	摘 要
会 費 収 入	73,738,000	66,514,563	7,223,437	90.2	均等割会費、規模別固定会費、 定率会費
雑 収 入	1,200,000	839,991	360,009	70.0	法令集・パンフレット代金、 入門書印税、受取利息
運営準備積立預金取崩収入	15,000,000	15,000,000	0	100.0	
退職給付引当預金取崩収入	0	100,000	△ 100,000	—	
当 期 収 入 合 計 (A)	89,938,000	82,454,554	7,483,446	91.7	
前 期 繰 越 収 支 差 額	2,293,000	1,829,293	463,707	79.8	
収 入 合 計 (B)	92,231,000	84,283,847	7,947,153	91.4	

(注) 差異の△印は予算対比収入増を示す。

(支出の部)

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	執行率	摘 要
事 業 費	35,653,000	23,908,611	11,744,389	67.1	
1. 制度改善推進事業費	22,483,000	13,650,809	8,832,191	60.7	
制度改善検討費	1,350,000	342,726	1,007,274	25.4	諸会議資料作成費
市場活性化推進費	21,133,000	13,308,083	7,824,917	63.0	パンフ・チャート改訂費、 みんコモ運営費、セミナー関連費、 TOCOMスクエア運営協力費
2. 企画調査事業費	7,010,000	5,648,072	1,361,928	80.6	
制度調査研究費	1,441,000	1,228,138	212,862	85.2	制度調査費、データ処理関連費
調査資料購入費	3,569,000	2,419,934	1,149,066	67.8	J-com情報料、参考書籍購入費
大学講座開設費	2,000,000	2,000,000	0	100.0	先物関連寄附講座
3. 広報事業費	6,160,000	4,609,730	1,550,270	74.8	
広報実施費	3,616,000	2,627,730	988,270	72.7	HP運営諸費
協会事業推進費	2,544,000	1,982,000	562,000	77.9	協会事業支援広報費

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	執行率	摘 要
事 務 所 費	46,624,000	44,227,074	2,396,926	94.9	
給 与 費	32,969,000	32,183,922	785,078	97.6	役職員報酬給与
退 職 金	0	100,000	△ 100,000	—	役員退任慰労金
福 利 厚 生 費	5,125,000	4,725,064	399,936	92.2	社会保険料、健診補助等
旅 費 交 通 費	753,000	512,474	240,526	68.1	会議出席旅費、出張旅費
通 信 費	303,000	228,981	74,019	75.6	電話・郵便・ネット通信料等
什 器 備 品 費	324,000	0	324,000	0.0	事務用器具等購入費
図 書 印 刷 費	288,000	97,200	190,800	33.8	事業報告書・挨拶状印刷費
会 議 費	910,000	819,326	90,674	90.0	理事会等開催諸費
消 耗 品 費	389,000	82,035	306,965	21.1	事務用消耗品費
借 料 及 損 料	4,315,000	4,349,325	△ 34,325	100.8	事務所借料
諸 費	1,248,000	1,128,747	119,253	90.4	関係先慶弔費・銀行手数料等
退 職 給 付 引 当 預 金 支 出	6,954,000	7,853,720	△ 899,720	112.9	退職給付引当金要繰入額
予 備 費	3,000,000	0	3,000,000	0.0	
当 期 支 出 合 計 (C)	92,231,000	75,989,405	16,241,595	82.4	
当 期 収 支 差 額 (A)－(C)		6,465,149			
次 期 繰 越 収 支 差 額 (B)－(C)		8,294,442			

(注) 差異の△印は予算対比支出増を示す。

2. 正味財産増減計算書

〔 自 平成29年 4月 1日 〕
〔 至 平成30年 3月31日 〕

単位：円

科 目	金 額	
I 増 加 の 部		
1. 資産増加額		
当期収支差額	6,465,149	
退職給付引当預金増加額	7,853,720	14,318,869
2. 負債減少額		
退職給付引当金取崩額	100,000	100,000
増 加 額 合 計		14,418,869
II 減 少 の 部		
1. 資産減少額		
退職給付引当預金取崩額	100,000	
運営準備積立預金取崩額	15,000,000	15,100,000
2. 負債増加額		
退職給付引当金繰入額	7,853,720	7,853,720
減 少 額 合 計		22,953,720
当期正味財産減少額		8,534,851
前期繰越正味財産額		167,353,522
期末正味財産合計額		158,818,671

3. 貸借対照表

[平成30年 3月31日現在]

単位：円

科目	当年度期末	前年度期末	差異
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	8,911,299	2,024,184	6,887,115
流動資産合計	8,911,299	2,024,184	6,887,115
2. 固定資産			
什器備品	4,100,004	4,100,004	0
退職給付引当預金	63,111,491	55,357,771	7,753,720
運営準備積立預金	146,424,225	161,424,225	△ 15,000,000
固定資産合計	213,635,720	220,882,000	△ 7,246,280
資産合計	222,547,019	222,906,184	△ 359,165
負債の部			
1. 流動負債			
預り金	616,857	194,891	421,966
流動負債合計	616,857	194,891	421,966
2. 固定負債			
退職給付引当金	63,111,491	55,357,771	7,753,720
固定負債合計	63,111,491	55,357,771	7,753,720
負債合計	63,728,348	55,552,662	8,175,686
正味財産	158,818,671	167,353,522	△ 8,534,851
負債・正味財産合計	222,547,019	222,906,184	△ 359,165

4. 財 産 目 録

〔平成30年 3月31日現在〕

単位：円

科 目	金 額		
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現 金 (手許現金在高)	171,467		
普 通 預 金 (みずほ銀行他3行)	8,739,832		
流 動 資 産 合 計		8,911,299	
2. 固 定 資 産			
什 器 備 品 (書棚・絵画等)	4,100,004		
退 職 給 付 引 当 預 金 (みずほ銀行)	63,111,491		
運 営 準 備 積 立 預 金 (定期預金・みずほ銀行)	140,000,000		
運 営 準 備 積 立 預 金 (普通預金・みずほ銀行他1行)	6,424,225		
固 定 資 産 合 計		213,635,720	
資 産 合 計			222,547,019
II 負 債 の 部			
1. 流 動 負 債			
預 り 金 (雇 用 保 険 等)	616,857		
流 動 負 債 合 計		616,857	
2. 固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金	63,111,491		
固 定 負 債 合 計		63,111,491	
負 債 合 計			63,728,348
正 味 財 産			158,818,671

5. 計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品 …………… 定率法による減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上基準について

退職給付引当金 …… 期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上している。

(3) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、未収金・未払金、前払費用及び立替金・預り金を含めている。
なお、当期末残高は下記2.に記載のとおりである。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高
現金預金	8,911,299
合 計	8,911,299
預り金	616,857
合 計	616,857
次期繰越収支差額	8,294,442

3. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期償却額	当期末残高
什器備品	5,540,768	1,440,764	0	4,100,004
合 計	5,540,768	1,440,764	0	4,100,004

【参 考】

退職給付引当金	63,111,491 円
前期末残高	55,357,771 円
当期取崩額	100,000 円
当期繰入額	7,853,720 円

監查報告書

監 査 報 告 書

平成 30 年 5 月 8 日

監 事 成 道 秀 雄 ㊞

監 事 釧 持 宏 昭 ㊞

日本商品先物振興協会監事 2 名により、平成29年度（平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで）における事業の執行状況及び会計の処理状況について、関係書類及び会計帳簿等に基づき監査を実施した結果、その業務及び会計の処理は、定款、経理処理規程等の諸規程に則り、かつ、下記の事業報告書及び財務諸表の表示方法は、関係諸法令及び公益法人において一般に公正妥当なものとして採用されている会計慣行の定めるところに準拠し、それぞれ当該年度中における事業執行の状況と資産・負債の状態並びに収入・支出及び資金の調達源泉とその運用の状況とを適正に表示しており、総体として本決算は適法かつ適正なものとして認めたとご報告いたします。

記

1. 平成29年度事業報告書
2. 平成29年度決算財務諸表
 - (1) 収支計算書
 - (2) 正味財産増減計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 計算書類に対する注記

資 料

- 資料 1. 会員名簿
- 資料 2. 組織図
- 資料 3. 役員・委員会名簿
- 資料 4. 主要会議

〔資料 1〕 会 員 名 簿

(平成30年3月31日現在)

(会 員 名)	(会員代表者名)	(所 在 地)
I G 証 券 (株)	代表取締役社長 パリック・マクナグル	〒105-7110 東京都港区東新橋 1-5-2
(株) ア ス テ ム	代表取締役社長 北 川 具 宏	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31
(株) アルフィックス	代表取締役社長 藪 本 浩	〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島 1-15-2
今 村 証 券 (株)	代表取締役社長 今 村 九 治	〒920-0906 石川県金沢市十間町 25
岡 地 (株)	代表取締役社長 岡 地 和 道	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 3-7-29
岡 藤 商 事 (株)	取締役相談役 古 田 省 三	〒104-0033 東京都中央区新川 2-12-16
岡 安 商 事 (株)	取 締 役 社 長 姫 野 健 一	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 2-3-8
カネツ F X 証 券 (株)	代表取締役社長 水野慎次郎	〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 12-8
クリエイトジャパン(株)	代表取締役社長 堀 川 貢 司	〒104-0061 東京都中央区銀座 3-14-13
K O Y O 証 券 (株)	代表取締役副会長 村 上 久 広	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-13-2
(株) コムテックス	代表取締役社長 有 馬 誠 吾	〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座 1-10-14
(株) さくらインベスト	代表取締役社長 宮 井 智 浩	〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満 2-6-8
サンワード貿易(株)	代表取締役社長 依 田 年 晃	〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 3-2
セントラル商事(株)	代表取締役社長 坂 本 圭 隆	〒104-0033 東京都中央区新川 1-24-1
ソシエテ・ジェネラル証券(株)	代 表 取 締 役 グループ・カンツリー・ヘッド ラファエル・シェミナ	〒100-8206 東京都千代田区丸の内 1-1-1
第 一 商 品 (株)	代表取締役社長 正 垣 達 雄	〒150-0045 東京都渋谷区神泉町 9-1
大 起 産 業 (株)	代表取締役社長 田 中 弘 晃	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-2-13
日 産 証 券 (株)	代表取締役会長 二 家 勝 明	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-38-11
(株) フ ジ ト ミ	代表取締役社長 細 金 英 光	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-15-5
北 辰 物 産 (株)	代表取締役社長 釧 持 宏 昭	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2
豊 商 事 (株)	代表取締役会長 多々良實夫	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-16-12
ローズ`・コモテ`ィティ(株)	代表取締役社長 榊 原 秀 一	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 2-12-5

以上22社

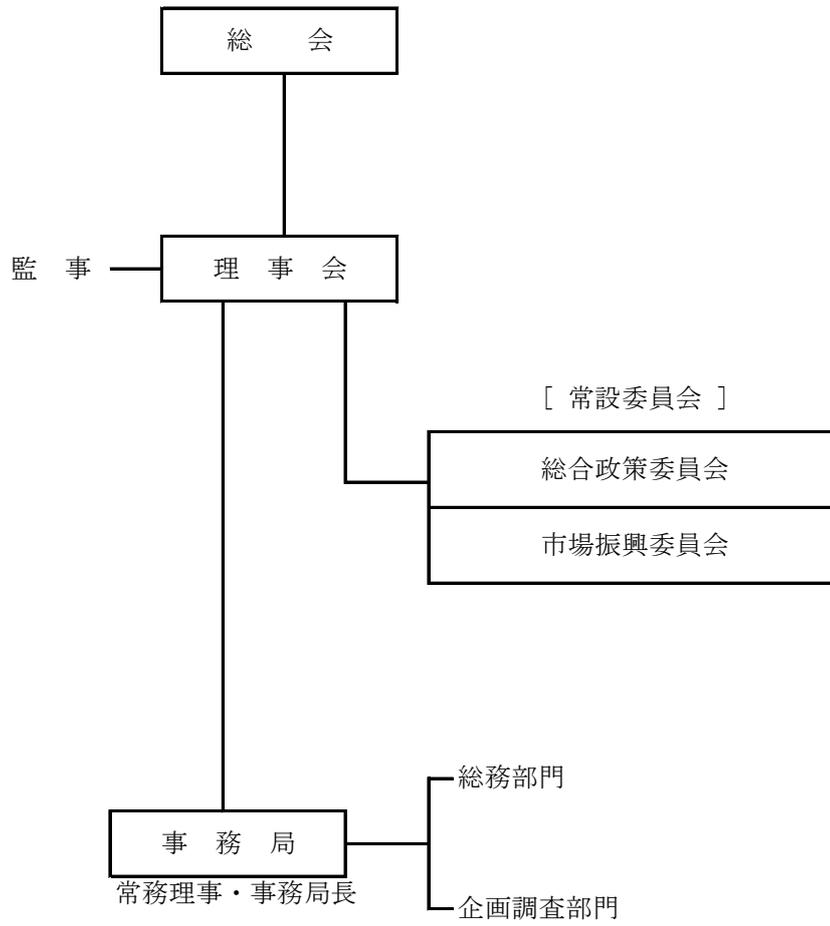
【 準 会 員 】

(準 会 員 名)	(会員代表者名)	(所 在 地)
カネツ商事(株)	代表取締役社長 塩 飽 誠	〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 12-8
日本商品投資顧問業協会	会 長 本 多 弘 明	〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-10-2
日本フィナンシャルセキュリティーズ(株)	代表取締役社長 小 崎 隆 司	〒104-0033 東京都中央区新川 2-12-16

以上3社

〔資料 2〕日本商品先物振興協会 組織図

(平成30年3月31日現在)



〔資料 3〕 役員・委員会名簿

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

1. 役員

会長	岡地 和道	岡地(株) 社長
副会長	多々良 實夫	豊商事(株) 会長
常務理事	杉原 吉兼	会員外
理事	有馬 誠吾	(株)コムテックス 社長
理事	宇佐美 洋	多摩大学大学院 教授 (会員外)
理事	姫野 健一	岡安商事(株) 社長
理事	二家 勝明	日産証券(株) 会長
理事	古田 省三	岡藤商事(株) 相談役
理事	細金 英光	(株)フジトミ 社長
理事	依田 年晃	サンワード貿易(株) 社長

以上 10 名

監事	成道 秀雄	成蹊大学経済学部 教授 (会員外)
監事	釧持 宏昭	北辰物産(株) 社長

以上 2 名

2. 常設委員会

総合政策委員会

委員長	岡地 和道	岡地(株) 社長
委員	河島 毅	日産証券(株) 顧問
委員	多々良 孝之	豊商事(株) 専務
委員	姫野 健一	岡安商事(株) 社長
委員	村上 久広	KOYO証券(株) 副会長

以上 5 名

市場振興委員会

委員長	青山 秀世	日産証券(株) 副社長
副委員長	安成 政文	豊商事(株) 社長
委員	阿部 信一郎	(株)コムテックス 常務
委員	落岩 邦俊	第一商品(株) 副会長
委員	姫野 健一	岡安商事(株) 社長
委員	依田 年晃	サンワード貿易(株) 社長

以上 6 名

〔資料 4〕主要会議

1. 総会等

(1) 通常総会

第18回 日時 平成29年6月14日（水） 14：45～15：10
議案 平成28年度事業報告（案）及び収支決算（案）について

(2) 臨時総会

第20回 日時 平成30年3月14日（水） 15：00～15：20
議案 1. 平成30年度事業計画（案）について
2. 平成30年度収支予算（案）について
3. 定款の改正（案）について
4. 理事の選任について
5. 任期満了に伴う役員の選任方法等について

2. 理事会

第123回 日時 平成29年5月30日（火） 12：00～13：00
議案 1. 平成28年度事業報告（案）及び収支決算（案）について
2. 通常総会の開催について
3. 個人情報保護規程の策定について
その他（報告事項）
会員の異動等について

第124回 日時 平成29年7月21日（火） 12：00～12：30
議案 1. 平成30年度税制改正要望（案）について
2. 本年7月以降のプラチナスポットの定率会費について
その他（報告事項）
(1) 商品先物取引業者の監督指針の改正に係る意見募集の結果について
(2) 平成29年度下期の会議日程及び会員の異動について

第125回 日時 平成29年9月19日（火） 12：00～12：50
議案 1. 準会員の加入について
2. 10月以降のプラチナスポットの定率会費について（案）
その他（報告事項）
(1) 普及啓発事業の実施状況・今後の予定について
(2) 団体組織問題検討委員会での検討状況について
(3) 会員の異動及び理事会開催日程について

- 第126回 日 時 平成29年11月21日（火） 12：00～12：40
議 案 1. 来年度以降の本会の事業及び事務局体制について
その他（報告事項）
(1) 団体組織問題検討委員会とりまとめについて
(2) 平成29年度上半期の収支状況について
(3) 平成30年度税制改正要望の動向について
(4) 会員の異動及び今後の会議日程について
- 第127回 日 時 平成30年1月23日（火） 12：00～12：45
議 案 1. 平成30年度における取組課題（案）について
2. 平成30年1月以降のプラチナスポットの会費について（案）
その他（報告事項）
(1) 平成30年度税制改正要望の結果について
(2) 普及啓発事業の実施状況について
(3) 会員の異動及び今後の会議日程について
- 第128回 日 時 平成30年2月27日（火） 12：00～12：50
議 案 1. 平成30年度事業計画（案）について
2. 平成30年度収支予算（案）について
3. 定款の改正（案）について
4. 役員選任規程の改正（案）について
5. 理事の選任について
6. 任期満了に伴う会員役員の選任方法について
7. 臨時総会の開催について

3. 団体組織問題検討委員会

- 第1回 日 時 平成29年4月26日（水） 14：00～15：30
議 案 1. 本委員会の検討の方向について
2. その他
- 第2回 日 時 平成29年6月14日（水） 10：00～11：15
議 案 1. 各団体での検討状況について
2. 今後の検討の進め方について
3. その他
- 第3回 日 時 平成29年7月27日（木） 14：00～15：10
議 案 1. 委託者資産保全制度のあり方等について
2. その他
- 第4回 日 時 平成29年9月28日（木） 14：00～15：40
議 案 1. 委託者資産保全制度の改革案に係る検討状況について
2. 団体における業務の見直し及び経費削減策について
3. その他

- 第5回 日 時 平成29年11月15日（水） 14：00～14：50
- 議 案 1． 団体における業務の見直し及び経費削減策について
2． 当委員会とりまとめ（案）について

以上

[資料 5] 総務関係資料

平成 29 年度 事業計画

1. 商品先物市場の活性化・流動性拡大に向けた取組

商品先物市場の活性化を図るうえで、ベースの流動性供給者として個人投資家の参入拡大が不可欠であるので、引き続き個人投資家、とりわけ商品先物取引の潜在的顧客と期待される株・投信・FX等の金融取引投資家層への訴求に重点をおき、様々なチャネルから商品投資に係る情報発信を行う。

(1) 投資家向けセミナーの開催・協賛 (継続)

商品投資に関するプログラムを主体としたセミナー・イベントを取引所等と共同で開催・協賛する。

具体的には、平成 28 年度と同様に、東京及び大阪においてセミナー5回の開催・協賛を予定する。

【参考】平成 28 年度に実施した投資家向けセミナー

セミナー名	開催地	実施時期	来場者数
ゴールド・フェスティバル	東京	平成 28 年 7 月	約 660 名
コモディティ・フェスティバル	東京	9 月	約 350 名
	大阪	10 月	約 200 名
投資戦略フェア	大阪	11 月	約 1,500 名
	東京	平成 29 年 3 月	約 5,000 名

投資戦略フェア in 東京の来場者数は平成 28 年 3 月開催時の実績である。

(2) メールマガジンによる情報発信 (継続)

セミナー来場者の商品投資への関心を継続させ、取引参加への動意付けにつなげるため、本会にメールアドレスを登録した投資家に対して、会員が実施するセミナー情報等を記載したメールマガジンを定期的 (月 2 回程度を予定) に送信する。

また、今年度から著名トレーダーによる市況予測等、投資家の興味を喚起する情報を追加掲載する。

(3) 新規商品の普及啓蒙

白銀日取引等上場が予定されている新規商品の認知度向上及び取引活

性化を図るため、WEBサイトでの特集ページの特集ページの公開やメルマガ購読者に対する関連情報の配信等のプロモーション活動を展開する。

(4) 「みんなのコモディティ」の訴求力強化とコンテンツの充実

「みんなのコモディティ」を通じて広く投資家に商品投資への興味を喚起するため、新たに以下の取組を推進する。

- ① 新規来訪者の誘引につながるよう、みんコモに寄稿するコラムニストの Twitter や facebook 等を通じて情報の拡散を図る。
- ② 顧客誘引力のあるコンテンツのアーカイブ化、トップページからサイト内の各コンテンツへの導線の整理等を進める。

(5) 協会ホームページのコンテンツの追加・更新

現在掲載している商品先物取引の機能・仕組み、上場商品の価格変動要因等について解説したコンテンツをベースに、以下の改良を加える。

- ① 新規上場が予定されている白銀日取引、石油現金決済取引に関する情報の追加
 - ② 各商品の現在値、取引証拠金の最低額 (PSR) の掲載
 - ③ 各コンテンツから会員サイトへの誘導 (リンク) の強化
- また、既存コンテンツの整理・再構築を行い、メリハリのきいた情報提供画面に改める。

2. 会員の営業活性化に向けた取組

(1) 新規商品の営業支援

白銀日取引、石油現金決済取引に係る会員の営業活動に資するよう、ホームページ用コンテンツを作成し、電子ファイルにより会員に提供する。

(2) 外務員向けセミナー (市況講演会) の開催 (継続)

主要銘柄の価格変動要因等上場商品に関する知識の向上に資するよう、外務員向けセミナーを継続して開催する。(年 6 回程度を予定)

また、セミナーの動画を会員専用ページに掲載し、来場できなかった会員役職員の閲覧に供する。

(3) 会員セミナーへの協賛 (継続)

会員の啓蒙活動を支援するため、会員各社が実施するセミナーに対し、

要請に基づき本会が協賛し、当該セミナーを協会ホームページで告知するとともに、メールマガジンで配信する。

3. 望ましい金融所得税制の実現に向けた取組 (継続)

個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の実現に向け、引き続き関係方面に要望する。
4. 商品先物取引の認知度向上に関する取組
 - (1) 「みんなのコモディティ」の共同運営 (継続)

商品投資に関する情報ポータルサイトとして取引所・業界団体共同で標記サイトを運営する。
 - (2) 投資クラブ等を対象とした講師派遣 (継続)

日本個人投資家協会との共同セミナーを継続的に開催（年6回程度を予定）。
 - (3) 大学における寄付講座の開講 (継続)

青山学院大学、明治学院大学で開講。
5. 業界団体のあり方に関する検討会議の設置

商品先物業界の構造変化及び会員である商先業者の経営環境を踏まえ、日本商品先物取引協会及び日本商品委託者保護基金の協力を得て、本会を含む業界団体の今後のあり方について検討する場を設置し、望ましい方向性を整理する。

以上

7月以降のプラチナスポットの定率会費について（案）

本年3月21日に取引が開始されたプラチナスポットは、出来高・取組高ともに順調に推移している。

本会では、プラチナスポットの定率会費について、取引開始日から6月30日までの売買分につき徴収しないこととしてきたが、今般、東商取から、取引活性化に向けて格別の配慮を願いたい旨の要請があったことを踏まえ、引き続き取引振興を図るため、7月から9月末までの売買分につき定率会費を徴収しないこととしたい。

*プラチナスポットの定率会費 4枚を1枚に換算し、換算後の1枚につき1.50円

なお、東商取では、プラチナスポットの取引高及び取組高に応じた奨励金制度及びリクイディティプロバイダー制度を9月まで延長することとされた。

【プラチナスポットの取引状況】

1. 出来高及び本会会員の売買状況

上場以来の月間出来高、1日平均出来高の状況は以下の通り。

月間	出来高		会員（受託取引参加者）売買高	
	1日平均	売買高	売買高	1日平均
3月	102,099枚	11,344枚	13社	9日
4月	148,891枚	7,495枚	13社	20日
5月	187,003枚	9,350枚	13社	20日
6月	173,129枚	9,112枚	13社	22日
			未集計	未集計

2. 各月末の取組高

以下の通り順調に増加している。

	取組高
2017年3月末	31,579枚
4月末	42,501枚
5月末	49,900枚
6月末	56,726枚

10月以降のプラチナスポットの定率会費について（案）

本年3月21日に取引が開始されたプラチナスポットについては、東商取から商品取引活性化への協力要請があったことを受け、当初、取引開始日から6月30日までの売買分につき、その後、さらに9月30日までの売買分につき、それぞれ理事会の議を経て、定率会費を徴収しないこととした。

今般、東商取から、現在の流動性を維持・向上させることにより更なる取引活性化を図るため、同社が行っている振興策を継続することとしたので、本会においても格別の配慮を願いたい旨の要請があった（別紙参照）。

このことを踏まえ、本会としても、引き続き同商品の取引振興を図るため、本年10月から12月までの売買分につき定率会費を徴収しないこととした。

*プラチナスポットの定率会費 4枚を1枚に換算し、換算後の1枚につき1.50円

【プラチナスポットの取引状況】

1. 出来高及び本会会員の売買状況

上場以来の月間出来高、1日平均出来高の状況は以下の通り。

営業日数	出来高		受託会員売買高	
	月間	1日平均	会員数	売買高
3月 9日	102,099枚	11,344枚	13社	213,183枚
4月 20日	149,891枚	7,495枚	13社	266,303枚
5月 20日	187,003枚	9,350枚	13社	334,949枚
6月 22日	199,044枚	9,112枚	13社	370,348枚
7月 20日	184,088枚	9,204枚	13社	350,376枚
8月 22日	203,065枚	9,230枚	13社	350,376枚

2. 各月末の取組高

以下の通り推移している。

	取組高
2017年3月末	31,579枚
4月末	42,501枚
5月末	49,900枚
6月末	56,726枚
7月末	57,416枚
8月末	49,237枚

以上

1月以降のプラチナスポットの定率会費について（案）

昨年3月21日に取引が開始されたプラチナスポットについては、東商取から商品取引活性化への協力要請があったことを受け、理事会決議を経て、取引開始日から本年12月までの売買分につき定率会費を徴収しないこととしていたところ、今般、東商取から、現在の流動性を維持・向上させることにより更なる取引活性化を図るため、同社が行っている振興策を継続することとしたので、本会においても格別の配慮を願いたい旨の要請があった（別紙参照）。

このことを踏まえ、本会としても、引き続き同商品の取引振興を図るため、平成30年1月から3月までの売買分につき定率会費を徴収しないこととした。

*プラチナスポットの定率会費 4枚を1枚に換算し、換算後の1枚につき1.50円

【プラチナスポットの取引状況】

1. 出来高及び本会会員の売買状況

営業日数	出来高		受託会員売買高	
	月間	1日平均	会員数	売買高
3月 9日	102,099枚	11,344枚	13社	180,999枚
4月 20日	149,891枚	7,495枚	13社	266,636枚
5月 20日	187,003枚	9,350枚	13社	341,949枚
6月 22日	199,044枚	9,112枚	13社	370,348枚
7月 20日	184,088枚	9,204枚	13社	350,444枚
8月 22日	203,065枚	9,230枚	13社	381,406枚
9月 20日	193,245枚	9,662枚	13社	372,486枚
10月 21日	187,938枚	8,949枚	13社	364,316枚
11月 20日	179,486枚	8,974枚	12社	346,217枚
12月 20日	232,148枚	11,607枚	12社	440,356枚

2. 各月末の取組高

2017年	取組高	2017年	取組高
3月末	31,579枚	8月末	49,237枚
4月末	42,501枚	9月末	47,191枚
5月末	49,900枚	10月末	51,093枚
6月末	56,726枚	11月末	52,540枚
7月末	57,416枚	12月末	54,651枚

以上

〔 附 則 5 - (3) 〕

平成 30 年度事業計画

1. 望ましい金融所得税制の実現に向けた取組（継続）
個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、引き続き、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の早期実現に取り組む。
今年度は、損益通算が実現した場合の減税見込額を算定するため、投資家に向けたアンケート調査を実施する。
2. 商品先物関係団体の運営のさらなる効率化に向けた取組
商品先物取引業者の経営環境が厳しさを増す中、団体運営のさらなる効率化を追求するため、日商協と本会の組織統合に係る課題整理を行う。
3. 純資産額規制比率の算定方法の明確化（継続）
オプション取引に係るリスク相当額の計算方法の明確化について、引き続き主務省と協議する。
4. 協会ホームページを通じた各種情報の発信（継続）
以下の項目を含む各種情報を掲載・発信することで、商品先物取引の活性化に貢献していく。
 - (1) 本会に対して協費要請のあった会員セミナーの一覧
 - (2) 農産物アナリストによるとうもろこし・大豆の期末在庫予測に関する情報
 - (3) コモディティアナリストによる市況予測（コモディティボイスネット）
 - (4) 出来高、取組高推移等の統計情報
 - (5) 純資産額規制比率の市場リスク相当額に係る自動計算シートの配付

以上

〔 附 則 5 - (4) 〕

個人情報保護規程

（目 的）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他の関係法令、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（以下「法令等」という。）の定めるところにより、日本商品先物振興協会（以下「協会」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、もって個人情報の保護を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）
- ② 個人識別符号（法第2条第2項に定める文字、番号、記号その他の符号をいう。）が含まれるものをいう。
- (2) 「要配慮個人情報」とは、法第2条第3項に定める、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。
- (3) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の方法により整理、分類することにより容易に検索可能な状態にあるものをいう。
- (4) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (5) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（個人情報保護方針）

第3条 協会は、「個人情報保護方針」を定め、これを遵守するとともに、これを公表する。

(個人情報保護管理者)

第4条 協会は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護管理者を置く。

2 個人情報保護管理者は事務局長をもってこれに当てるものとする。

3 個人情報保護管理者は次に掲げる職務を所掌する。

- (1) 個人情報データベース等及び本人確認書類の写しの保管
- (2) 個人情報事務取扱担当者による個人データの利用申請の承認
- (3) 個人データの利用記録の管理
- (4) 個人データの安全管理に関する教育・研修
- (5) その他個人情報の安全管理に関する事項

(個人情報事務取扱担当者)

第5条 協会は、個人情報を利用した事務を行わせるため、その取り扱う事務及び個人データの範囲を定め、個人情報事務取扱担当者を置く。

2 個人情報事務取扱担当者は、前条に定める個人情報保護管理者が指名した者をこれに当てるものとする。

(守秘義務)

第6条 協会の役員、委員及び職員は、職務上取り扱った個人情報につき、法令上特段の事由がある場合又は本人の同意がある場合を除き、守秘すべき義務を負う。その職を退いた後においても、同様とする。

2 個人情報保護管理者は、前項に掲げる者から守秘義務を遵守する旨の書面の作成、提出を求めることができる。

3 前項に規定する書面は、個人情報保護管理者が保管する。

4 協会は、第1項に掲げる者が守秘義務に違反した場合には、適切な措置を執ることができる。

(利用目的の特定及び公表)

第7条 協会は、個人情報を次の各号に掲げる業務の遂行に限り利用するものとし、これを公表する。

- (1) 会員等の名簿の管理に関する業務
- (2) 協会の役員又は委員の選任及び総会、理事会、委員会その他協会の運営に

関する業務

(3) 定款第4条に規定する以下の事業を遂行するための業務

- ① 商品デリバティブ取引制度の改善及び会員の経営改善に資する事業
- ② 前号に係る政府等に対する建議要望
- ③ 商品デリバティブ取引の健全な発展に資する研究及び調査並びに統計資料の作成
- ④ 前各号に附帯する広報等事業のほか、協会の目的達成に必要な事業
- (4) 協会が開催又は協賛するセミナーの運営に関する業務

2 協会は、前項の利用目的を変更したときは、変更された利用目的を公表する。

3 協会は、個人情報取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知する。

4 第1項の規定にかかわらず、協会は、次に掲げる場合にあつては、同項各号に規定する利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な収集)

第8条 協会は、協会の事業目的の遂行のため、前条第1項に規定する利用目的に必要な範囲で個人情報を収集する。

2 協会は、適法かつ適正な手段により個人情報を収集する。

3 協会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報取得しない。

- (1) 前条第4項各号に掲げる場合
- (2) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

- (3) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかかな要配慮個人情報
情報を取得する場合
- (4) 法第23条第5項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(第三者への提供)

- 第9条 協会は、第7条第4項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下、この項において同じ。）について、本人の求めに応じてその本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (5) 本人の求めを受け付ける方法
- 3 次に掲げる場合において、個人データの提供を受ける者は、前2項の規定の適用については第三者に該当しないものとする。
- (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(正確性の確保)

第10条 協会は、第7条第1項に規定する利用目的を達成するために必要な範囲

内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、定期的又は随時、協会の管理する個人データの正確性及び最新性につき、個人情報事務取扱担当者に確認させることができる。

(安全性の確保)

- 第11条 協会は、法令等及び個人情報保護方針を遵守し、協会の管理に係る個人データにつき漏洩、滅失、紛失、改ざん等の事態が生じないよう、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる。
- 2 個人情報保護管理者は、個人データの管理期間を定め、管理期間が経過した個人データについては、遅滞なく、消去、削除、廃棄するものとする。

(保有個人データに関する開示等)

第12条 協会が保有する個人データにつき、本人又はその代理人から、法第27条第2項の規定による利用目的の通知の求め、同第28条第1項の規定による開示の請求、同第29条第1項の規定による内容の訂正、追加若しくは削除の請求、同第30条第1項の規定による利用の停止若しくは消去の請求、又は同条第3項の規定による第三者への提供の停止の請求をする場合の手続きについては、別に定める。

(個人番号等に関する取扱い)

第13条 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項又は第2項の規定により指定される番号をいう。）をその内容に含む個人情報に関する取扱いは、別に定める特定個人情報取扱規程の定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

【別紙】

開示等の請求に係る取扱要領

1. 開示等の請求

個人情報保護規程第 12 条の規定に基づき、協会が保有する個人データにつき、本人又はその代理人から開示等の請求をするときは、次の各号に定めるものの提出を求めるものとする。

 - (1) 個人情報開示等申請書

本人用（様式第 1 号）又は代理人用（様式第 2 号）
 - (2) 本人確認書面

氏名、現住所、生年月日が記載された運転免許証、健康保険被保険者証又はパスポート等の公的証明書の写し
 - (3) 費用（現金又は郵便切手による）
 - ① 事務手数料 1 回の申請につき 500 円
 - ② 回答郵送代（定形簡易書留郵便）392 円
 - (4) 代理人による請求の場合

前各号に定めるもののほか、代理権を証する書面（委任状等）及び代理人本人の第 2 号に掲げる書面の写し
2. 代理人の範囲

本人に代わって開示等の請求をすることができる代理人は、次に掲げるものに限る。

 - (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - (2) 開示等を求める本人が委任した代理人
3. 開示等請求に対する拒否事由

協会は、第 1 項の請求が次の各号のいずれかに該当するときは、これに応じないこととし、請求した本人又は代理人に書面によりその旨を回答する。

 - (1) 開示等申請の手続きに次の不備があった場合
 - ① 個人情報開示等申請書の必要事項が記載されていない場合
 - ② 協会が指定する本人確認書面の提出がない場合
 - ③ 費用が支払われない場合
 - ④ 代理人による申請において、代理権の確認ができない場合

- (2) 協会の保有個人データに該当しない個人情報に関して開示等の請求をされた場合
 - (3) 協会が保有個人データを開示することによって、本人又は第三者の生命・財産・身体その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (4) 協会が保有個人データを開示することによって、協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (5) 協会が保有個人データを開示することによって、他の法令に違反することとなる場合
 - (6) 協会の保有個人データに関して訂正、追加、削除等の請求をされたときに、その要求が事実と相違する場合
 - (7) 協会の保有個人データに関して利用の停止、消去、第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求をされたときに、協会の手続上の違反（利用目的外の利用、取得又は規程第 9 条に該当する事由以外での第三者への提供）が認められない場合
 - (8) 協会の保有個人データに関して利用停止等の請求をされたときに、利用停止等を行うことが困難な場合であって、かつ代替手段により本人の権利利益を保護し得る場合
4. その他
- (1) 協会が受領した第 1 項第 3 号の費用は、前項の規定により請求に応じない場合も返戻しない。
 - (2) 回答書面は、第三者への個人情報の漏洩等を防止するため、簡易書留郵便により、確認のとれた本人又は代理人の住所あてに送付する。
 - (3) 開示等の請求により取得した個人情報、本人確認、保有個人データとの照合等の事務及び本人又は代理人への連絡等、開示等請求手続きに必要な範囲で利用するものとする。

以上

日本商品先物振興協会

個人情報保護方針

平成 29 年 5 月 30 日

日本商品先物振興協会（以下「本会」といいます。）は、本会の事業目的を達成するために取り扱う個人情報の保護が重要であることを認識し、以下の方針に則して個人情報の保護に努めます。

1. 関係法令等の遵守

本会は、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関係法令、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守して個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の利用目的

本会は、以下の利用目的の範囲内において個人情報を利用いたします。

- (1) 会員等の名簿の管理に関する業務
- (2) 本会の役員又は委員の選任及び総会、理事会、委員会その他本会の運営に関する業務
- (3) 定款第 4 条に規定する以下の事業を遂行するための業務
 - ① 商品デリバティブ取引制度の改善及び会員の経営改善に資する事業
 - ② 前号に係る政府等に対する建議要望
 - ③ 商品デリバティブ取引の健全な発展に資する研究及び調査並びに統計資料の作成
 - ④ 前各号に附帯する広報等事業のほか、本会の目的達成に必要な事業
- (4) 本会が開催又は協賛するセミナーの運営に関する業務

3. 個人情報の取得

本会は、本会の事業目的を遂行するため、2. の利用目的に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、氏名、性別、生年月日、住所、メールアドレス、年齢、電話番号、職業、勤務先等の個人情報を取得いたします。

また、本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知又は公表いたします。

4. 要配慮個人情報の取得の禁止

本会は、要配慮個人情報については、法令等に基づく場合を除き、取得いたしません。

5. 個人情報の第三者への提供

本会は、法令に基づく場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に開示又は提供いたしません。

6. 個人情報の委託及び共同利用

本会は、利用目的の範囲内で他に個人情報の取扱いを委託し、又は特定の者との間で共同利用する場合があります。

委託又は共同利用を行う場合には、個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報の保護に関する法律等に則して適切に対応いたします。

7. 個人情報の安全管理措置

本会は、関係法令等を遵守し、本会の管理する個人情報の紛失、漏えい、滅失、毀損等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

8. 保有個人情報の開示等について

本会は、本会が保有する個人データについて、本人又はその代理人から開示、訂正、削除、利用停止等のご請求があった場合には、本会の定める要領に従って、適切かつ迅速な対応いたします。

9. お問い合わせへの対応

本会の個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、ご相談等につきましては、下記にご照会下さい。

日本商品先物振興協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-10-7

TEL : 03-3664-5731

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

ただし、12 月 31 日～1 月 3 日、 土日及び祝日を除く。

本会が保有する個人データの開示等の請求について

1. 開示等の請求

本会が保有する個人データにつき、本人又はその代理人から以下の開示等の請求をするときは、下記2.に掲げた書類等をご提出下さい。

- (1) 利用目的の通知
 - (2) 個人データの開示
 - (3) 個人データの訂正、追加又は削除
 - (4) 個人データの利用停止又は消去
 - (5) 個人データの第三者提供の停止
2. 本会にご提出いただく書類等
- (1) 個人情報開示等申請書
本人用(様式第1号)又は代理人用(様式第2号)
 - (2) 本人確認書
氏名、現住所、生年月日が記載された運転免許証、健康保険被保険者証又はパスポート等の公的証明書の写し
 - (3) 費用(現金又は郵便切手による)
 - ① 事務手数料 1回の申請につき500円
 - ② 回答郵送代(定形簡易書留郵便)392円
 - (4) 代理人によるご請求の場合
前各号に定めるもののほか、代理権を証する書面(委任状等)及び代理人本人の第2号に掲げる書面の写し

3. 代理人の範囲

本人に代わって開示等の請求をすることができる代理人は、次に掲げるものに限ります。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - (2) 開示等を求める本人が委任した代理人
4. 開示等請求に応じられない場合
本会は、前記1.の請求が次の各号のいずれかに該当するときは、これに応じられません。あらかじめご了承下さい。
なお、この場合には、請求した本人又は代理人に書面によりその旨を回答いたします。

(1) 開示等申請の手続きに次の不備があった場合

- ① 個人情報開示等申請書の必要事項が記載されていない場合
 - ② 協会が指定する本人確認書面の提出がない場合
 - ③ 費用が支払われない場合
 - ④ 代理人による申請において、代理権の確認ができない場合
- (2) 協会の保有個人データに該当しない個人情報に関して開示等の請求をされた場合

- (3) 協会が保有個人データを開示することによって、本人又は第三者の生命・財産・身体その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (4) 協会が保有個人データを開示することによって、協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) 協会が保有個人データを開示することによって、他の法令に違反することとなる場合
- (6) 協会の保有個人データに関して訂正、追加、削除等の請求をされたときに、その要求が事実と相違する場合
- (7) 協会の保有個人データに関して利用の停止、消去、第三者提供の停止(以下「利用停止等」という。)の請求をされたときに、協会の手続上の違反(利用目的外の利用、取得又は規程第9条に該当する事由以外での第三者への提供)が認められない場合
- (8) 協会の保有個人データに関して利用停止等の請求をされたときに、利用停止等を行うことが困難な場合であって、かつ代替手段により本人の権利利益を保護し得る場合

5. その他

- (1) 協会が受領した前記2(3)の費用は、いかなる場合でも返戻いたしませんのでご了承下さい。
- (2) 回答書面は、第三者への個人情報の漏洩等を防止するため、簡易書留郵便により、確認のとれた本人又は代理人の住所あてに送付いたします。
- (3) 開示等の請求により取得した個人情報は、本人確認、保有個人データとの照合等の事務及び本人又は代理人への連絡等、開示等請求手続きに必要な範囲で利用するものといたします。

以上

個人情報開示等申請書（代理人用）

日本商品先物振興協会 会長 殿

私は、本人の代理人として、御会が保有する本人に係る個人情報について以下の通り請求いたします。

1. 申請者（代理人）、申請日について

申請者（代理人） 氏名	(ふりがな)	申請日 生年月日 年 月 日
申請者住所	〒	
申請者連絡先	電話（ <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 会社）	-
	メールアドレス	
開示等対象者（本人） 氏名	(ふりがな)	生年月日 年 月 日
開示等対象者（本人） 住所	〒	
代理人と本人との関係	代理権の根拠	<input type="checkbox"/> 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人が委任した代理人

2. 申請内容

<input type="checkbox"/> ①利用目的の通知 <input type="checkbox"/> ②個人データの開示 <input type="checkbox"/> ③訂正 <input type="checkbox"/> ④追加 <input type="checkbox"/> ⑤削除 <input type="checkbox"/> ⑥利用の停止 <input type="checkbox"/> ⑦消去 <input type="checkbox"/> ⑧第三者への提供の停止 (複数選択可能です。)
申請の対象となる「保有個人データ」の内容
申請する理由
訂正等を求める具体的内容

【添付書類】①開示等対象者の本人確認書類（運転免許証、健康保険被保険者証、旅券等の公的証明書）

②代理権を証する書面（戸籍謄本、委任状等）

③代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険被保険者証、旅券等の公的証明書）

【費用】一回の申請ごとに手数料として500円、手数料とは別に回答郵送料392円を申し受けます。

個人情報開示等申請書（本人用）

日本商品先物振興協会 会長 殿

私は、御会が保有する私に係る個人情報について、以下の通り請求いたします。

1. 申請者、申請日について

氏名	(ふりがな)	申請日 生年月日 年 月 日
現住所	〒	
連絡先	電話（ <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 会社）	-
	メールアドレス	

2. 申請内容

<input type="checkbox"/> ①利用目的の通知 <input type="checkbox"/> ②個人データの開示 <input type="checkbox"/> ③訂正 <input type="checkbox"/> ④追加 <input type="checkbox"/> ⑤削除 <input type="checkbox"/> ⑥利用の停止 <input type="checkbox"/> ⑦消去 <input type="checkbox"/> ⑧第三者への提供の停止 (複数選択可能です。)
申請の対象となる「保有個人データ」の内容
申請する理由
訂正等を求める具体的内容

【添付書類】本人確認書類（運転免許証、健康保険被保険者証、旅券等の公的証明書）

【費用】一回の申請ごとに手数料として500円、手数料とは別に回答郵送料392円を申し受けます。

〔資料6〕 制度改善事業関係資料

団体組織問題検討委員会 とりまとめ

平成 29 年 11 月 15 日

1. 当委員会の設置趣旨

商品先物市場の出来高は平成 15 年をピークに現在はその 6 分の 1 にまで減少し、また、この間、数次にわたる勧誘規制の強化や純資産額規制比率の導入などから急速に商品先物取引業者（以下、「商先業者」と略）の廃業や取次業への転換が進み、商先業者の取引シェアも大きく低下した。このため、30 社を割り込んだ商先業者の経営環境は厳しく、日本商品先物取引協会、日本商品委託者保護基金及び日本商品先物振興協会（以下、「関係 3 団体」という。）の活動を支える基盤は脆弱化している現状にある。

そうした中で、平成 29 年 4 月から東京商品取引所の定率参加料及び日本商品清算機構（J C C H）の清算手数料が引き上げられることとなり、これを契機として、商品先物業界の構造変化と会員の経営環境を踏まえ、関係 3 団体の運営の効率化と経費削減を図る観点から、今後のあり方について短中期的視野に立って望ましい方向を整理し、提言のとりまとめを行うことを目的として当委員会が設置された。

当委員会は、平成 29 年 4 月から 11 月までの間において 5 回開催され、その間、主務省とも法制面について相談しつつ、団体事務局での会合も重ねて、各団体のあり方について検討が行われ、以下のとおり、とりまとめを行った。

2. 各団体のあり方

団体機能の充実を図るとともに商先業者における団体コストを軽減するためには、団体を集約し運営の効率性を高めていくことが望まれる。団体を統合すれば、①組織の効率化（総務・経理部門の集約化、事務所の一体化による運営管理コストの軽減等）、②人的資源の有効活用（組織集約化による余剰人員の活用、業務の繋関・必要の度合いに応じた柔軟な配置）、③事業の充実強化（監査業務の一体化、重点事業への人員の再配置等）が可能となる。

しかしながら、法定団体である日商協及び委託者保護基金の組織変更や業務の見直しは基本的に法改正を必要とする事項であり、その実現には時間を要すると考えられるため、経過的な方策として、現在の団体相互間で役職員を兼務

させる等の連携を図り、実質的に運営の効率性を高める方途を講ずるとの観点から、以下のとおり、各団体のあり方を議論し、記載の結論を得た。

(1) 日本商品先物振興協会（先物協会）

先物協会については、平成 30 年度以降、その事業を業者団体としての意見表明・建議要望に関するものに限定することとし、商品取引所（特に、東京商品取引所）の取組と重複する局面的多い普及啓発及び市場振興に関する事業は原則として中止する方向で検討され、以下の結論を得た。

① 先物協会の主たる業務を、税制要望及び関連調査など業者団体としての意見表明・建議要望に関するものに絞り込むこととする。

② 現在、先物協会が行っている広報関連業務は実施しない。

ただし、取引所及び関係団体と費用分担している以下の事業については、業務には直接、携わらないが、引き続き先物協会の費用負担分（年額約 1,200 万円）を負担する。

➢ 「みんなのコモディティ」の運営

➢ コモディティ・フェスティバル等の共催イベントの開催

➢ TOCCOMスクエアの運営協力

③ 上記の事業縮小に伴い、事務局人員を削減するとともに、先物協会の役員が日商協の業務を兼務することにつき調整を図る。

④ 事業の縮小及び事務局人員の削減により、先物協会の運営規模を現行の 3 分の 1 程度（約 3,000 万円）に圧縮し、会費の額を引き下げる。

ただし、運営準備金の取崩しにより対応できる間（概ね 3 年ないし 4 年間は）は会費を徴収しないものとする。

*平成 29 年度の会費の額

均等割会費 月額 70,000 円

規模別固定会費 月額 40,000～120,000 円

定率会費 売買 1 枚につき 1.50 円（商品により 2 分の 1 又は 4 分の 1。

年間 150 万枚超は減額あり）

⑤ 今日の業界規模と今後の先物協会の運営体制を考慮すれば、企画立案や建議要望等の事業を日商協に集約し、自主規制と企画立案等の機能を併せ持った団体とすることが合理的と考えられるが、別組織となった過去の経緯、趣旨を踏まえ、その実現に向け問題点の解消を図っていくこととする。

(2) 日本商品委託者保護基金(委託者保護基金)

委託者保護基金については、一般委託者支払(ペイオフ弁済)による委託者資産保全のセーフティネットとしての機能は損なうことなく、商先業者の分離保管措置に関する委託者保護基金の業務(基金分離預託及び基金代位弁済)を軽減することによって運営コストの削減を図ることが検討された。

その結果、商先業者が委託者から預託を受けた取引証拠金について、預託を受けた当日中にJ C C Hに預託する運用に改め(後述)、商先業者において速やかに分離保管措置を講ずべき保全対象財産から除外できる仕組みとすることで関係者間の合意が得られた。

この運用変更を前提として、委託者保護基金は以下のとおり分離保管関連業務の軽減を踏まえた経費削減策をとりまとめ、平成30年度から実施することとした。

- ① 委託者保護基金の事務所を東商取ビル内に移転するとともに、業務のスリム化に伴い余剰となる人的リソースを日商協との共同監査業務(後述)に充て、同業務に関して日商協と事務所を共同利用することとする。これにより日商協との共同監査業務を円滑化させるとともに、事務所賃借料の低減を図る。
- ② 業務のスリム化による経費削減と併せ、金利収入及び保有資産を運営資金に充当することとし、定率会費は徴収しない。平成31年度以降については、業務見直しによる経費削減状況及び会員の経営状況を勘案し対応する。

*平成28年度の定率会費の額 売買1枚につき2.85円(商品により4分の1)

(3) 日本商品先物取引協会(日商協)

日商協については、現時点における実現可能な最善策として、団体間の役員を兼務させる等の連携を図り、実質的に自主規制機関としての機能の強化と運営の効率性を高める方策が検討され、以下の取組を図ることとした。

- ① 業界の社会的信頼の獲得を目指し、関係団体の協力を得つつ、自主規制機関としての機能強化を推進する。
特に、日商協の監査機能を高めるため、日商協と委託者保護基金の両団体間で人的リソースを有効活用するなどにより監査業務の効率的な連携を図り、シナジー効果が得られる仕組みを構築する。
- ② 上記の共同監査業務を円滑に実施するため、同業務に関して委託者保護基金と事務所を共同利用し、そのことにより事務所賃借料の低減を図る。

(補足) J C C Hに取引証拠金を預託する運用の変更

来秋にも見込まれる全銀協決済システムの24時間化を見据え、J C C Hにおいて、商先業者が委託者から預託を受けた取引証拠金について、翌営業日にJ C C Hに預託している現在の運用から、平成30年度下期を目的に、預託を受けた当日中にJ C C Hに預託する運用に改めることとする。

3. 関係機関において更なる検討を要するもの

(1) 代位弁済積立金の新たな用途

上記の証拠金預託制度の変更により基金代位弁済の利用の減少が見込まれることから、委託者保護基金において、その原資である代位弁済積立金40億円について、平成30年末を目的に新たな用途を検討する。

(2) 日商協と委託者保護基金の監査業務の一体化等

現在、主として日商協が担っている商先業者の業務監査と委託者保護基金の財務監査を一体化させ業界内の監査機能の強化を図るとともに、商先業者の通知商先業者該当時における日商協の協力体制を構築するため、両団体間において、業務連携の具体的方法、相互間の役職員の兼務などの具体的方策を検討し、平成30年度上期までにその実現を図る。

以上

[別紙]

1. 委員名簿
2. 委員会開催状況

団体組織問題検討委員会 委員名簿

団体組織問題検討委員会 開催状況

〔委員長〕

岡 地 和 道 岡地㈱ 代表取締役社長
(日本商品先物振興協会 会長)

〔会員委員〕

多々良 實 夫 豊商事㈱ 代表取締役会長
(日本商品委託者保護基金 理事長)

鋼 持 宏 昭 北辰物産㈱ 代表取締役社長

二 家 勝 明 日産証券㈱ 代表取締役会長
(日本商品先物取引協会 副会長)

古 田 省 三 岡藤商事㈱ 取締役相談役

依 田 年 晃 サンワード貿易㈱ 代表取締役社長

〔団体委員〕

荒 井 史 男 日本商品先物取引協会 会長

臼 杵 徳 一 日本商品委託者保護基金 副理事長

小 川 深 日本商品先物取引協会 副会長
(日本商品委託者保護基金 専務理事)

庄 司 國 男 日本商品委託者保護基金 常務理事

杉 原 吉 兼 日本商品先物振興協会 常務理事

瀨 田 隆 道 ㈱東京商品取引所 代表執行役社長

以上 12 名

事務局：日本商品先物振興協会

第 1 回

平成 29 年 4 月 26 日 (水) 14 : 00 ~ 15 : 30

➤ 本委員会の検討の方向について

第 2 回

平成 29 年 6 月 14 日 (水) 10 : 00 ~ 11 : 15

➤ 各団体での検討状況について

➤ 今後の検討の進め方について

第 3 回

平成 29 年 7 月 27 日 (木) 14 : 00 ~ 15 : 00

➤ 委託者資産保全制度のあり方について

第 4 回

平成 29 年 9 月 28 日 (木) 14 : 00 ~ 15 : 35

➤ 委託者資産保全制度の改革案に係る検討状況について

➤ 団体における業務の見直し及び経費削減策について

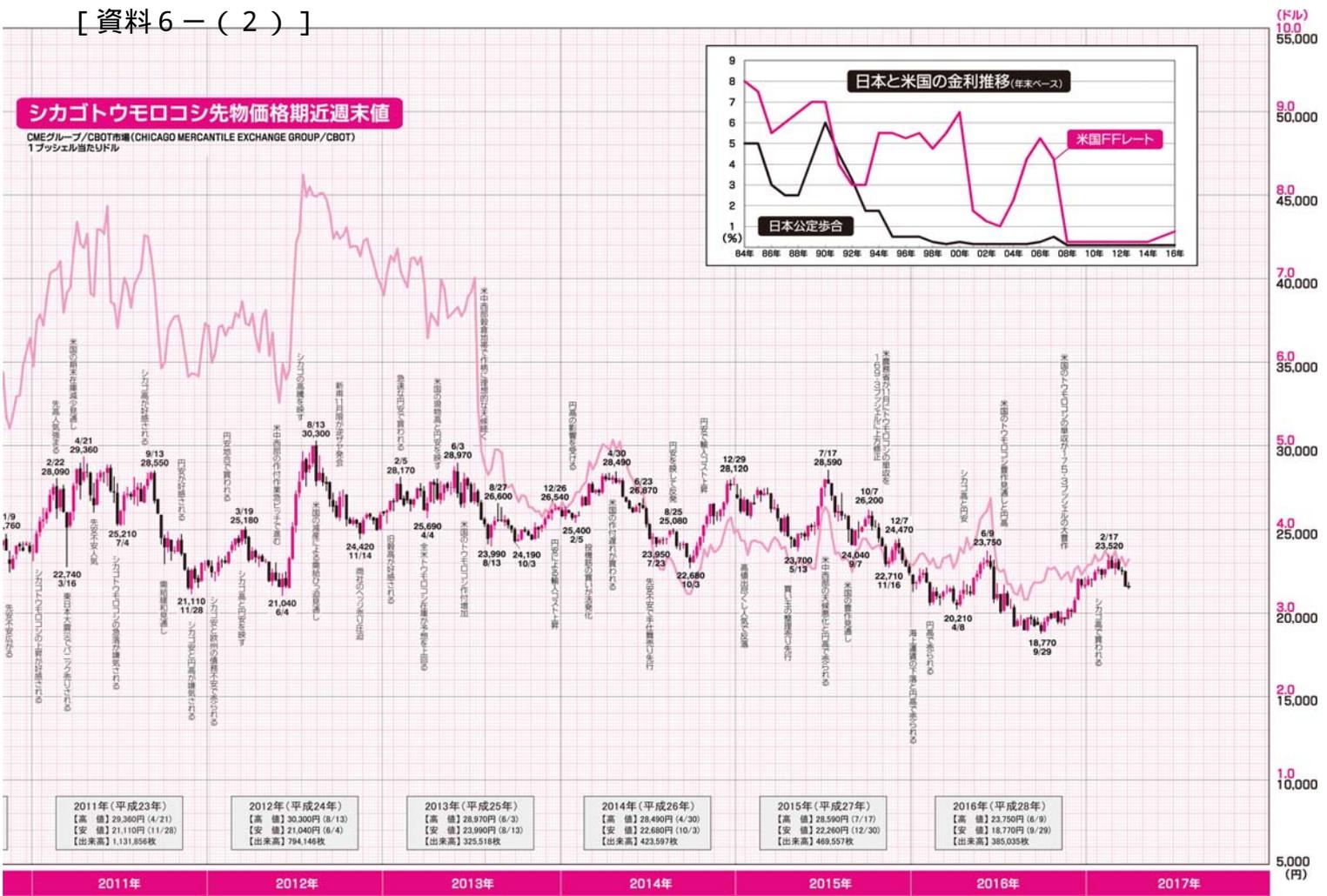
第 5 回

平成 29 年 11 月 15 日 (水) 14 : 00 ~ 14 : 50

➤ 団体における業務の見直し及び経費削減策について

➤ 当委員会のとりまとめについて

以 上



Getting Started with Corn Futures Trading



CORN

トウモロコシ先物取引のご案内



商品先物取引は元本が保証されているものではなく、利益を得る可能性もありますが相場の変動により損失が生じることもあります。お取引にあたっては自己責任のもと、ご自身の判断で行ってください。

【協賛：日本商品先物振興協会】
http://www.shouhinsakimono.com/expert/campaign/

3. 小次郎講師投資クラブ

【講師】小次郎講師
【日時等】東京 1月30日(火) 19:00~20:45
【詳細】http://www.sunward-t.co.jp/seminar/extra/ktc/
【主催】サンワード貿易(株)
【協賛：日本商品先物振興協会】

4. 商品先物取引入門 基礎講座

～イロハのイから始める商品先物～
【講師】豊相 隆一郎 氏
【日時等】東京 2月8日(木) 18:30~20:00
【詳細】http://www.hoxsin.co.jp/service/seminar/20180208.htm
【主催】北底物産(株)
【協賛：日本商品先物振興協会】

5. プロがらう今後の為替・商品 仮想通貨

【講師】YENI 藤 氏 集 幸一郎 氏
【日時等】東京 2月17日(土) 13:00~15:30
【詳細】http://www.okachi.jp/seminar/detail/20180217t.php
【主催】岡地(株)
【協賛：日本商品先物振興協会】

6. 岡地の相場セミナー in 東京 (特別編)

外務員の相場展望 vol.27 金融政策の方向性と商品相場の動き
【講師】石塚 漢 氏 後藤 将 氏
【日時等】東京 2月24日(土) 13:00~16:00
【詳細】http://www.okachi.jp/seminar/detail/20180224.php
【主催】岡地(株)
【協賛：日本商品先物振興協会】

★ ★ ★ ★ ★

キャンペーンのご案内

★ ★ ★ ★ ★

1. 北底物産 1月度キッズコンテスト応援企画
1000円から第2回1000円コンテストにエントリー後、北底物産から参加されたお客様に、500円をプレゼント。および同時開催のHOSIネットコンテストコンテストの講師対象期間中の利益率の上位10名様に現金プレゼント。
【キャンペーン期間】2018年2月28日(水)まで
http://www.hoxsin.co.jp/campaign/option.htm

2. 新規口座開設だけでなくもらえる企画
入金、取引がなくても新規口座開設するだけで500円分オカオカードプレゼント
【キャンペーン期間】1月31日(水)まで
http://www.hoxsin.co.jp/campaign/present_1801.htm

3. 新規口座開設キャンペーン
口座開設後に枚以上の建玉で、もれなくキャッシュバック!!
【キャンペーン期間】1月31日(水)まで
http://www.hoxsin.co.jp/campaign/

4. 金オプシオン取引売買手数料無料キャンペーン
期間中の金オプシオン取引の新規及び反対売買の仕切手数料を0円(無料)
【キャンペーン期間】2018年2月28日(水)まで
http://www.hoxsin.co.jp/campaign/option.htm
【提供：北底物産(株)】

2. 岡藤商事 キャンペーン

① 乗り換えキャンペーン
他社でお取引の方限定。
岡藤商事に乗り換えると最大1万円キャッシュバック。
【キャンペーン期間】1月31日(水)まで
http://www.shouhinsakimono.com/expert/campaign_s/108408/

② オンライン口座開設をすると全員に
Expert限定「大橋ひろこのコモログ」010カードプレゼント

【キャンペーン期間】1月31日(水)まで
http://www.shouhinsakimono.com/expert/campaign/
【提供：岡藤商事(株)】

3. コムテックスの初心者応援キャンペーン&乗り換えキャンペーン
&グルメキャンペーン第31種
① グルメプレゼントキャンペーン
期間中にオンライン口座での新規建玉枚数に応じて
京都の自然が生んだ「高級牛」プレゼント
【キャンペーン期間】1月31日(水)まで
http://www.comtex.co.jp/tradeone_campaign/2018-gourmet_31.php

② 乗り換えキャンペーン
期間中に他社からの乗り換え後、新規建玉の枚数に応じてキャッシュバック
【キャンペーン期間】平成30年1月31日(水)まで
http://www.comtex.co.jp/tradeone_campaign/2017-11_01.php

③ 初心者応援キャンペーン
期間中にオンライン口座の新規開設し、初回入金10万円以上の商品先物取引未経験の方に
もれなく「商品先物取引入門新刊」をプレゼント
さらに1枚以上の新規建玉でオカオカード1000円分プレゼント
【キャンペーン期間】平成30年1月31日(水)まで
http://www.comtex.co.jp/tradeone_campaign/2017-02_book_11.php
【提供：(株)コムテックス】

★ ★ ★ ★ ★

日本商品先物振興協会コンテンツ

★ ★ ★ ★ ★

1. コモディティ・ポイズネット
日本商品先物振興協会に加入している商品先物取引業者の
市場調査アナリストが、売買方針を提示します。
http://www.jcfria.gr.jp/og-bini/01voice_readout.cgi

2. あなたの街の商品先物取引業者
http://www.jcfria.gr.jp/branches_search_new.cgi
ご自宅の近くの商品先物取引業者を簡単に検索できます。

3. 農産物の需給状況と農産物アナリストの需給事前予想のコンテンツ
http://www.jcfria.gr.jp/about-of/
米国産トモモコシゴキの需給需給予想や
海外データの見方や解説、農林水産省が公表する日本語版の資料等

■ メールサービスの解除をご希望の方は、
件名を「CAメール解除受信解除」として本メールに返信して下さい。
■ 配信元：日本商品先物振興協会
■ 配信記事の無断転載を禁じます。

Copyright (c) 2017 JCFRIA All rights reserved.

コモデイティ おもしろい理由 無限大

第一部 17:30~18:30

『国際情勢と原油市場の見方』

館 美公子 氏

住友商事グローバルリサーチ株式会社
経済部 マーケットチーム シニアアナリスト

伝統的な産油国およびシェールオイルの生産動向、世界的な政治経済情勢、為替、マーケットへのマネーの流入など原油価格を動かす要因は多岐にわたる。いまエネルギー価格をめぐり状況はどうなっているのか。

今後、数か月にはわたって注目すべきイベントはなにか。目のつけどころはどこか。中東やシェール掘削の現場を巡って得た経験を踏まえ、エネルギー市場の“いま”と“これから”を平易な言葉で説明する。



第二部 18:40~19:40

『金がわかれば世界が見える』

亀井幸一郎 氏

マーケット・ストラテジイ・インスティテュート代表
金融・貴金属アナリスト

地球規模で24時間、一瞬の隙もなく起こり続ける政治的事変、経済的動揺、地政学的事件の数々は、その姿をマーケットで“価格”に形を変えて世界を駆けめぐる。そのマーケットを常にウォッチし、“史観と俯瞰”に基づく分析のもと、タイムリーな解説を発信することで人気を博しているブログ“亀井幸一郎の「金がわかれば世界が見える」”のライブバージョンをお届けする。中国、フアント、インフレ、金利…。世界経済の動向がこの60分に凝縮されている。



コチラ
お申込は

開催日時: 7月19日(水) 開場:17:00

会場: 東京商品取引所

東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

お問い合わせ: 日本商品先物振興協会 ☎ 03-3664-5731

80名様限定
受講料
無料

コモデイティ おもしろい理由 無限大

第一部 17:30~18:30

『地政学リスク、世界の中央銀行金融政策と ゴールド、EVとPGM』

池水 雄一 氏

ICBCスタンダードバンク 東京支店長

北朝鮮絡みの地政学的リスクの高まりを受け1,300ドルを超える上昇を描いたゴールド。一時の騰勢は止んだかに早えるが、緊張の火種はいつまた炎を噴き上げるか予断を許さない。もちろん金融緩和からの脱却を目指す先進各国の金融政策は金相場を揺るがす要因として目が離せない。

その一方でパラジウムは16年ぶりの高値をつけ、ついにプラチナを逆転した。自動車の排ガス触媒需要が7割を超えるパラジウムの需要はEV(電気自動車)の出現でどのように変わるのか。PGM(白金族金属)の明日はどちらだ。



第二部 18:40~19:40

『経済・政治動向と為替相場』

石川 久美子 氏

ソニーフィナンシャルホールディングス
金融市場調査部 為替アナリスト

国際商品市況と不可分の関係にある為替市況の“いま”を眺むためのポイントはなにか。外国為替市場の調査・分析の専門家が優しい言葉で道筋を示す。

また日本や米国を中心とする政治の動向や、各国金融政策の現状を確認し、今後の為替相場の見通しやリスクについて考える充実の60分。



コチラ
お申込は

開催日時: 10月20日(金) 開場:17:00

会場: 東京商品取引所

東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

お問い合わせ: 日本商品先物振興協会 ☎ 03-3664-5731

80名様限定
受講料
無料

第34回 CX市況講演会

Presented by
日本商品先物振興協会



コモデイティ おもしろい理由 無限大

第一部 17:30~18:30

『グローバル政治・経済から
商品市況を読み解くヒント』

本間 隆行 氏

住友商事グローバルサーチ株式会社
経理部長 チーフエコノミスト



欧米政治の変質が経済活動にとって足かせとなることや昨年米リスクとして意識されている。そんな怖れとは裏腹に、今年の世界経済は昨年を上回る成長と見られ、今年も維持している。好調な経済は2018年も続くのか。市況商品の価格見通しを検討する上で重要なマクロ経済や注目点について分かり易く解説する。



第二部 18:40~19:40

『コモデイティ、仮想通貨～
代替投資のいまとこれから』

小菅 努 氏

マーケットエッジ株式会社 代表取締役

コモデイティ市況の最前線と、仮想通貨の基礎知識を平易に解説する。コモデイティに関しては2017年の貴金属市況の総括、18年に向けてのポイントも考察したい。

また代替通貨の一角として投資家の関心が高まっている仮想通貨は主に経済的側面からの解説を試みる。金と仮想通貨の関係についても、現在の議論状況を紹介したい。



コチラ
お申込は

開催日時: 12月18日(月) 開場: 17:00

会場: 東京商品取引所

東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

お問い合わせ: 日本商品先物振興協会 ☎ 03-3664-5731

80名様限定
受講料
無料

第35回 CX市況講演会

Presented by
日本商品先物振興協会



コモデイティ おもしろい理由 無限大

第一部 17:30~18:30

『2018年金市場を見る3つの視点』

亀井 幸一郎 氏

マーケット・ストラテジ・インスティテュート代表
金融・貴金属アナリスト

バブルとの指摘を振り切り切るように史上最高値の更新を続ける米国株市場。まさに「もうは、まだなり」。背景には2017年末に成立した大型減税法案による米国景気と企業業績の拡大期待がある。この中で年内に少なくとも3回の追加利上げを想定している米FRB。金利がつかない金にとっては逆風が吹く環境だ。にもかかわらず、年始から強含みに推移した金市場の背景は何なのか。主に3つのポイントを挙げ今後を考える。



第二部 18:40~19:40

『60ドルを回復した原油市場の2018年』

江守 哲 氏

エモリキャピタルマネジメント株式会社代表

原油価格は3年ぶりの高値を回復した。原油価格の上昇の背景である世界経済の現状と今後の見通しについて考察する。また、OPEC加盟・非加盟国の減産の取り組みと今後の戦略について考察する。さらに、米国のシェールオイルの状況と今後の動向や増産に向けた課題について考える。そのうえで、原油相場の適正水準について、様々な角度から分析し、今後の見通しを示す。



コチラ
お申込は

開催日時: 2月14日(水) 開場: 17:00

会場: 東京商品取引所

東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

お問い合わせ: 日本商品先物振興協会 ☎ 03-3664-5731

80名様限定
受講料
無料

「農産物アナリストの会」所属各社事前予想

本予想は、「農産物アナリストの会」所属各社が、米国農務省 (USDA) が公表する米国産とうもろこしの需給予想値について事前予想をしたものを、日本商品先物振興協会を通じて配信するものです。

* 「農産物アナリスト」とは、関東商品取引所において開催された「農産物アナリスト育成セミナー」を修了した農産物先物取引の専門家のことです。

1. 予想項目
U. S. コーン WASDE 期末在庫 (2017/18 新穀)
2. 発表日等
米国農務省発表日 2018/3/8 12:00 (米国東部時間)
単位 百万ブッシェル

予想平均値	2,334
予想最高値	2,421
予想最低値	2,197
予想数	8
USDA 2月発表値	2,352

4. 予想値詳細

アナリスト名	企業名	予想	日付
工藤 啓久	株式会社コムテックス	2,421	26-Feb-18
植村 和久	サンワード貿易株式会社	2,377	27-Feb-18
吉田 哲	楽天証券株式会社	2,356	28-Feb-18
林 悟史	岡安商事株式会社	2,352	27-Feb-18
藤井 浩佳	株式会社アルフィックス	2,352	28-Feb-18
野川 佐知	プレミア証券株式会社	2,337	26-Feb-18
長田 泰	第一商品株式会社	2,277	28-Feb-18
七原 匠郎	豊商事株式会社	2,197	28-Feb-18

* 予想値に関するお問合せは、上記各社にご連絡下さい。

* 本予想は、商品先物取引の参考となる情報提供を目的としています。投資に当たっての意思決定、売り買いの判断は投資家ご自身の責任において行って下さい。

* 「農産物アナリストの会」所属会社、同アナリスト及び発信者は、本予想の利用者が行った投資の結果生じた損益に関して、一切の責任を負いません。

〔発信：日本商品先物振興協会〕

コモディティ・ボイスネット

日本商品先物振興協会に加入している企業の投資・市況調査アナリストが、企業の枠を超えて売買方針を提示します。



過去のボイス

04月30日(月)07:57

米国、イラン核合意破棄観測で東京原油は押目買い (玉川博一)

04月27日(金)06:44

作付進展の期待から東京トウモロコシは売り方針 (田澤 利貴)

04月25日(水)07:34

東京金、下値は堅い (フューチャーズ24)

04月21日(土)05:52

WTIは70ドルが射程圏、東京原油押目買い (玉川博一)

04月20日(金)06:29

東京ゴムは売り妙味あり (齋藤 和彦)

リスク告知

- 実際の売買は、投資家の皆様の自己責任で行ってください。
- アナリストが提供する市況予測・売買判断は、録音時点の個人的見解であり、所属企業の見解を反映するものではありません。

Copyright ©日本商品先物振興協会、All Rights Reserved.

U.S.大豆

「農産物アナリストの会」所属各社事前予想

本予想は、「農産物アナリストの会」所属各社が、米国農務省 (USDA) が公表する米国産大豆の需給予想値について事前予想をしたものを、日本商品先物振興協会を通じて配信するものです。

* 「農産物アナリスト」とは、例東京商品取引所において開催された「農産物アナリスト育成セミナー」を修了した農産物先物取引の専門家の方です。

1. 予想項目
2. 発表日等
U.S.大豆WASDE期末在庫 (2017/18 新穀)
米国農務省発表日 2018/3/8 12:00 (米国東部時間)
単位 百万ブッシェル
3. 予想値

予想平均値	515
予想最高値	579
予想最低値	480
予想数	6
USDA 2月発表値	530

4. 予想値詳細

アナリスト名	企業名	予想	日付
藤井 浩佳	株式会社アルファックス	579	28-Feb-18
七原 匠郎	豊商事株式会社	529	28-Feb-18
吉田 哲	楽天証券株式会社	521	28-Feb-18
野川 佐知	プレミア証券株式会社	499	26-Feb-18
長田 泰	第一商品株式会社	480	28-Feb-18
植村 和久	サンワード貿易株式会社	480	27-Feb-18

- * 予想値に関するお問合せは、上記各社にご連絡下さい。
- * 本予想は、商品先物取引の参考となる情報提供を目的としています。投資に当たっては、投資に当たった意思決定、売り買いの判断は投資家ご自身の責任において行って下さい。
- * 「農産物アナリストの会」所属会社、同アナリスト及び発信者は、本予想の利用者が行った投資の結果生じた損益に関して、一切の責任を負いません。

[発信：日本商品先物振興協会]

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令案等
に関する意見・情報の募集について

平成 2 9 年 1 0 月 1 9 日
農林水産省食料産業局食品流通課商品取引室
経済産業省・サードグループ参事官室 (商品市場整備担当)

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

商品先物取引法 (昭和 2 5 年法律第 2 3 9 号) では、商品先物取引における委託者保護の観点から、商品先物取引業者に対して、毎月の財務状況等に係る報告書等を主務官庁に提出すること、取引に係る帳簿を作成し、保存すること等を規定しているところ、委託者保護が確実に図られるためには、これらの報告書等や帳簿等が、商品先物取引業者によって誤りなく記載されることが必要です。

このため、今般、商品先物取引法施行規則 (平成 1 7 年農林水産省・経済産業省令第 3 号、以下「規則」という。) 及び平成 2 2 年農林水産省・経済産業省告示第 3 号 (以下、「告示」という。) について、報告書等や帳簿等に記載すべき内容をより明確にするための改正その他所要の改正を行います。

つきましては、規則及び告示の改正案について、以下の要領により、広く国民の皆様からの御意見 (情報を含む。以下同じ。) をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見公募の対象

・規則及び告示の改正案の概要

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) における掲載
- (2) 窓口での配布 農林水産省食料産業局食品流通課商品取引室
(東京都千代田区霞が関 1-2-1)
経済産業省商務・サービスグループ参事官室 (商品市場整備担当)
(東京都千代田区霞が関 1-3-1)

4. 意見募集期間 (意見募集の開始日及び終了日)

平成 2 9 年 1 0 月 1 9 日 (木) ~ 平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日 (金) 必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒 1 0 0 - 8 9 0 1
東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1
経済産業省商務・サービスグループ参事官室 (商品市場整備担当)
パブリックコメント担当宛

(2) F A X

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の F A X 番号宛にお送り下さい。

F A X 番号：(0 3) 3 5 0 1 - 6 6 4 6

(F A X の件名を「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見」として下さい。)

(3) 電子メール (意見提出用紙を添付してお送り下さい。)

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛にお送り下さい。

メールアドレス：shohinsakimono-public-comment07@meti.go.jp

(電子メールの件名を「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見」として下さい。)

(4) 電子政府の総合窓口 (e-Gov)

電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームに従って、本件への御意見を御記入の上、御提出下さい。

※電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知お下さいます。ただし、御意見中に、個人に関する情報であつて特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令案等の概要について

平成 29 年 10 月 19 日
農林水産省食料産業局食品流通課商品取引室
総務課課長 サードグループ管理室 商品市場整備課担当

1. 趣旨

商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）では、商品先物取引における委託者保護の観点から、商品先物取引業者に対して、毎月の財務状況等に係る報告書等を主務官庁に提出すること、取引に係る帳簿を作成し、保存すること等を規定しているところ、委託者保護が確実に図られるためには、これらの報告書等や帳簿等が、商品先物取引業者によって誤りなく記載されることが必要である。

このため、今般、商品先物取引法施行規則（平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号。以下「規則」という。）及び平成 22 年農林水産省・経済産業省告示第 3 号（以下「告示」という。）について、報告書等や帳簿等に記載すべき内容をより明確にするための改正その他所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 規則の改正について

ア 報告書等の電磁的記録による提出の促進

【規則第 117 条第 3 項関係（新設）】
商品先物取引業者の報告書等の電磁的記録による提出を促す観点から、電磁的記録による提出の際に求められる電子署名及び電子証明書等を不要とする旨を規定する。

イ 商品デリバティブ取引残高帳の記載対象の見直し

【規則別表第 4 関係】
商品デリバティブ取引残高帳の「記載上の注意」欄において、取引所における上場商品の現物取引については記載を要しない旨を追記する。

ウ 様式の記載の実態に合わせた修正

【規則様式第 2 号関係】
商品先物取引法の規定による立入検査を行う職員を行う職員の身分証明書の記載について、経済産業大臣の権限の委任を受けた経済産業局長が発行主体となることがあるため、実態に合わせて、発行主体を「経済産業大臣」から「発行者」に修正する。

エ 様式の項目の明確化等

【規則様式第 10 号関係】
様式第 10 号に記載されていた規則の根拠規定となる条項を第 100 条第 4 項に修正するとともに、商品先物取引業者が記載すべき内容がより明確となるよう、「内訳」及び「リスク相当額」の項目名を削除するとともに、記載上の注意欄に「ロングポジション」及び「ショートポジション」についてそれぞれの時価額を記載する旨を修正する。

オ 様式の項目の明確化等

【規則様式第 12 号関係】

商品先物取引業者が記載すべき内容がより明確となるよう、様式第 12 号 2. (4) において、「内訳」及び「リスク相当額」の項目名を削除するとともに、記載上の注意欄に「ロングポジション」及び「ショートポジション」についてそれぞれの時価額を記載する旨を追記する。あわせて、3. (1) の計算方法を明確化するため、アルファベットを付記するとともに、記載上の注意に「保全対象財産が零を下回る場合は、委託者等保全措置率及び委託者等資産保全措置過不足額の記載を要しない」旨を追記する。

(2) 告示の改正について

【告示第 6 条第 1 項第 3 号関係】
原資産のヘッジ目的で買付けたオプションの市場リスク相当額の算定方法がイン・ザ・マネーであった場合の市場リスク相当額を「相殺した額」としていたところ、算定方法の明確化の観点から、「原資産の市場リスク相当額とオプシンのイン・ザ・マネーの額（残存期間が六月超のオプション取引については、権利行使価格と適切な先物価格との差額をいう。これができない場合は、イン・ザ・マネーの額は零とする。）を相殺した額」に修正する。

3. 今後のスケジュール（予定） 平成 29 年 12 月 1 日 公布・施行

平成 29 年 11 月

平成 30 年度税制改正要望

日本商品先物振興協会
株式会社東京商品取引所
大阪堂島商品取引所

〈期待される効果〉

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動及び商品ファンド運用に係る取引が促進され、商品市場においては、流動性が增大することが期待される。その結果、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（上場商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

〈要望内容〉

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行3年間）を延長すること。

〈要望目的〉

1. と同じく、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させるために不可欠である。

そのためには、現在3年間に限定されている損失の繰越控除期間を延長することが望まれる。

なお、米・英・独は譲渡所得または金融所得の範囲内で無期限に損失の繰越控除が可能であり、フランスでは譲渡所得の範囲内で10年間の繰越控除が可能とされている。また香港・韓国・シンガポールでは商品先物取引に関する所得自体が課税対象となっていない。

〈期待される効果〉

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動が促進され、商品市場においては、流動性が増大し価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

3. 外国商品市場取引の決済損失に対する課税方法の変更について

〈要望内容〉

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

〈要望目的〉

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

〈要望内容〉

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、商品ファンドの収益分配金及び償還等に係る損益、そして上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

〈要望目的〉

わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させ、公正な価格形成機能等、期待されている機能を十全に発揮するには、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが不可欠である。

我が国の個人金融資産は約1,800兆円程度もの規模であるが、その50%超が現預金で運用・保有されている。この潤沢な個人金融資産が商品・金融商品市場において広範に運用されるためには、金融商品間の損益通算範囲を拡大し、金融所得に係る課税関係をリスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。

上場株式等の譲渡所得等については、平成28年1月から特定公社債等の譲渡損益にまで通算範囲が拡大されることとなったが、同じ20%の申告分離課税である商品先物取引等デリバティブ取引との損益通算は、平成元年に上場株式等の譲渡所得が先行して分離課税となって以降、現在に至るまで認められていない。

また、商品ファンドに係る所得については、源泉分離課税若しくは総合課税とされており、原資産である商品先物取引に係る所得との損益通算、上場株式等の譲渡所得等との損益通算のいずれも認められていない。

個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するためには、損益通算範囲のさらなる拡大が必要である。

日本国内において外国商品市場取引の委託又は委託の取次ぎを受ける者は、国内商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る場合と同様、商品先物取引業者に係る主務大臣の許可を受けなければならない（商品先物取引法第190条第1項）。さらに、商品先物取引業者は、それらのいずれの取引の差金等決済についても所轄税務署長への支払調書の提出義務を負う（所得税法第225条第1項第13号及び同法224条の5第2項第1号）。

このように国内、店頭、外国のいずれの取引種別においても同様に支払調書の提出義務が課され、投資家の取引状況が税務当局に捕捉されているにもかかわらず、外国商品市場取引の決済損益に係る所得は申告分離課税の対象とされていない（租税特別措置法第41条の14）ため、国内商品市場取引等他のデリバティブ取引の決済損益と通算することはできず、給与所得や事業所得などの他の所得と合算して課税総所得金額を算出して超過累進税率を適用する総合課税方式で税額を計算することとなる（所得税法第22条、第89条）。

商品先物取引においては、国内商品市場と外国商品市場に同一商品（例：金・石油・大豆・とうもろこし等）が上場されていて、それらの商品に係る異市場間裁定取引（同一銘柄に関してある市場で買建て、他の市場で売建てることにより、両者の値差の拡縮から利益を得ようとする取引）のニーズは少なくないが、現行税制では、課税の取扱いが異なることにより相互の損益通算ができず、上記ニーズに対応できていない。リスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制により個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するためには、外国商品市場取引の決済損益についても、他のデリバティブ取引に係るものと同様に申告分離課税とするべきである。

<期待される効果>

本要望が実現すると、外国商品市場と国内商品市場の間での異市場間裁定取引が活性化し、双方の市場において個人投資家の投資活動が促進されるため、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

以上

日本商品先物振興協会 平成30年度 税制改正要望
最優先要望項目に係る説明資料

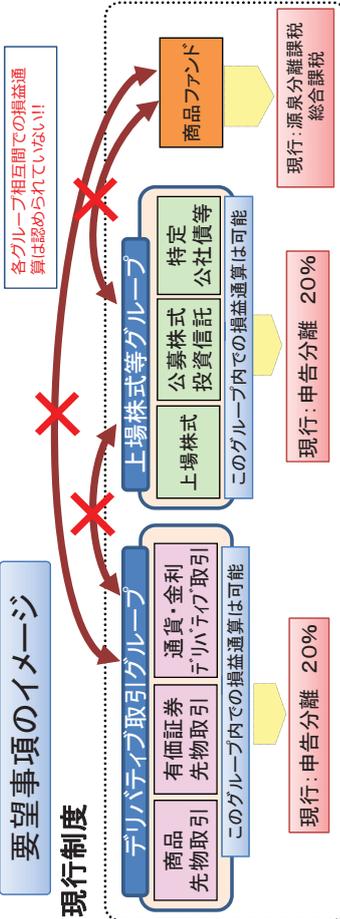
要望事項

申告分離課税を前提として、商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損益と上場株式の譲渡損益などの金融所得との間の損益通算を可能とすること。

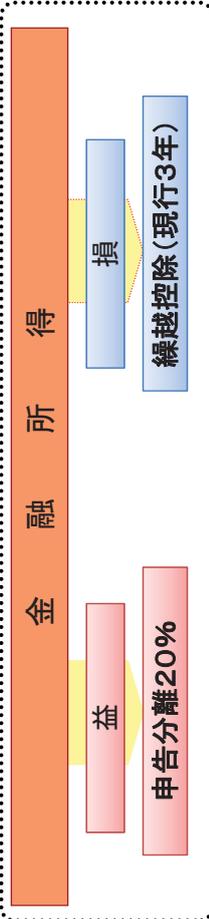
要望の趣旨

- ▶ 現在、商品先物、株価指数先物、FX取引等のデリバティブ取引については、互いに損益通算することが可能。
- ▶ 平成29年度税制改正大綱の検討事項である「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化」、特に商品先物取引等のデリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算を推進し、個人の投資活動を促進させることが重要。

要望事項のイメージ

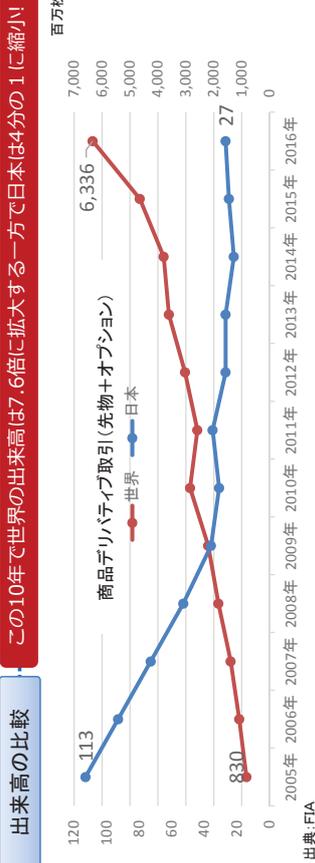


金融所得の一体課税実現後



- ▶ 我が国の商品先物市場は取引量を大きく減少させている一方で、世界の取引量は急速に伸びている。
- ▶ 諸外国では先物と株式の損益通算が可能。
- ▶ 商品先物取引の投資家の8割以上が、株式との損益通算を希望(本会調査結果による)。下図「投資家のニーズ」をご参照し、損益通算が可能となった場合には、商品先物取引を行っている投資家のうち3割超は「投資を増やす(同)」と回答。

出来高の比較

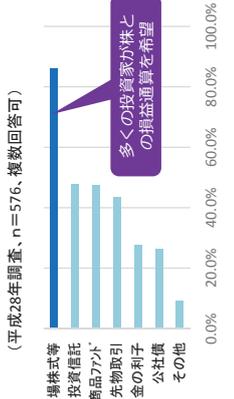


商品先物と株式に係る課税関係(損益通算)の国際比較

損益通算	日本	世界 (アメリカ、イギリス、フランス、中国)
可	不可	可
非課税		米・英・仏(デリバティブ取引と株式(現物)は同じ所得区分) 中国
取引所ランキング	東京商品取引所(13)	[アメリカ] ニューヨーク・マーカンタイル取引所(3)、シカゴ商品取引所(7)、インターコンチネンタル取引所(米)(6) [イギリス] インターコンチネンタル取引所(EU)(5)、ロンドン金属取引所(9) [中国(参考)] 上海期貨交易所(1)、大連商品取引所(2)、鄭州商品取引所(4)

投資家のニーズ (出所: 当協会調べ。(7)の数字は、2015年世界の商品取引所出来高順位)

株式と商品先物取引との損益通算が可能な場合の投資行動変化



「平成 30 年度税制改正大綱」における
商品先物関連の税制措置について（ご報告）

自由民主党・公明党連名による「平成 30 年度税制改正大綱」が公表されました。この中で、本会が要望しておりました税制改正要望については、下記のとおり、**昨年と同じ結果**となりましたことをご報告いたします。

本会では、個人投資家が商品先物取引や商品ファンドを含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、「金融所得課税の一体化」が実現するよう、引き続き税制改正要望を行っていくことといたします。

なお、「平成 30 年度税制改正大綱」は、以下の URL により自由民主党ホームページに掲載されております。

掲載 URL : <https://www.jimin.jp/news/policy/136400.html>

記

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

〔本会の要望〕

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、商品ファンドの収益分配金及び償還等に係る損益、そして上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

〔平成 30 年度税制改正大綱における取扱い〕

「第三 検討事項」において、引き続き検討することとされました。
(130 ページ)

第三 検討事項

2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。
(昨年度と同文)

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

〔本会の要望〕

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること。

⇒平成 30 年度税制改正大綱において言及された箇所はありませんでした。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について

〔本会の要望〕

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

⇒平成 30 年度税制改正大綱において言及された箇所はありませんでした。

以 上

29食産第1776号
20170703商局第1号
平成29年7月14日

日本商品先物振興協会 会長 殿



農林水産省 食料産業局長



経済産業省 大臣官房 商務・サービス審議官

商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正について

「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」(平成23年1月7日策定)を別添のとおり改正したので、通知します。

商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正の概要について

1 趣旨

平成28年7月から東京商品取引所において金地金等を対象とした現物取引(以下「取引所現物取引」という。)が開始されたことに伴い、「適合性の原則」について、取引所現物取引における商品先物取引業者(以下「商先業者」という。)の確認事項等の明確化を行う。

また、商先業者が自身の業務を自ら点検することを促すため、法令違反等に関する自主的な報告への対応について明確化する。

2 改正の概要

(1) 取引所現物取引における確認事項等について

取引所現物取引については、約定後速やかに決済が行われ、先物取引と異なり、約定後の相場変動によって著しい損失が発生するおそれがないことから、次の点について規定する。

- ① 取引所現物取引においては、顧客への確認事項のうち、投資可能資金額の確認を要しないこと。
- ② 取引所現物取引においては、適合性の原則に照らし不適当と認められるおそれのある勧誘の具体例のうち、以下については該当しないこと。
 - ・ 投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に係る勧誘
 - ・ デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘

(2) 商品先物取引業者による自主的な報告への対応等

商先業者が自ら法令違反等を見出し、これを自主的に主務省に報告した場合であって、是正措置が講じられている場合には、任意のヒアリング等によるフォローアップを行う旨記載するほか所要の改正を行う。

新	旧
目次	目次
I (略)	I (略)
I-1 (略)	I-1 (略)
I-1-1 (略)	I-1-1 (略)
I-1-2 商品先物取引業者等の監督に当たっての基本的考え方	I-1-2 商品先物取引業者等の監督に当たっての基本的考え方
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 効率的・効果的な監督事務の確保	(4) 効率的・効果的な監督事務の確保
<p>主務省は、商品先物取引業者等の営業阻害等を防ぐ観点から、監督事務を効率的・効果的に行う必要がある。したがって、商品先物取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等について常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>更に、商品先物市場のグローバル化、ボーダーレス化に伴い多様化する商品先物取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。</p>	<p>主務省は、商品先物取引業者等の営業阻害等を防ぐ観点から、監督事務を効率的・効果的に行う必要がある。したがって、商品先物取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等について常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>更に、商品先物市場のグローバル化、ボーダーレス化に伴い多様化する商品先物取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。</p>
(5) <u>自主規制機関等との連携</u>	また、 <u>市場の実情に精通している自主規制機関としての認可を受けた日本商品先物取引協会（以下「日商協」という。）や商品取引所は、商品先物取引業者等に対し自主的に律していくことにより委託者等からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、主務省はこれらの者の自主規制機能の発揮を促すとともに、商品先物取引業者等を監督する上で必要な情報交換を行い、商品先物取引業者等に対する信頼確保に向けた密接な連携を図る。</u>

1

II (略)	II (略)
II-1 (略)	II-1 (略)
II-1-1 経営管理	II-1-1 経営管理
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 内部監査部門	(4) 内部監査部門
①～③ (略)	①～③ (略)
④ <u>内部監査部門は、日商協の「会員の内部管理責任者等に関する規則」を活用する等により内部管理責任者が適切に配置され、社内で内部管理体制の実効性が確保されていることを確認しているか。</u>	(新設)
⑤ 内部監査部門は、内部監査において把握・指摘した重要な事項を遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。	④ 内部監査部門は、内部監査において把握・指摘した重要な事項を遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
⑥ 内部監査部門は、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映しているか。	⑤ 内部監査部門は、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映しているか。
(5) (略)	(5) (略)
II-1-2 (略)	II-1-2 (略)
II-1-3 商品先物取引業を的確に遂行するに足りる人的構成	II-1-3 商品先物取引業を的確に遂行するに足りる人的構成
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）の規定（ <u>同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。</u> ）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）の規定（ <u>同法第32条の2第7項の規定を除く。</u> ）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。
(5) (略)	(5) (略)
II-4 (略)	II-4 (略)
II-4-1 (略)	II-4-1 (略)

II-4-2 適合性の原則

(1) ~ (3) (略)

(4) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項

① 勧誘に当たっての前提となる顧客の属性等の把握の方法

イ 適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘に該当するか否か(②参照)の総合的な判断を合理的に行うために、商品先物取引業者は、顧客に適合性の原則の趣旨を説明した上で、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に関する情報の提供を求め、顧客の属性等の把握に努めているか。

具体的には、商品先物取引業者は、取引を勧誘する顧客について、その申告に基づき、a 氏名、b 住所、c 生年月日、d 職業、e 収入、f 財産の状況、g 投資可能資金額、h 商品デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度、i 商品取引契約を締結する目的等について、情報収集を行っているか(法第2条第10項第1号ニの規定に基づいて行われる金地金等を対象とした現物取引(以下「取引所現物取引」という。)についてはgに関する情報収集を省略することができるものとする。)

さらに、これらの情報を記載した顧客カードを作成し、その情報に変更があればその都度更新し、顧客情報を適切に管理しているか。例えば、顧客の勤務先の異動等や必要に応じた属性の見直しは行われているか。

ロ 「投資可能資金額」とは、顧客が、商品デリバティブ取引(取引所現物取引を除く。以下(4)において同じ。)の性質を十分に理解した上で、損失(手数料等を含む。)を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額であり、顧客の適合性を判断する上で重要な要素と考えられるところ、商品先物取引業者は、顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、その意味を顧客が理解できるよう、特に、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することとなってい

ないか、商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等を分かりやすく説明し、顧客が十分に理解しているかについて、適切に把握しているか。

顧客による投資可能資金額の自己申告の内容が、当該顧客の収入や資産等の属性に鑑みて過大でないことについて、書面等の形式的な審査を行うにとどまらず、当該自己申告の内容に実態との齟齬があるとの疑念が生じる場合には、例えば、管理部門等が当該自己申告の内容を当該顧客に対して確認し、その応答如何によっては、さらに、収入や資産の種類を質問したり、場合によってはその証明を求めるなど適切な方法による審査を行っているか。また、そのための社内規則が策定され、その遵守のために適正な管理体制が構築されているか。

② 具体例

イ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不適当と認められる勧誘であると考えられる(取引所現物取引においてはf及びgを除く。)

a 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者に対する勧誘

b 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対する勧誘

c 破産者で復権を得ない者に対する勧誘

d 商品デリバティブ取引及び取引所現物取引をするための借入れを勧めての勧誘

e 損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘

f 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれがある取引の勧誘

II-4-2 適合性の原則

(1) ~ (3) (略)

(4) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項

① 勧誘に当たっての前提となる顧客の属性等の把握の方法

イ 適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘に該当するか否か(②参照)の総合的な判断を合理的に行うために、商品先物取引業者は、顧客に適合性の原則の趣旨を説明した上で、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に関する情報の提供を求め、顧客の属性等の把握に努めているか。

具体的には、商品先物取引業者は、取引を勧誘する顧客について、その申告に基づき、a 氏名、b 住所、c 生年月日、d 職業、e 収入、f 財産の状況、g 投資可能資金額、h 商品デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度、i 商品取引契約を締結する目的等について、情報収集を行っているか。

さらに、これらの情報を記載した顧客カードを作成し、その情報に変更があればその都度更新し、顧客情報を適切に管理しているか。例えば、顧客の勤務先の異動等や必要に応じた属性の見直しは行われているか。

ロ 「投資可能資金額」とは、顧客が、商品デリバティブ取引の性質を十分に理解した上で、損失(手数料等を含む。)を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額であり、顧客の適合性を判断する上で重要な要素と考えられるところ、商品先物取引業者は、顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、その意味を顧客が理解できるよう、特に、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することとなっていないか、商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等を説

明し、顧客が十分に理解しているかについて、適切に把握しているか。

顧客による投資可能資金額の自己申告の内容が、当該顧客の収入や資産等の属性に鑑みて過大でないことについて、書面等の形式的な審査を行うにとどまらず、当該自己申告の内容に実態との齟齬があるとの疑念が生じる場合には、例えば、管理部門等が当該自己申告の内容を当該顧客に対して確認し、その応答如何によっては、さらに、収入や資産の種類を質問したり、場合によってはその証明を求めるなど適切な方法による審査を行っているか。また、そのための社内規則が策定され、その遵守のために適正な管理体制が構築されているか。

② 具体例

イ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不適当と認められる勧誘であると考えられる。

・未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者に対する勧誘

・生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対する勧誘

・破産者で復権を得ない者に対する勧誘

・商品デリバティブ取引をするための借入れを勧めての勧誘

・損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘

・取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれがある取引の勧誘

・規則第102条の2第3号により行うことが可能とされている

g 規則第102条の2第3号により行うことが可能とされている
 勧誘を受けて商品取引契約を締結した者（直近の3年以内に延べ
 90日間以上にわたり商品デリバティブ取引（損失限定取引を除く。）
 を行った者を除く。）に対する、契約締結後最初の取引を行う日
 から最低90日を経過する日までの期間において、取引証拠金等
 の額が投資上限額（規則第102条の2第3号ハ（2）に規定する
 投資上限額をいう。以下同じ。）の3分の1の額に達すること
 となる取引の勧誘

ロ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不適当と認められ
 るおそれのある勧誘であると考えられる（取引所現物取引におい
 てはc及びeを除く。）。

ただし、該当する項目があるからといって、直ちに適合性の原則
 に照らして、不適当と認められるものではなく、ハに記載する「業
 者内審査手続等」において、特に厳格に審査した上で、適合性の原
 則に照らして適当と認められる勧誘であることを確認した場合に
 は、直ちに適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘にはな
 らないと考えられる。具体的には、商品先物取引業者の側において、
 法第215条に規定する「顧客の知識、経験、財産の状況、商品取
 引契約を締結する目的」のほか、①イに例示する生年月日（年齢）、
 収入（年収）等の顧客の属性等を総合的に勘案して、適合性の原則
 に照らして適当であることを合理的に判断し、以下に示す審査過程
 と判断根拠を具体的に記載した書面等にその記録を残すなどの対
 応が必要である。

a 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、
 保険金等（以下「年金等」という。）により生計を立てている者
 に対する勧誘

b 一定以上の収入（例えば、年間500万円以上）を有しない者に

勧誘を受けて商品取引契約を締結した者（直近の3年以内に延べ
 90日間以上にわたり商品デリバティブ取引（損失限定取引を除く。）
 を行った者を除く。）に対する、契約締結後最初の取引を行う日
 から最低90日を経過する日までの期間において、取引証拠金等
 の額が投資上限額（規則第102条の2第3号ハ（2）に規定する
 投資上限額をいう。以下同じ。）の3分の1の額に達すること
 となる取引の勧誘

ロ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不適当と認められ
 るおそれのある勧誘であると考えられる。

ただし、該当する項目があるからといって、直ちに適合性の原則
 に照らして、不適当と認められるものではなく、ハに記載する「業
 者内審査手続等」において、特に厳格に審査した上で、適合性の原
 則に照らして適当と認められる勧誘であることを確認した場合に
 は、直ちに適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘にはな
 らないと考えられる。具体的には、商品先物取引業者の側において、
 法第215条に規定する「顧客の知識、経験、財産の状況、商品取
 引契約を締結する目的」のほか、①イに例示する生年月日（年齢）、
 収入（年収）等の顧客の属性等を総合的に勘案して、適合性の原則
 に照らして適当であることを合理的に判断し、以下に示す審査過程
 と判断根拠を具体的に記載した書面等にその記録を残すなどの対
 応が必要である。

・給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、
 保険金等（以下「年金等」という。）により生計を立てている者
 に対する勧誘

・一定以上の収入（例えば、年間500万円以上）を有しない者に
 に対する勧誘

5

対する勧誘

c 投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に
 係る勧誘（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える
 損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引の継続を勧める行
 為を含む。）

d 高齢者（例えば、年齢75歳以上の者）に対する勧誘

e デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘

ハ 業者内審査手続等

(略)

II-4-3 (略)

II-4-3-1~9 (略)

II-4-6 行政処分を行う際の留意点

日常の監督事務や、商品取引事故に係る報告等を通じて把握された課題
 については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第231
 条第1項の規定に基づく報告を求めるとして、商品先物取引業者等
 における自主的な改善状況を把握することとする。また、商品市場にお
 ける秩序の維持又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認められ
 るときには、法第232条第1項の規定に基づく業務改善命令を発出する
 等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認め
 られる等々ときには、同条第2項の規定に基づく業務停止命令等の発出を
 含め、必要な対応を検討するものとする。

・投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に
 係る勧誘（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える
 損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引の継続を勧める行
 為を含む。）

・高齢者（例えば、年齢75歳以上の者）に対する勧誘

・デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘

ハ 業者内審査手続等

(略)

II-4-3 (略)

II-4-3-1~9 (略)

II-4-6 行政処分を行う際の留意点

(新設)

<p>II-4-6-1 検査結果等への対応</p> <p>(1)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 商品先物取引業者等による自主的な報告への対応 (新設)</p> <p><u>商品先物取引業者等が、自ら法令違反等を発見し、これを自主的に主務省に報告した場合であって、当該報告の内容から、法令違反等の是正措置及び再発防止策が適切に講じられると判断される場合には、主務省は、引き続き任意のヒアリング及び書面による報告等により、是正措置等に関するフォローアップを行うことができることとする。</u></p> <p>II-6 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>(1) (略)</p> <p>(参考)政府指針</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 反社会的勢力のとりえ方</p> <p>暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成26年8月18日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。</p> <p>II-9 商品先物取引業者の許可</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>II-4-6-1 検査結果等への対応</p> <p>(1)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>II-6 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>(1) (略)</p> <p>(参考)政府指針</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 反社会的勢力のとりえ方</p> <p>暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成23年12月22日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。</p> <p>II-9 商品先物取引業者の許可</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
---	--

7

<p>(7) 許可審査の項目</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 反社会的勢力との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、商品先物取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることがないこと。</p> <p>イ. ～ロ. (略)</p> <p>ニ. 暴対法の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないか。</p> <p>ホ. (略)</p> <p>(8)～(9) (略)</p>	<p>(7) 許可審査の項目</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 反社会的勢力との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、商品先物取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることがないこと。</p> <p>イ. ～ロ. (略)</p> <p>ニ. 暴対法の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないか。</p> <p>ホ. (略)</p> <p>(8)～(9) (略)</p>
---	---

平成 29 年 4 月 27 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

純資産額規制比率の市場リスク相当額
(商品市場における取引に係るもの) 計算用シートの変更のお知らせ

今般、(株)日本商品清算機構において国内商品市場に上場している商品に係る関係
数が更新されました。

これらに対応して、リスク値計算シートに所要の変更を施しましたので、その旨ご
案内いたします。

(更新後のシートをご利用の方は会員専用ホームページにログインして、同シート
をダウンロードしてお使い下さい。)

なお、本シートは国内の取引所取引(オプションを除く)に係るリスク値を計算す
るためのものであること、リスク値の計算に関しては省令の規定に沿って行われてい
ればよく必ずしも本シートを使用する必要はないこと、を申し添えます。

なお、金オプション取引に関する変更についてはもうしばらくお待ちいただきます
ようお願い申し上げます。

[今次リスク計算シートのポイント] (昨年と変化ありません。)

【金グループ】

- 金標準、同ミニ、限日、地金の間で相殺が可能です。

【貴金属グループ】

- 白金標準、同ミニ、限日及び地金の間で相殺が可能です。その他の商品間の組み
合わせは不可となっております。ただし、同一商品内の限日間相殺は可能です。

【石油グループ】

- 全商品について商品間相殺、限日間相殺が可能になっております。

【穀物グループ】

- 東京コメ、大阪コメについて限日間相殺が可能になっております。
- 新潟コシは上場後2年経過していないことから、限日間相殺・商品間相殺ともに
不可となっております。

【東京ゴム】

- 限日間相殺が可能です。

以上

<p>判例57 【第1審】 平成23年9月9日名古屋地裁判決 平成21年(ワ)第1047号 損害賠償請求事件 平成21年(ワ)第7112号 損害賠償請求事件 <small>〔本訴請求棄却、反訴請求認容〕</small> 【第2審】 平成24年3月22日名古屋高裁初席 平成23年(ホ)第1096号 損害賠償請求控訴、同反訴請求控訴事件</p>	<p>業者と対面取引を続け、原告は、上記の他の商品先物取引業者との対面取引を止めた後も、同商品先物取引業者とのネット取引を行い、本件取引では取っていない商品の取引を行うなど、同取引では、原告は自らの判断で行っていることが窺われる。</p> <p>② また、本訴原告は、自身の要請をし、他の顧客ではされていない「シミュレーション」の送付を受けるといふサービスも受けており、本訴原告が取引をより正確に把握しようとしていた様子が窺われるし、指値注文は指値に達しない場合には売買不成立になることや、顧客からの指値変更や注文取消しにも対応しなければならぬため、営業担当者が見なから柔軟な対応が出来る商品市場の価値を見ながら柔軟な対応が出来るというメリットがあるものといえるところ、本訴原告は、指値注文を多く行っており、自ら取引を行おうとする様子も窺える。</p> <p>③ さらに、本訴原告は、他の商品先物取引業者との対面取引で被った損失について和解契約を締結した後に、同業者でネット取引を行っているのみならず、本件取引で約8800万円もの損失を出したにもかかわらず、上記とは別の商品先物取引業者にもかわりなく、上記とは別の商品先物取引業者でインターネットを利用した商品先物取引を行っていることから、本訴原告が本訴被告の担当者との主導の下、過当な取引を行うことを余儀なくされたといえない。</p> <p>④ なお、本件取引と上記の他の商品先物取引業者との対面取引が行われている場合、両者の取引でその内容が異なっているのは両者の担当者の意見に基づき取引を行っているからであるとの本訴原告の指摘については、対面取引を行う以上、取引員の意見を参考としながら取引を行うことは当然であって、専ら担当者が取引を主導していたとまではいえない。</p> <p>⑤ 上記の他の商品先物取引業者とのネット取引を開始した後も、本訴被告での対面取引を縮小しない点については、商品先物取引会社の担当者の情報や意見を参考にしたと考えることは当然であり得ることであり、対面取引を止めなかったことやその後本訴被告との取引を縮小していないという点をもって、本訴被告の担当者が本件取引を主導していたといえるものではない。</p> <p>⑥ 本訴被告の担当者がサイトに記載している記事内容と本訴原告の買建状況が一致していることは否定できないが、本訴原告が本訴被告の担当者との対面取引を継続している以上、本訴被告の担当者の相場観を参考に取引を進めること自体は自然ではない。</p> <p>⑦ 本訴被告の担当者と本訴原告の会話では、基本的に本訴被告の担当者が話し、これに本訴原告が応じるといふ傾向にあることは否定できないが、前記のとおり、本訴原告は本訴被告の担当者の意見を聴くために本訴被告での対面取引を続けていたともいえるから、その会話の傾向をもって直ちに本訴被告の担当者が取引を主導していたといえない。</p>
---	---

立読み用サンプル

商品先物取引裁判事例集〔第2集〕

(上巻)

(注) 本商品は、上・中・下の3巻セットです。

以下のURLからご注文いただけます。
<https://www.icfia.gr.jp/shiryo/shiryov1.html>

平成 29 年 3 月

平成29年 4 月 10 日

農林水産省所管団体 各位

農林水産省経営局総務課

消費税の軽減税率制度導入に関する説明会の開催について

平素から、農林水産行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。昨年11月28日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)が公布され、平成31年10月に軽減税率制度が実施されることとなりました。今後とも軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を関係府省庁が連携して推進していくこととしております。つきましては、軽減税率制度への対応が必要となる事業者の皆様への準備が円滑に進むよう、当省において、関係府省庁の連携のもと、事業者を所管する各全国団体の担当者を対象とする説明会を開催することとしましたので、ご案内いたします。

なお、御出席いただける場合は、別添の出席者リストにご登録の上、29年4月21日(金)までに御返信頂けますようよろしくお願い致します。

記

- 1 開催日時 平成29年5月17日(水) 13時30分から15時30分
- 2 開催場所 三田共用会議所(講堂(1階))(別添:交通アクセス)
東京都港区三田 2丁目1番8号
TEL 03-3455-7591
- 3 説明内容
(1) 軽減税率制度の概要の説明(財務省・国税庁)
(2) 軽減税率制度導入に係る事業者支援策の説明(中小企業庁)
(3) 各団体に対する協力要請(農林水産省)

本件問い合わせ先
農林水産省経営局総務課
藤田・長島
03-3501-1384

〔資料 7〕 調査研究事業関係資料

税制改正要望のための委託者アンケート調査
(平成28年度実施分)のサマリー

1. 実施した調査の概要

- (1) 調査の目的
- ① 「投資家の現行税制に対する認知状況」「金融所得の一体課税への賛否」の把握
 - ② 金融所得一体課税実現の際の減税見込額の試算
- (2) 調査実施時期
平成28年7～8月
- (3) 調査の対象とした取引
商品先物取引：平成26年中及び平成27年中に行った取引
その他の金融取引：平成27年中に行った取引
- (4) 調査への回答方法
書面又はインターネット

2. 調査結果の概要

(1) デリバティブ取引間での損益通算の浸透状況について

全体の約8割の者が一定程度認知

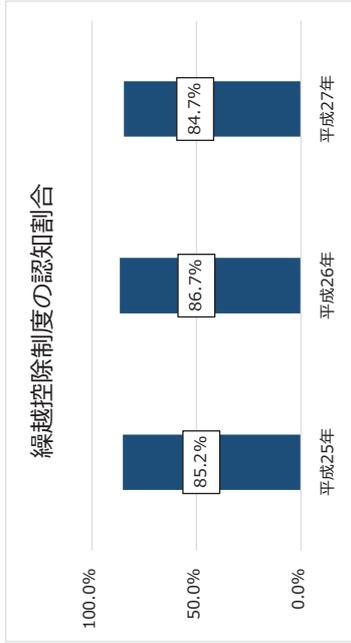
- 税法上「先物取引」に分類されるデリバティブ取引(商品先物取引、有価証券先物取引等、金融先物取引、及び店頭デリバティブ取引)に属する取引種別の間では全てが相互に損益通算が可能であることについて認知している者は全体の62.5%であった。
- また、一部のデリバティブ取引間では損益通算が可能であると認知していた者は回答者の14.8%であった。
- 従って、デリバティブ取引間での損益通算に関して多少なりとも認知している者は全体の77.3% (=62.5+14.8) という結果となった。



(2) 損失の3年間の繰越控除の浸透状況について

8割以上の者が本制度を認知

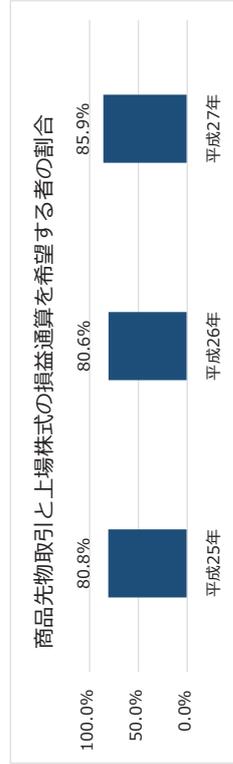
- 商品先物取引で損失が生じた場合、翌年以降3年間にわたって繰越控除を行うことができることについては84.7%の者が「知っている」と回答した。
- なお、直近3年間の調査ではいずれも85%程度が「知っている」と回答しており、浸透度の高さが窺える。

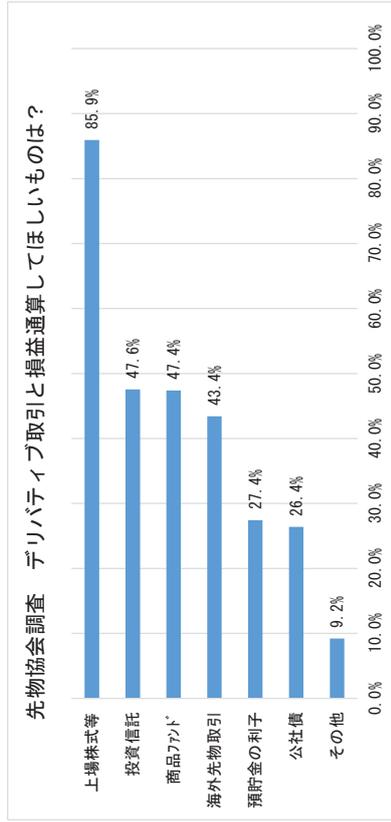


(3) 商品先物取引との損益通算を希望する金融取引について

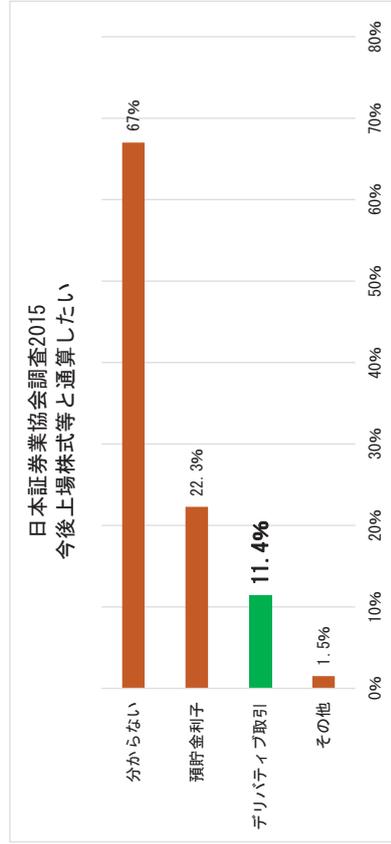
8割以上の者が上場株式等との損益通算を希望

- 商品先物投資家と比べると圧倒的に取引している者の数が多い上場株式等の損益通算を85.9%の者が希望する結果となった。直近3回の調査では80.8%→80.6%→85.9%と8割以上の投資家に浸透している状況となっている。
- * 上場株式の次位は、投資信託(47.6%)、商品ファンド(47.4%)、海外先物取引(43.4%)の順。





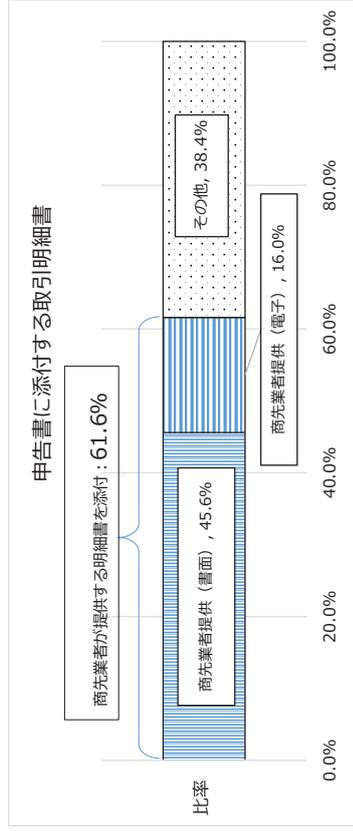
●参考：日本証券業協会調査における損益通算に関する個人投資家の傾向
「個人投資家の証券投資に関する意識調査報告書 2015」では、既に実現している上場株式、株式投資信託、国債、社債、公社債投資信託の売買損益と配当金等以外にどのような金融商品から生じる損益を損益通算の対象としたいと思うかについて、11.4%の個人投資家が「デリバティブ取引」と回答している。



(4) 確定申告書に添付する取引明細書について

6割超の者が商先業者が提供する取引報告書を添付

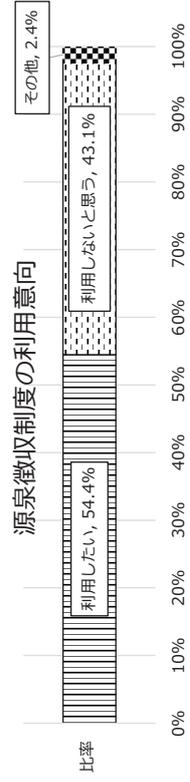
- 45.6%の者が商先業者から「書面」で提供される年間取引報告書を、16.0%の者が商先業者から「電子ファイル」で提供される年間取引報告書を利用して回答し、61.6%の者が商先業者提供の年間取引報告書を活用している状況が明らかになった。



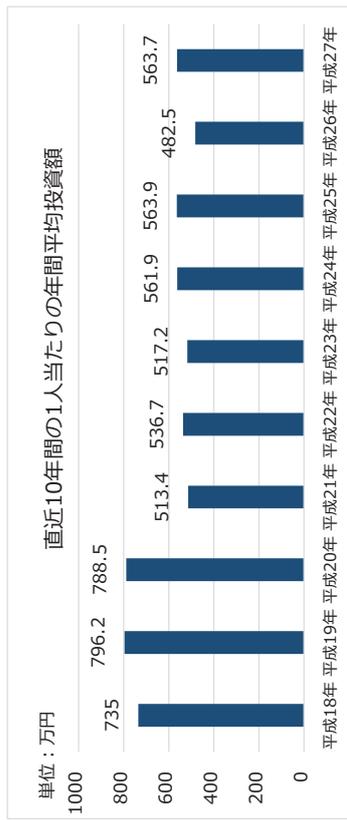
(5) 源泉徴収制度の導入について

「利用したい」が54.4%、「利用しないと思う」が43.1%

- 商品先物取引に源泉徴収制度（特定口座）が導入された場合の利用意向については「無条件に利用したい」が25.2%、「株式との損益通算に対応していれば利用したい」が19.1%、「他のデリバティブ取引との損益通算に対応していれば利用したい」が10.1%となり、総体として54.4%の者が「利用したい」と回答した。
- 他方で「必要経費控除の確定申告をするので、利用しないと思う」が4.8%、「他に事業所得等があり確定申告をしなければならぬので、利用しないと思う」が11.6%、「複数の会社で取引している場合、損失の繰越控除をしたい場合などは確定申告が必要なので利用しないと思う」が26.7%と総体として43.1%の者が「利用しないだろう」と回答した。

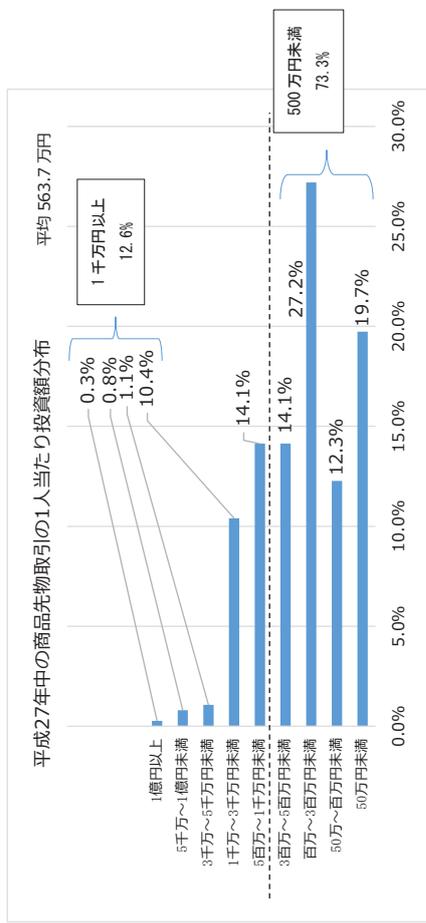


(8) 金融商品別平均投資額 (単位はいずれも万円)
①商品先物取引



平成27年の投資額分布を見ると、投資額500万円未満の者が全体の73.3%を占める一方、投資額1,000万円以上の者も12.6% (うち5,000万円以上は1.1%) おり、このことが全体として平均投資額を500万円後半にまで引き上げる要因となったことが窺える。

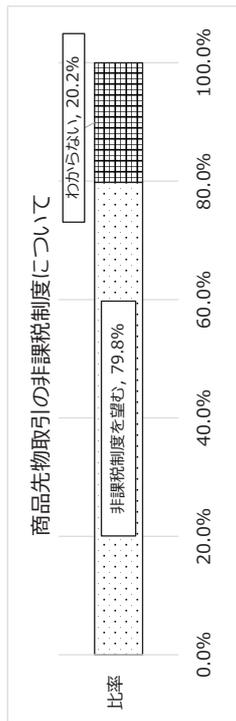
また、平均値563.7万円を含む500万円～1千万円未満のゾーンに属する者も前回調査の10.8%から14.1%へと上昇しており、平均値の算出には各ゾーンの中間値を使っていることから、このゾーンに属する者の割合が増加したことも平均値の上昇に影響を与えている。



(6) 商品先物取引に係る非課税制度 (商品版NISA) の導入について

8 翻近くの者が「導入してほしい」と回答

- 「商品先物独自の非課税制度を設けてほしい」が35.5%、「投資上限額は現行のままでもいいのでNISAの対象にしてほしい」が26.8%、「商品先物をNISAの対象にし、投資上限額も拡大してほしい」が17.5%と商品先物取引に係る非課税制度の導入を望む回答が79.8%に達した。

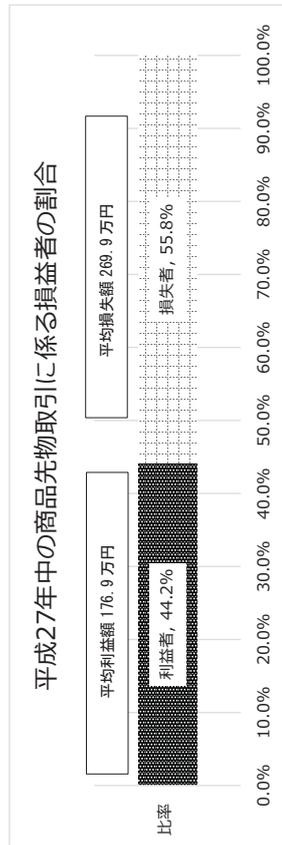


(7) 平成27年中の商品先物取引への平均投資額、利益者割合、損失者割合について
平均投資額：563.7万円

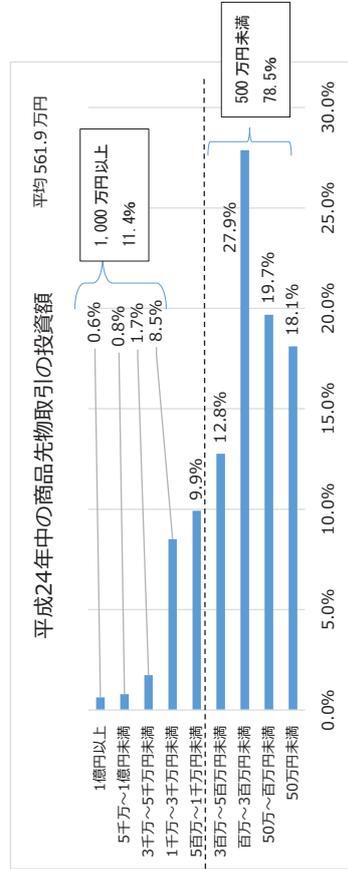
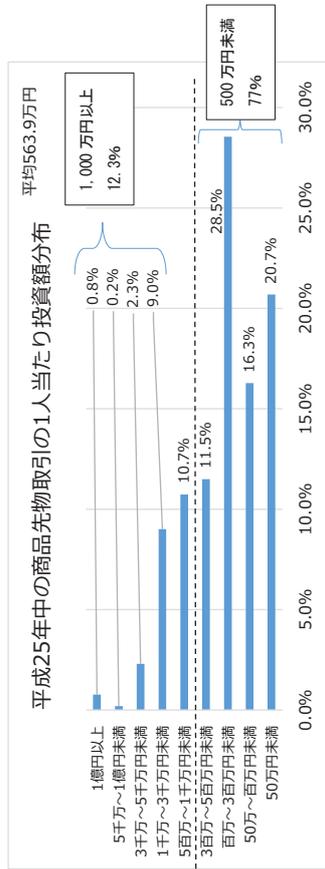
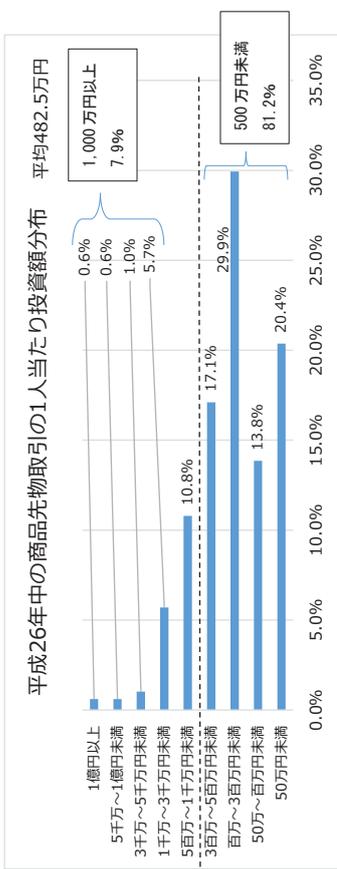
利益者：44.2% (平均利益額：176.9万円)

損失者：55.8% (平均損失額：269.9万円)

- 「平成27年中に商品先物取引を行った」と回答したのは375名で、それらの者の平均投資額は563.7万円であった。
- 上記のうち340名が損益額についても回答し、そのうち利益者は110名 (44.2%)、損失者は139名 (55.8%) であった。
- 利益者の平均利益額は176.9万円、損失者の平均損失額は269.9万円であった。



参考までに、今次調査に過去3年の調査も加えた4回の結果を見ると、平均投資額が560万円台だった平成24、25、27年では1,000万円以上の投資額の者が11～12%いるのに対して平成26年は7.9%にとどまっており、投資額が大きい者の存在が平均値を引き上げている状況が窺える。



○参考 平成27年12月末の1人当たり投資額：134万円～642万円

平成27年12月末の預託証拠金額（委託分）は約1,061億円、同時点の口座数は79,110口座、建玉者数は16,530名である。建玉者・非建玉者別の預託証拠金額は入手できなかったため、これを基に1人当たり投資額を推計すると以下の通りとなり、今般の税制調査による563.7万円という額もこの範囲におさまる結果となった。

(1) 口座数を用いた推計

預託証拠金額106,071,311,720円÷口座数79,110＝1,340,808円＝134万円

(2) 建玉者数を用いた推計

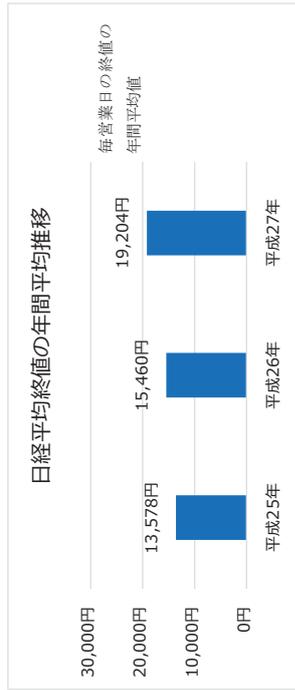
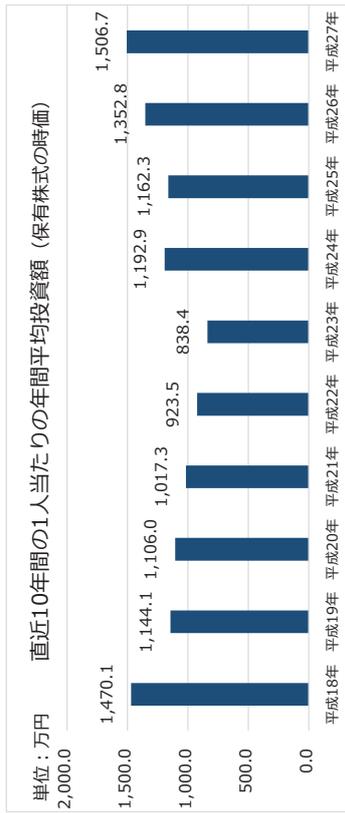
預託証拠金額106,071,311,720円÷建玉者数16,530名＝6,416,897円＝642万円

出典

預託証拠金額：J C C H預託証拠金額残高

建玉者数：平成27年度「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」報告書

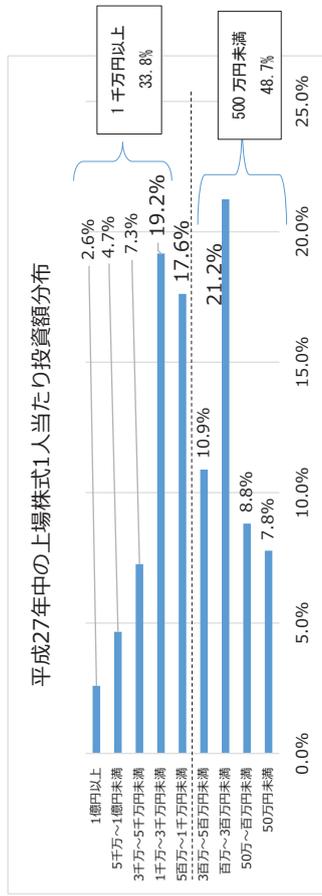
②上場株式



平成27年の1人当たりの株式投資額の平均は約1,500万円と過去10年で最高になった。株式や投資信託への投資額は年末時点に保有している時価額を回答してもらっているため、保有株式の数量に変化がなくても時価が増大すれば投資額が増大するという側面がある。直近3年間は日経平均株価も上昇しており、株式市況が投資額を増加させた面があると思われる。

投資額の分布については、投資額500万円未満の者が48.7%を占める一方で、投資額1,000万円以上の者が33.8%（うち5,000万円以上は7.3%）いる状況である。

最も回答者が多い投資額は100万～300万円未満であるが、2番目は1,000万～3,000円未満、3番目は500万～1,000万円未満と、投資額が500万～3,000万円の間に多くの投資家が存在している。



○参考 日本証券業協会 「個人投資家の証券投資に関する意識調査報告書 2015」

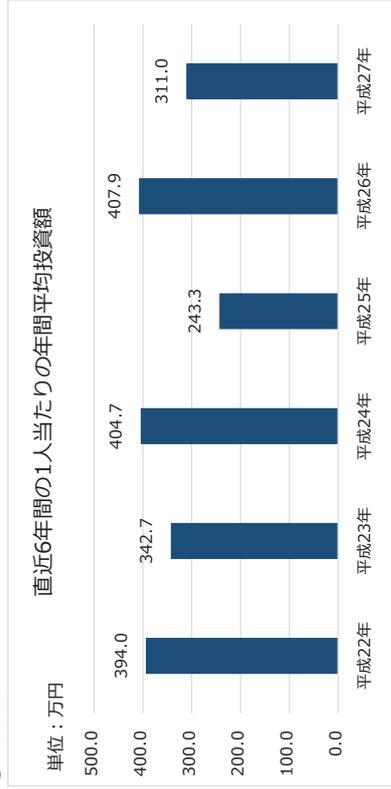
保有株式の時価総額（p 60）

最も多い投資額区分：100～300万円未満、32.6%

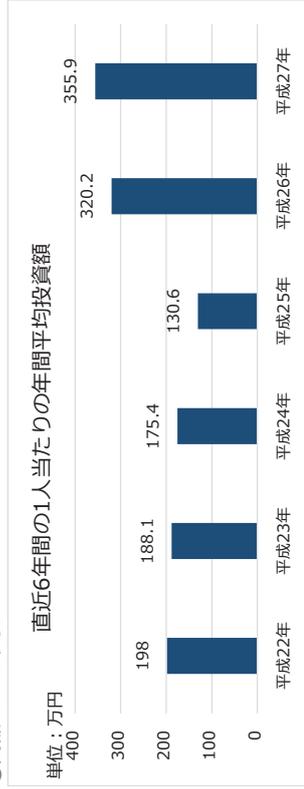
投資額500万円未満の投資家の割合：73.0%

日本証券業協会の調査でも投資額のボリュームゾーンは100～300万円未満であった。投資額500万円未満の投資家の割合は73%と本会の調査と比べて、投資額が全体的に下方に分布していることが窺える。平均投資額については記載がなかった。

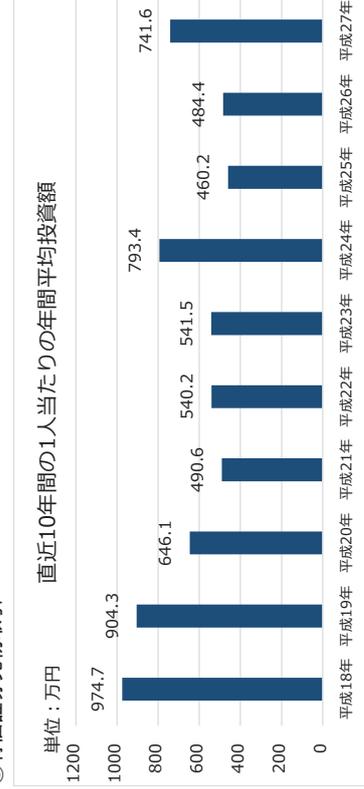
③外国商品先物取引



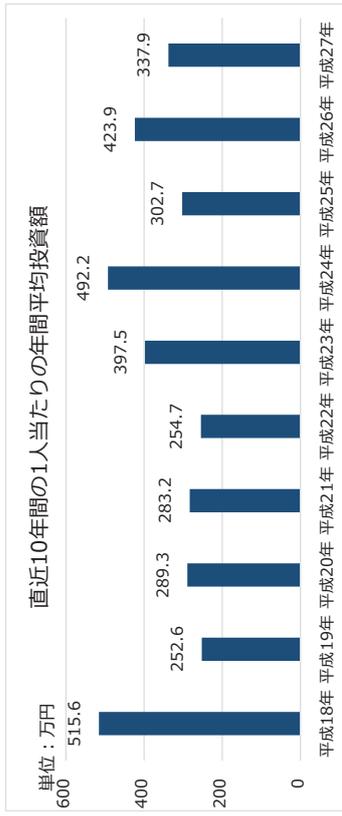
④商品C F D取引



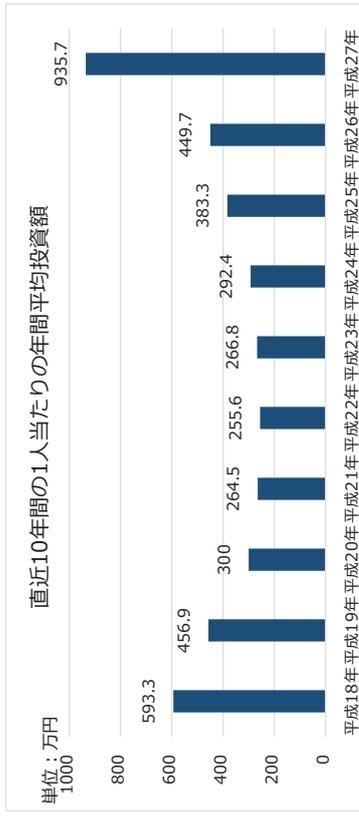
⑤有価証券先物取引



⑥取引所 F X 取引



⑦店頭 F X 取引



以上

〔資料 8〕 広報事業関係資料

2018/5/7

予想ファイル：日本商品先物振興協会


日本商品先物振興協会
 Japan Commodity Futures Industry Ass.
 サイト内検索
 TOP
 上場商品等

トップ >> 上場商品等 >> 農産物需給に関する事前予想について

 農産物需給情報
 予想ファイル
 結果ファイル
 予想と結果のトピックス

コーン 大豆

各穀物年度におけるとうもろこしの需給**予想**ファイル

2018/2019穀物年度

	2018					2019					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Year2018/2019											
期末在庫	〇										
旧穀 (2017年秋産)	〇										
新穀 (2018年秋産)	〇										
四半期在庫											
作付意向面積											
確定作付面積											
単収											
生産量											

2017/2018穀物年度

	2017					2018					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Year2017/2018											
期末在庫	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
旧穀 (2016年秋産)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
新穀 (2017年秋産)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四半期在庫											
作付意向面積											
確定作付面積											
単収											
生産量											

2016/2017穀物年度

	2016																					
Year2016/2017																						

http://www.jcfia.gr.jp/cgi-bin/agri_forecast/wasde.cgi?com=com&cond=yoso 1/2

<金の祭典：世界は“金（ゴールド）”であふれてる>

金（ゴールド）の祭典
ゴールドフェスティバル2017
 2017.6.24(土)
 東京・よみうり大手町ホール/定員700名(参加費無料)


 ゴールドについて学び、ゴールドを体感する特別な一日

楽しく学ぶのじゃ!
 金の展示もたくさん♪

ゴールドについて知り・学び・体感する一日

『TOKYO GOLD FESTIVAL 2017』のご案内

～ゴールド川柳&ゴールドフォトコンテスト連動～



主催：ゴールドフェスティバル運営事務局
 企画・構成：株式会社想研、キャピタル・エフ株式会社

2017年3月20日
 資料Ver.1.2

©Capital F Co.,Ltd



東京商品取引所・大阪堂島商品取引所・日本商品先物振興協会共催
コモディティの魅力と“いま”を知り、これからの投資に役立てる

『コモディティ・フェスティバル2017』

～同時開催：TOCOMリアルトレードコンテスト表彰式（東京会場）～

大阪：9月9日（土）/東京：9月23日（土）

【企画概要書】



世界を動かすコモディティ。コモディティを知り尽くす講師陣による、これからのコモディティを考えるセッション、そして魅力を伝える多彩な展示ブースまで。コモディティの魅力をお届けしていきます。

企画・構成：コモフェス運営事務局



投資戦略フェア

EXPO2017 10.7日 大阪

概要	お申し込み	講師紹介	スタンプラリー	出展社	アクセス	よくある質問	前回の開催報告	出展のご案内
----	-------	------	---------	-----	------	--------	---------	--------

好評につき投資戦略フェアが大阪でも開催！

過去15回の実績がある「投資戦略フェア」を大阪で開催します。
投資戦略フェアは最新の知識や技術を学べるだけでなく、投資やトレードに役立つツールを発見することができます。
豊富な資産の拡大と安定した収益確保を目指し、自らの意志で主体的な判断と行動ができる自立した投資家育成を目的としています。
(投資戦略フェア2017 東京開催のようす)

お知らせ

- 17/10/4 早期のお申し込みを完了しました。会場入場の当日券は3,000円です。
- 17/09/29 スタンプラリーの募集です。
- 17/09/19 会場を一部変更しました（和島氏、夕風氏、羽根氏、平野氏、岩本氏、ヒルトン氏）
- 17/09/01 優先登録をされた方に譲渡のお申し込みを開始しました。
- 17/06/28 トップページを公開しました。

出演講師（五十音順）出演講師は順次決定していきます。

 相模研樹	 アイル	 石原順 (西山幸四郎)	 岩本祐介	 えつこ	 梶谷広人	 小次郎講師	 斎藤正章	 坂本慎太郎	 田代悠	 テスタ	 成田博之	 塚口直史	 ハカラ村
 羽根英樹	 浜本孝泰	 平野朋之	 美穂理	 Mr.Hilton	 坂本利寿	 村田幸恵 (村田幸恵)	 90	 夕風	 和島英樹				



JAI 投資セミナー 2017 年前期のご案内

激動の世界経済～投資チャンスを見逃すな！ 株×為替×コモディティ

3 回連続開催

レギュラー講師
(3 回共通)

木村喜由氏 JAI 理事、ストラテジスト。『木村喜由のマーケット通信』を10年以上にわたり配信する筆者在タイムリーなトピックを深層解説する。“学びたい投資家”にとって必聴の連続講演を開催。



木村 喜由 氏

第 1 回

4月19日(水) 会場：東京商品取引所
YEN蔵(田代 岳)氏 『株、為替、ゴールドの相関を読む投資術』
外為デイトレーダーとして20年以上の経験。為替を中心に株、債券、商品と幅広くマーケットをカバー。ブログYEN蔵のFX投資術が個人トレーダーに人気を博している。



Y. ENOKI 氏

第 2 回

5月17日(水) 会場：東京商品取引所
小次郎講師(手塚 宏二)氏 『勝てる投資家になるためのテクニク』
ターボブルズの投資手法研究の第一人者で、豊富な知識とわかりやすい講演が魅力。近著『真・トレーダーズバイブル』で2016年ブルベア大賞を受賞。



小次郎講師

第 3 回

6月17日(土) 会場：日本橋公会堂
小菅 努氏 『地球を読む！投資活用術』
株も為替も商品も、マーケットの動向を知る手がかりは地球の動きを読むこと。商品、為替のアプローチレポートを発行・提供する講師がそのテクニクを平易に説明する。



小菅 努 氏

【講演時間等】 東京商品取引所市場見学 15：10～15：30 (第1回および第2回のみ)

(各回共通)

第1部 講演会 15：40～16：25

休憩 16：25～16：40

第2部 講演会 16：40～17：50

講師を囲んで懇親会 18：00～20：00 頃 (会場とメニューは後日お知らせします)

【参加費】

JAI 会員/マーケット通信会員/ジェイコムメンバー	一般の方	
セミナー費	1,000円/各回	3,000円/各回
懇親会費	13,000円/各回	16,000円/各回
*全3回をお申し込みいただいた際にはセミナー費のみ**円とさせていただきます。		

【お申し込み方法】 参加費を下記口座にお振込みのうえメールまたはFAXでお申し込みください。

メール： jai-info@jaii.org FAX：03-3231-1733

【お振込み口座】 口座名：特定非営利活動法人 日本個人投資家協会 トレ コソゴソのたけがかり

・三菱東京UFJ銀行 日本橋中央支店 普通 5698285

・みずほ銀行 兜町支店 普通 1861079

・三井住友銀行 日本橋支店 普通 8269269

・郵便振替 00120-3-957662

【2017年4-6月期参加申込書 (FAX送信用)】

参加者氏名 _____

同伴者氏名 _____

TEL _____

参加回 (該当する口にしを入れてください)

第1回：市場見学 セミナー 懇親会

第2回：市場見学 セミナー 懇親会

第3回：市場見学なし セミナー 懇親会

【お問い合わせ】

特定非営利活動法人日本個人投資家協会 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-11-7-902 TEL03-3231-1711



JAI 投資セミナー 2017 年(後期)のご案内

激動の世界経済～投資チャンスを見逃すな！ 株×為替×コモディティ

3 回連続開催

レギュラー講師
(3 回共通)

木村喜由氏 JAI 理事、ストラテジスト。『木村喜由のマーケット通信』は15年以上にわたり配信の実績。タイムリーなトピックを深層解説する。必聴の連続講演を開催。



木村 喜由 氏

第 4 回

9月30日(土) 会場：日本橋公会堂
亀井 幸一郎氏 『金がわかれば世界が見える』
『史観と俯瞰』をモットーに金融市場から商品市場、国際情勢まで幅広くウォッチ。今回は、金市場を軸にした金融経済分析と市況解説を展開する。



亀井 幸一郎 氏

第 5 回

10月25日(水) 会場：東京商品取引所
小菅 努氏 『コモディティ、仮想通貨～代替投資の世界』
株式など伝統的投資と収益性が異なるコモディティの魅力、また近年急速に普及し始めた「仮想通貨」の現状および投資対象としての適格性を考える。



小菅 努 氏

第 6 回

11月29日(水) 会場：東京商品取引所
池水 雄一氏 『ゴールドデイトレードのすべて』
1980年代から一貫してゴールドデイトレードを見つめ、トレードを重ねてきた池水氏がゴールド、プラチナ、パラジウムと世界の“いま”を語る。



池水 雄一 氏

【講演時間等】

各回共通

第1部 講演会 15：40～16：25

休憩 16：25～16：40

第2部 講演会 16：40～17：50

ラジオNIKKEI 公開放送観覧 18：00～18：15 (第5回と第6回のみ)

講師を囲んで懇親会 18：30～20：30 *会場とメニューは後日お知らせします。

*第4回の懇親会は18：00からとなります。

【参加費】

JAI 会員/マーケット通信会員/ジェイコムメンバー	一般の方	
セミナー費	1,000円/各回	3,000円/各回
懇親会費	13,000円/各回	16,000円/各回
*セミナー全3回をお申し込みの場合、会費は2,000円、一般の方は8,000円です。		

【お申し込み方法】 参加費を下記口座にお振込みのうえメールまたはFAXでお申し込みください。

メール： jai-info@jaii.org FAX：03-3231-1733

【お振込み口座】 口座名：特定非営利活動法人 日本個人投資家協会 トレ コソゴソのたけがかり

・三菱東京UFJ銀行 日本橋中央支店 普通 5698285

・みずほ銀行 兜町支店 普通 1861079

・三井住友銀行 日本橋支店 普通 8269269

・郵便振替 00120-3-957662

【2017年(下期)参加申込書 (FAX送信用)】

参加者氏名 _____

同伴者氏名 _____

TEL _____

参加回 (該当する口にしを入れてください)

第4回：セミナー 懇親会

第5回：セミナー 懇親会

第6回：セミナー 懇親会

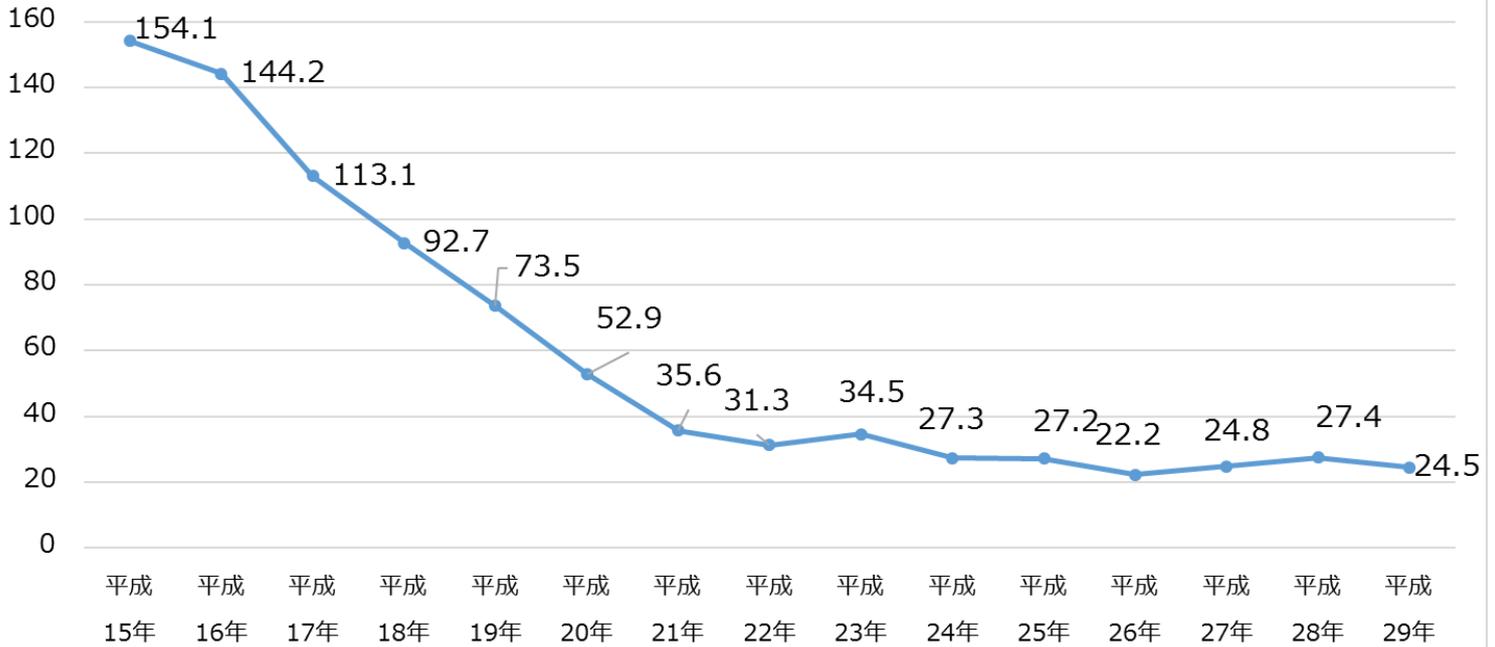
【お問い合わせ】

特定非営利活動法人日本個人投資家協会 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-11-7-902 TEL03-3231-1711

[資料 8 - (6)]

単位：百万枚

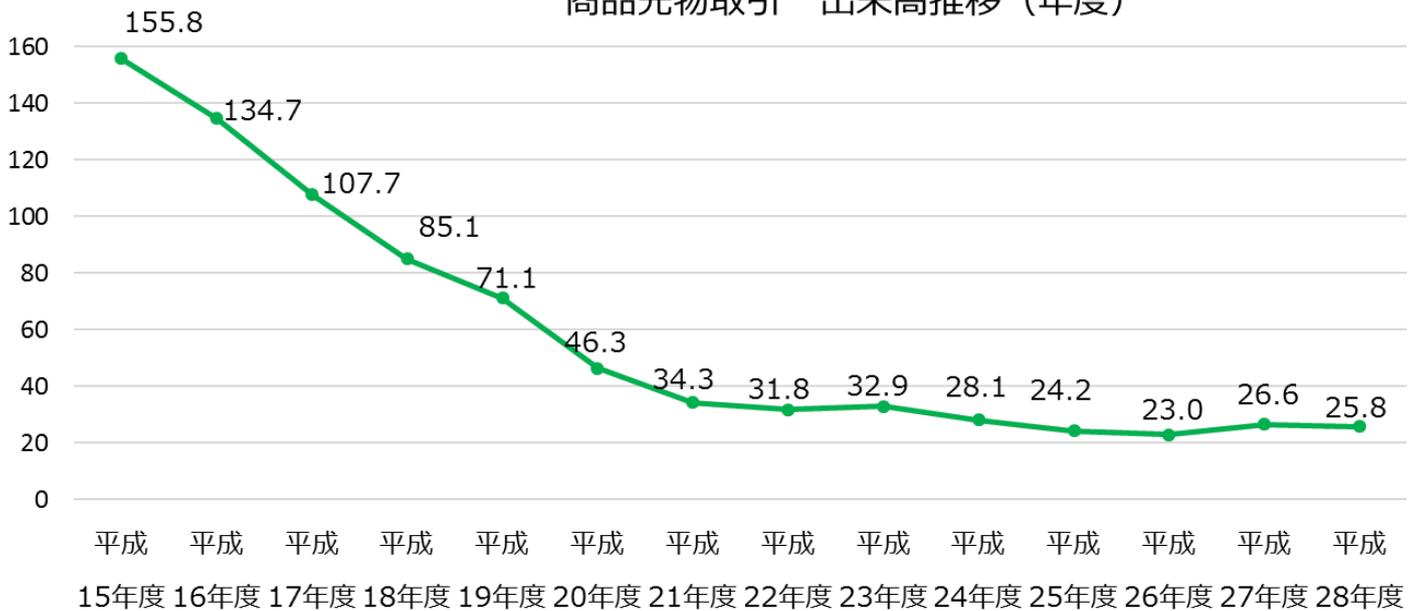
商品先物取引 出来高推移(暦年)



出所：(株)日本商品清算機構「品目別出来高速報」

単位：百万枚

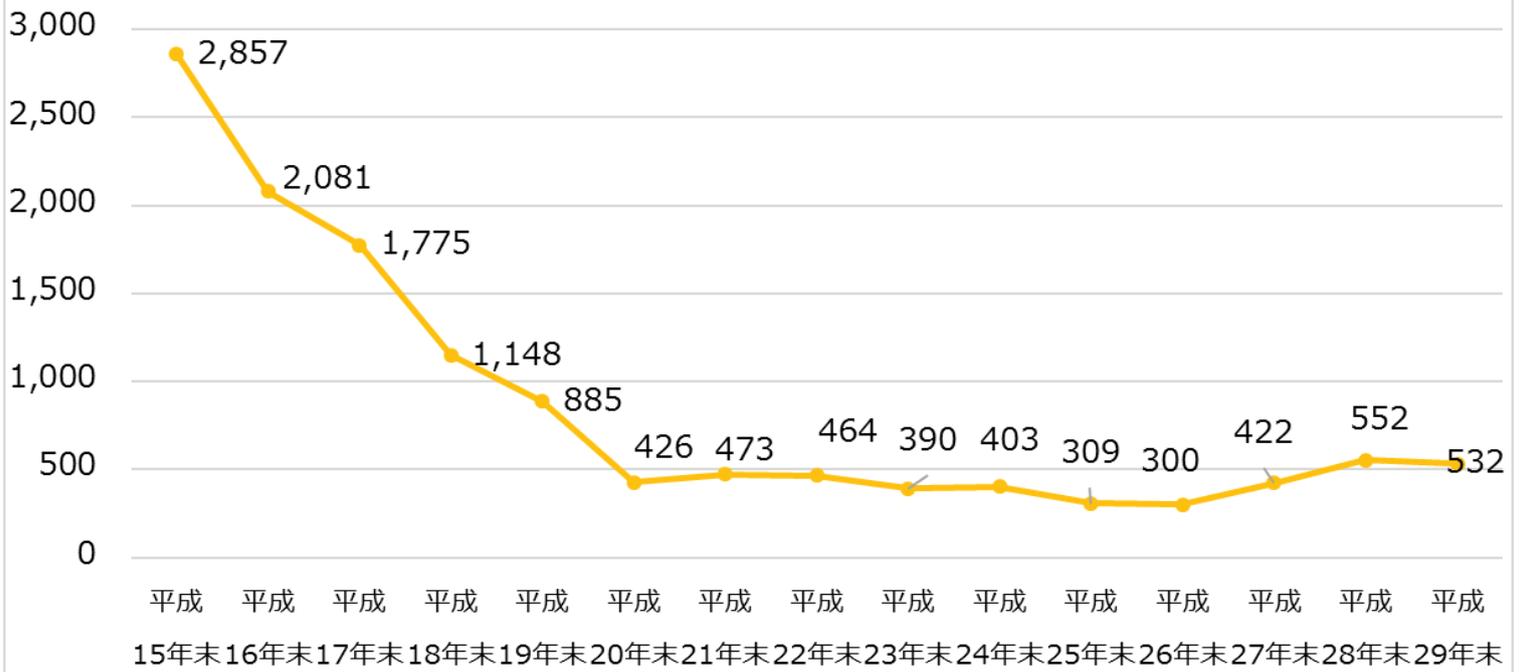
商品先物取引 出来高推移 (年度)



出所：(株)日本商品清算機構「品目別出来高速報」

単位：千枚

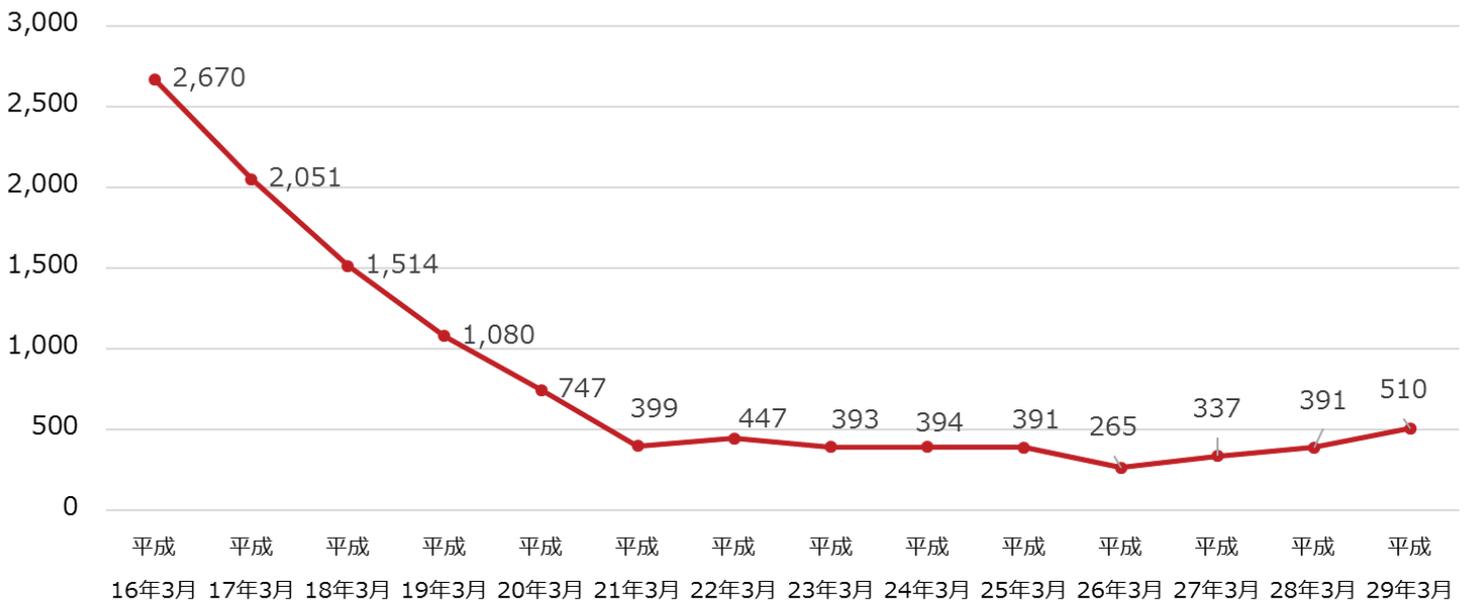
国内市場 取組高推移（年末）



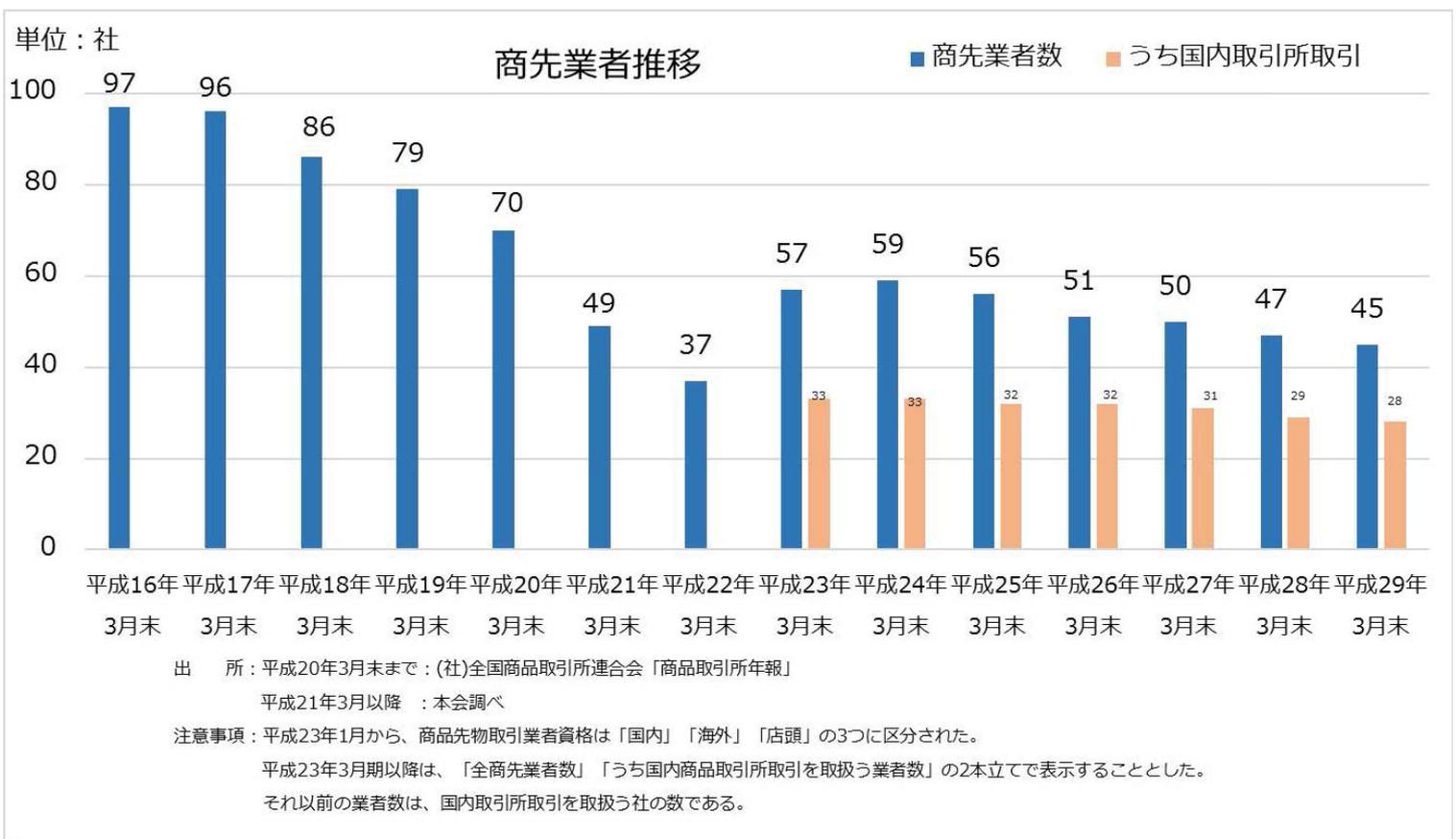
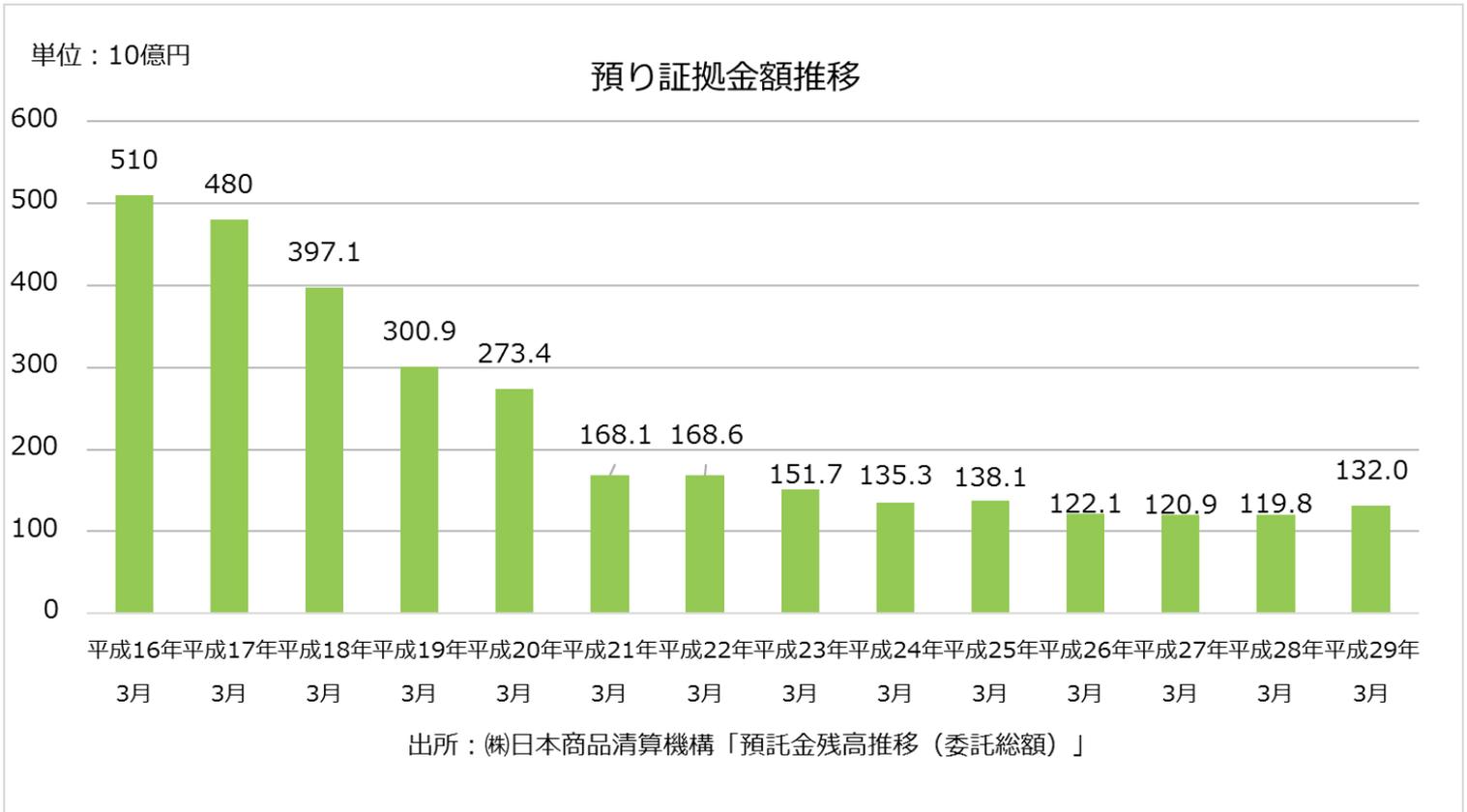
出所：(株)日本商品清算機構「VOLUME&OPEN INTEREST」

単位：千枚

国内市場 取組高推移（年度末）



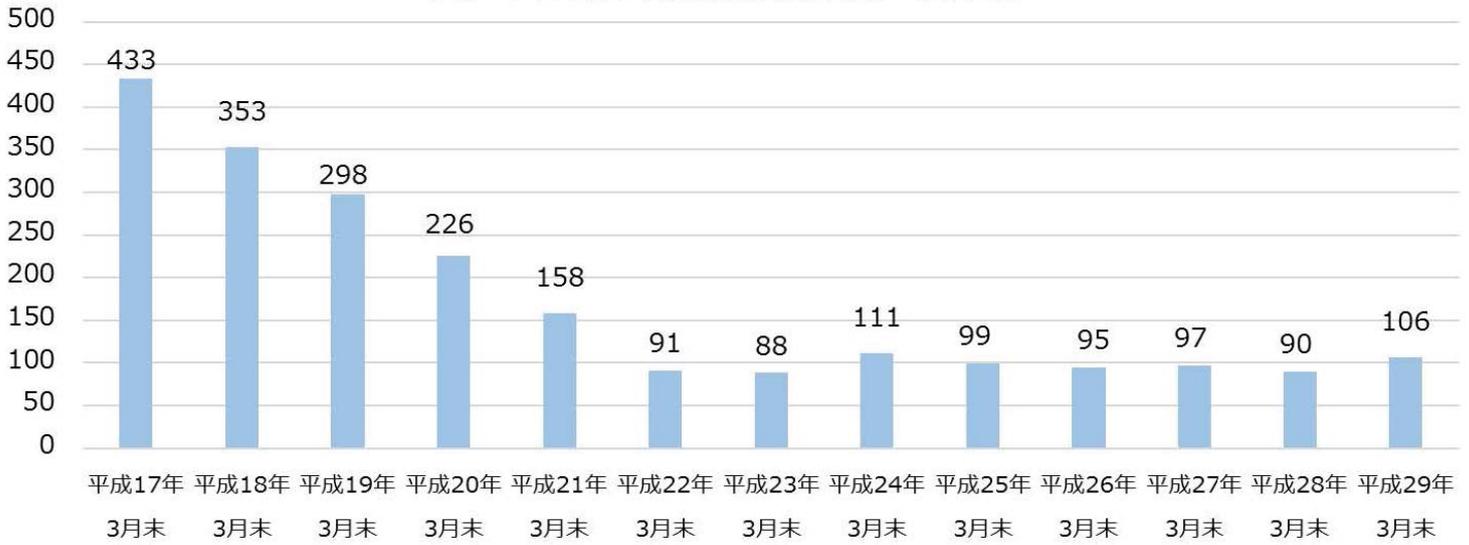
出所：(株)日本商品清算機構「VOLUME&OPEN INTEREST」



商品先物取引業者 営業所数推移

単位：営業所

(平成23年3月末以降は国内取引所に係る事業者の本支店の数)



出 所：平成20年3月末まで：(社)全国商品取引所連合会「商品取引所年報」

平成21年3月末、平成22年3月末：本会調べ

平成23年3月末以降：日商協開示資料を基に本会において集計

注意事項：平成23年3月末以降は国内取引に係る事業者の営業所数の合計値である。

外務員数推移

単位：名



出 所：平成20年3月末まで：(社)全国商品取引所連合会「商品取引所年報」

平成21年3月末：日商協「事業報告書」

平成22年3月末以降：日商協「会報」

注意事項：平成23年1月から商品先物業者資格は「国内」「海外」「店頭」の3つに区分された。

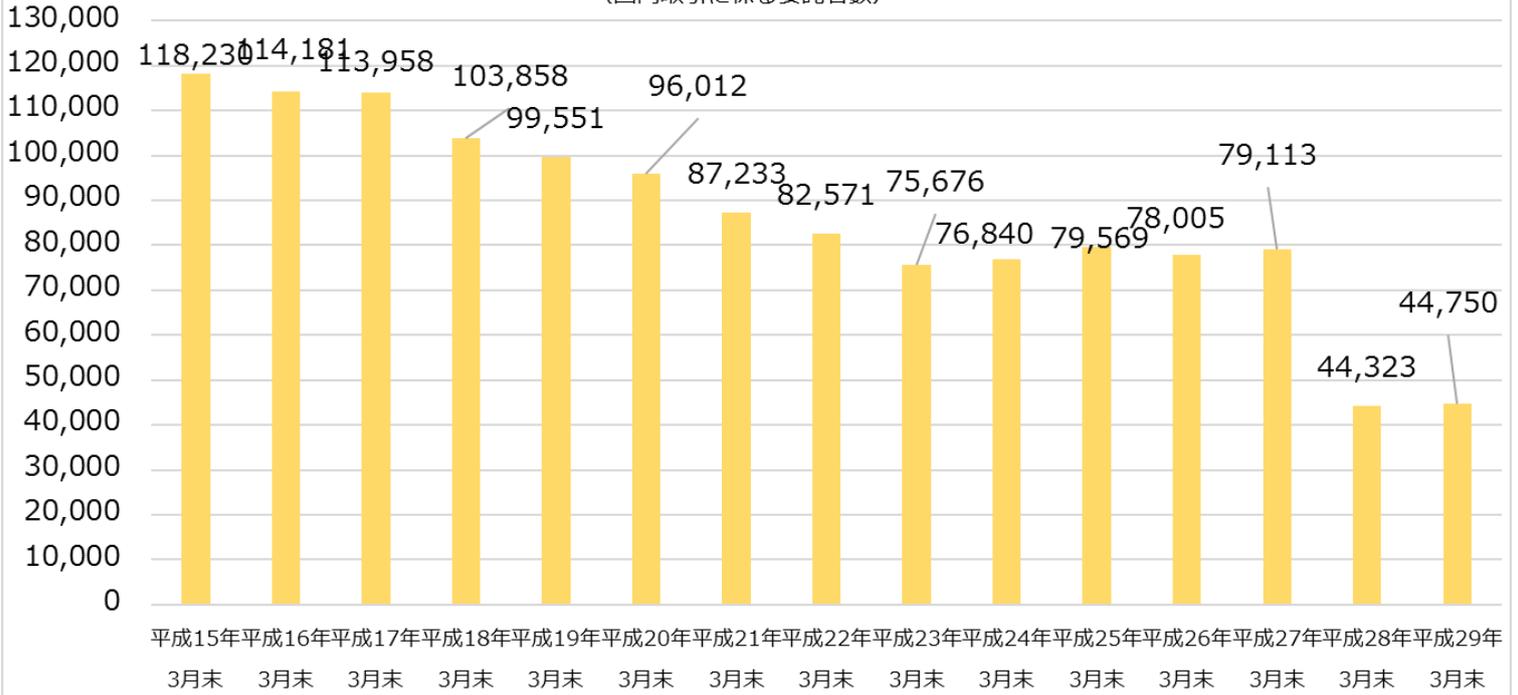
そのため、平成23年3月期以降は、「全外務員数」「うち国内取引所に従事する外務員数」の2本立てで表示することとした。

それ以前の外務員数は、全て国内取引所に従事する者の数である。

委託者数 推移

単位：名

(国内取引に係る委託者数)



平成15年3月末 平成16年3月末 平成17年3月末 平成18年3月末 平成19年3月末 平成20年3月末 平成21年3月末 平成22年3月末 平成23年3月末 平成24年3月末 平成25年3月末 平成26年3月末 平成27年3月末 平成28年3月末 平成29年3月末

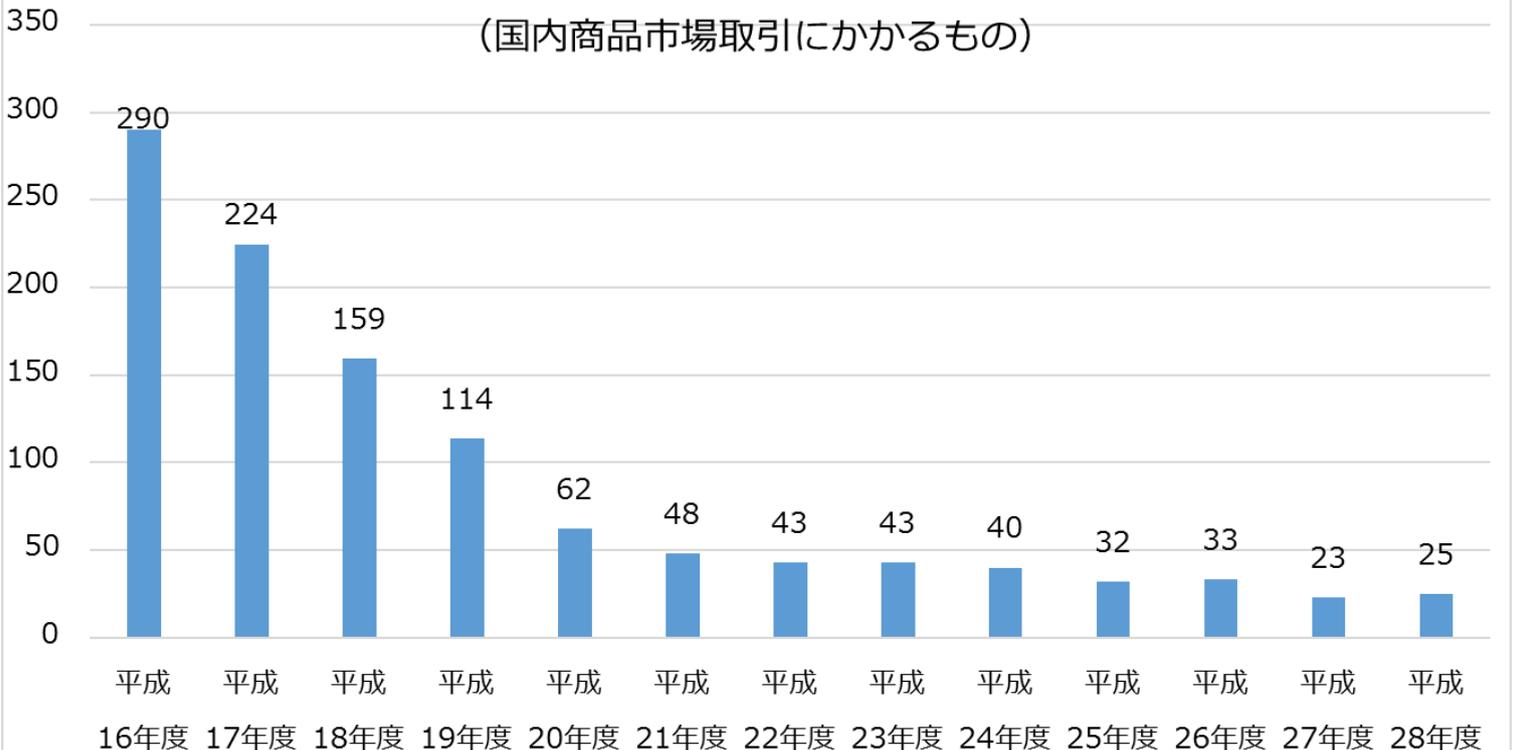
出所 平成20年3月末まで：(社)全国商品取引所連合会「商品取引所年報」

平成21年3月末以降：日商協開示資料を基に本会において集計

受取委託手数料額

単位：10億円

(国内商品市場取引にかかるもの)



日商協開示資料を基に本会が集計